

金融商品取引法における 課徴金事例集～開示規制違反編～

平成28年8月
証券取引等監視委員会事務局

目 次

I はじめに

1 本事例集について	1
2 最近の開示検査の取組みについて	3
3 上場企業、監査人、投資家等の皆様へ	6

II 開示規制違反の傾向

1 課徴金納付命令勧告の傾向	8
2 開示規制違反の手法の傾向	14
3 開示規制違反の発生原因	16

III 開示書類の虚偽記載に関する個別事例

1 売上高に関する虚偽記載	18
【事例1】売上の過大計上	19
【事例2】売上の過大計上	22
【事例3】売上の過大計上	25
2 売上原価に関する虚偽記載	28
【事例4】売上原価の過少計上等	29
【事例5】リベートの過大計上	34
3 販売費及び一般管理費に関する虚偽記載	37
【事例6】営業関係費等の過少計上	38
4 営業外利益に関する虚偽記載	41
【事例7】グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を 連結決算で利益計上	42
5 営業外費用に関する虚偽記載	45
【事例8】貸倒引当金の過少計上	46
6 特別利益に関する虚偽記載	49
【事例9】匿名組合清算配当金の過大計上	50
7 特別損失に関する虚偽記載	53

【事例 10】貸倒引当金繰入額の過少計上	55
【事例 11】減損損失の不計上	58
【事例 12】減損損失の不計上	62
8 資産に関する虚偽記載	66
【事例 13】ソフトウェアの架空計上	68
【事例 14】のれんの過大計上	72
【事例 15】投資有価証券の過大計上	75
【事例 16】たな卸資産の過大計上	80
【事例 17】たな卸資産の過大計上	85
9 負債に関する虚偽記載	88
【事例 18】前受金の過少計上	89
10 純資産に関する虚偽記載	94
【事例 19】純資産額の過大計上	95
11 非財務情報に関する虚偽記載	100
【事例 20】大株主の所有株式数の虚偽記載	101
【事例 21】第三者割当予定先の状況等の虚偽記載	104
IV 開示書類の不提出に関する個別事例	
【事例 22】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出	109
【事例 23】継続開示書類（有価証券報告書等）の不提出	112
V 開示検査の結果行われた自発的訂正等	115
VI 内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行った事例	117
VII 審判手続の状況及び個別事例	119
VIII 参考資料	
課徴金制度について	130

I はじめに

1 本事例集について

金融商品取引法における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような情報を提供するため、有価証券届出書、有価証券報告書等の各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者等の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

証券取引等監視委員会では、このような制度の趣旨を踏まえ、平成 17 年 7 月以降、金融商品取引法の規定に基づき開示検査を行っている。検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令勧告を行うほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行っている。また、有価証券報告書等に重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、その記載内容について訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

平成 20 年 6 月以降、適正な開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、開示検査において確認された不適正な会計処理等の傾向及びその概要を取りまとめ、毎年、「金融商品取引法における課徴金事例集」として公表しているが、本書は最近の事例等を追加・編集したものである。

本書では、できる限り不適正な会計処理等が行われた原因・背景を記載するよう努めており、本書が、市場監視行政の透明性を高めるとともに、証券市場を巡るルールの共有の促進を通じて幅広い市場関係者の自主的な規律の向上に役立つことを期待している。

(注) 1 第Ⅲ章及び第Ⅳ章では、これまでに証券取引等監視委員会が勧告を行った個別事例のうち主なものを掲載している。

(注) 2 各事例の紹介に当たっては、事案の背景やイメージ図を参考までに掲載しているが、これらは開示書類の提出者や投資家等にとって分かりやすいものとなるよう、実際の事案を簡素化している部分があることに留意されたい。

(注) 3 平成 25 年からは、事例の性質に応じて、開示規制違反に関する課徴金事例集と不公正取引に関する課徴金事例集の二冊に分けて公表している。

(用語の定義)

- ・「法」：金融商品取引法
- ・「旧法」：平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法
- ・「施行令」：金融商品取引法施行令
- ・「企業開示府令」：企業内容等の開示に関する内閣府令
- ・「課徴金府令」：金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
- ・「東証」：東京証券取引所
- ・「大証」：大阪証券取引所
- ・「名証」：名古屋証券取引所
- ・「札証」：札幌証券取引所
- ・「福証」：福岡証券取引所

2 最近の開示検査の取組みについて

昨今では、企業統治のあり方を定めた会社法が改正され、また、コーポレートガバナンス・コードの適用が始まるなど、上場企業を取り巻く状況は変化してきており、上場企業による企業情報の開示に対する市場の期待も一層高まってきている。

このような中、平成 27 年度には、日本を代表するグローバル企業で不適正会計が発覚し、大規模上場会社における不適正会計の潜在的リスクが認識されたところであり、証券取引等監視委員会としては、このような状況の変化を常に意識し、市場に対する投資者の信頼を保持すべく、以下のような取組みを行っている。

(1) 上場企業の経営環境の変化等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した情報収集・分析

我が国金融・証券市場においては、法の規定に基づき、約 3,600 社の上場会社をはじめとする有価証券の発行者等から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。

証券取引等監視委員会では、これまで、市場内外の様々な情報の収集・分析により、個別企業の有価証券報告書等における虚偽記載等に関する端緒を発見し、摘発等を行ってきたところであるが、結果として、課徴金納付命令勧告の対象は、新興市場の上場会社など、比較的規模の小さい上場会社の占める割合が高くなっている。

しかしながら、前述の大規模上場会社による不適正会計が発覚し、また、最近の事案として、グローバル化した企業の海外子会社の管理体制の不備等に起因した虚偽記載等がみられるようになったことなどを受け、約 3,600 社ある上場企業による開示規制違反を、より迅速・効率的に発見・抑止すべく、経営環境の変化等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した情報収集・分析等を開始、強化している。

特に、最近のマクロ経済動向等に着目すれば、中国や新興国における経済の減速や資源価格の下落等による業績悪化に伴い開示規制を潜脱しようとする潜在的リスク、海外事業進出に伴い不適正な会計処理を行おうとするリスク等に留意する必要があると考えている。

これら以外にも、上場企業における新たな事業やビジネスモデルの変更に伴い不正が行われるリスク等にも留意する必要がある。

（２）虚偽記載等の原因の究明

開示検査の実施においては、虚偽記載等の事実のみならず、その原因についても究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求めている。その際、虚偽記載等が行われることとなった直接的な原因にとどまらず、その原因を生じさせた根本的な原因についても、究明することとしている。

この根本的な原因を究明する理由として、次の２つが考えられる。

一つ目の理由は、不適正な会計処理の対象となった取引等が一つ発見されても、同じ動機等によって他の取引等について不適正な会計処理が行われている蓋然性が高く、その根本的な原因であるその動機等を究明しなければ、虚偽記載等の全体像を把握することができないと考えられることである。

二つ目の理由は、原因を考慮した改善策を講じずに、発見された虚偽記載等に形式的に対処するだけの改善策にとどまった場合には、本質的な改善にはつながらず、その上場企業において適正な開示を行うための体制が確立されないため、再度、同じ原因による虚偽記載等が発生するおそれがあると考えられることである。

証券取引等監視委員会は、不適正な開示が行われた背景にある原因について、検査対象企業と議論することによって、事案の徹底した解明及び問題の再発防止につなげるという意識を持って、開示検査に取り組んでいる。

更に、開示規制違反に対して、開示検査による事後的対応のみならず、未然防止の観点から、このような取組みにより究明した原因等について、本事例集等に記載し積極的に情報発信をすることにより、上場企業はもちろんのこと、他の市場関係者等についても、その自己規律強化につなげていきたいと考えている。

なお、開示検査において把握された虚偽記載等の原因については、後掲「Ⅱ 開示規制違反の傾向」・「３ 開示規制違反の発生原因」及び「Ⅲ 開示書類の虚偽記載に関する個別事例」に掲載した各事例における「不正の原因」等を参照されたい。

（３）企業自身の適正な取組みの態様

上場企業には株主を始めとする多様なステークホルダーが存在するため、上場企業において不祥事が発生した場合には、その影響は多方面にわたり、当該上場

企業の企業価値の毀損のみならず、市場全体の信頼性への影響も懸念されることから、日本取引所自主規制法人は平成 28 年 2 月に「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を公表したところである。本プリンシプルは、不祥事が発生した上場企業に強く期待される対応や行動に関する原則（プリンシプル）として、①不祥事の根本的な原因を解明すべく、最適な調査体制を構築するとともに、社内体制についても適切な調査環境の整備に努める旨、②調査の客観性・中立性・専門性を確保するためには、第三者委員会の設置は有力な選択肢となるが、その際、委員選定プロセスを含め、その独立性・中立性・専門性の確保に十分配慮する旨、③根本的な原因に即した実効性の高い再発防止策を策定し、迅速かつ着実に実効するとともに、その運用・定着に関しても十分に検証すべき旨、④不祥事に関する情報開示は、その必要に即し、把握の段階から再発防止策の実施の段階に至るまで迅速かつ的確に行う旨が定められている。証券取引等監視委員会としても、本プリンシプルの考え方は、不適切な開示を行った企業についてその再発防止が期待されるばかりではなく、適切な開示に大いに資するものと考えているところである。

また、本プリンシプルにおいて根本的な原因の解明のための有力な選択肢とされている第三者委員会の設置に関しては、平成 22 年 7 月に、日本弁護士連合会より「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表され、第三者委員会の在るべき姿等が示されている。

開示検査の実施に際し、上場企業等による虚偽記載等が判明した場合には、本プリンシプルや本ガイドラインに基づき、その企業自身において根本的な原因についても徹底した調査を行い、企業自身が正しい企業情報を市場に対し迅速に提供するとともに、適正な情報開示を行うための体制の構築等の企業自身による取り組みの実施が期待されるところである。

なお、「開示検査に関する基本指針」において、検査対象先が、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会を設置して調査を実施した場合において、合理性が認められる場合には、証券取引監視委員会は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができると規定している。

証券取引等監視委員会では、開示検査の運営に当たり、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、絶えず、検査の多様化や高度化を図るよう努めているところであり、今後とも、開示検査等を通じ、上場企業等による正確な企業情報等の迅速かつ公平な開示の実現等を図ることにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、適切に対応してまいりたい。

3 上場企業、監査人、投資家等の皆様へ

(1) 上場企業の皆様へ

企業が適正な開示を行うためには、適切なガバナンスが構築され、取締役・監査役による監督・監査を始め内部監査等が有効に機能していることが不可欠であるが、最近の不適正な開示が行われた事案では、その発生原因として、取締役会・監査役会の機能不全や内部統制の機能不全が指摘されるケースも存在する。

取締役の皆様にとって、本書における不適正な会計処理の具体的事例やその発生原因等は、自社のガバナンス体制が形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているかなどについて改めて点検する際の参考になるものと考えている。

また、監査役は、独立の立場から取締役の職務執行を監督することにより、企業不祥事を防止することがその役割のひとつであると考えられる。監査役の皆様にとって、企業情報の開示の適正性等を確保するため、監査役会等の独立性・客観性・実効性を高めるためにどのような対応が必要であるかなどを考えるに当たり、本書が参考になるものと考えている。

いずれにしても、適正な情報開示を確保する観点から、内部監査等において本書が大いに活用されることを期待するものである。

更に、企業情報の開示の適正性等を確保するためには、監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携等を確保するための適切な態勢整備に取り組むことも求められているところであり、このような場面においても、本書が、上場企業（監査役等）と監査人とのコミュニケーションの参考事例として広く活用されることを期待している。

(2) 監査人の皆様へ

会計監査は、企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラであると考えられる。監査人におかれては、本書を参考に、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深めるとともに、その不正の根本的な原因を理解することによって、今後の監

査に役立てていただければ幸いである。

また、前述（１）のとおり、証券取引等監視委員会としては、本書が、監査人と上場企業とのコミュニケーションの参考事例として広く活用されることを期待している。

（３）投資家等の皆様へ

上場企業における不適正な開示が行われた場合には、当該企業に投資を行っていた投資家が多大な損害を被ることは言うまでもない。

投資家、とりわけ機関投資家におかれては、本書を参考に、正確な企業情報等の開示や会計監査の品質などに関心を寄せていただくとともに、例えば、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）の中で、投資先企業に対し、コンプライアンス経営の徹底等を優先課題とするよう求めていただくことにより、市場全体における適正な開示に関する規律の向上につながるものと確信しているところである。

Ⅱ 開示規制違反の傾向

1 課徴金納付命令勧告の傾向

平成 17 年 4 月に課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反について平成 28 年 6 月 30 日までに 95 件の課徴金納付命令勧告を行った。内訳は「開示書類の虚偽記載」に対するものが 91 件、「開示書類の不提出」に対するものが 3 件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが 1 件である。

(表 1) 課徴金納付命令勧告の内訳

(単位: 件)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	8	6	1	91
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	2	0	42
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	5	4	1	42
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
不提出の勧告件数	－	－	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3
発行開示書類	－	－	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
継続開示書類	－	－	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 年度とは当年 4 月から翌年 3 月をいう。ただし、平成 28 年度は 6 月 30 日まで。(表 1 から表 5 において同じ)

開示規制違反に対する課徴金額の合計は、162 億 799 万 9,979 円である(年度別の合計は表 2)。個別事案における課徴金額の最高額は、平成 27 年 12 月 7 日に有価証券報告書等の虚偽記載に対して課した 73 億 7,350 万円である(内訳は、発行開示書類に係る額が 72 億円、継続開示書類に係る額が 1 億 7,350 万円)。

(表 2) 課徴金納付命令勧告の金額 (年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	6 億 3, 333 万円	24	7 億 2, 174 万 9, 994 円
19	6, 684 万 9, 997 円	25	10 億 4, 836 万 9, 999 円
20	19 億 1, 390 万 9, 997 円	26	6 億 464 万円
21	7 億 1, 147 万 9, 998 円	27	78 億 12 万円
22	18 億 7, 981 万 9, 994 円	28	2 億 5, 848 万円
23	5 億 6, 925 万円	合計	162 億 799 万 9, 979 円

(注) 1 課徴金額は勧告時点のもの。

2 平成 21 年度に個人に対して行われた 1 件 (課徴金額 1 億 2, 073 万円) については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(1) 開示書類の虚偽記載等

① 違反行為者 (発行者である会社) の市場別分類 (表 3)

違反行為者を市場別に分類すると、これまでの合計では、本則市場 51 件に対して、新興市場 49 件となっている。本則市場の上場会社数は、新興市場の上場会社数の約 3 倍であることを踏まえると、新興市場における勧告率が相当に高い結果となっている。

違反行為の背景は様々であるが、一般に、新興市場では会社規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があり、また、特定部門における不正が会社全体の財務に大きな影響を与えやすいことが、その背景の 1 つとして指摘される。

平成 27 年度については、課徴金納付命令勧告を行った 6 件のうち 5 件が本則市場の上場会社であった。

これらの本則市場の上場会社に係る事案では、取締役会で決議せず一部の役員が独断で不適正な取引を行うなど、上記の新興市場における背景と同様に、強い権限が特定の役職員に集中していたことによる事案もあれば、大規模な上場会社において、大幅な業績下落からの回復を急ぐ余り、不適正な会計処理が、その全体像を把握するものがない中で、広範に継続されていた事案もみられた。

一般に、会社規模が大きいほど、不適正な会計処理等が発覚した場合の社会的影響は大きいものと考えられ、より一層、開示の適正性等が求められる。

(表 3)

(単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
東証計	4	9	11	8	17	5	8	10	6	5	1	84
東証 1 部 (本則)	2	5	4	2	6	0	1	4	1	4	0	29
(うち旧大証 1 部)	1	1	2	0	2	0	0	1	0	0	0	7
東証 2 部 (本則)	0	1	2	1	1	1	1	3	0	1	0	11
(うち旧大証 2 部)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	4
マザーズ (新興)	0	0	1	2	7	2	3	0	1	0	1	17
ジャスダック (新興)	2	3	4	3	3	2	3	3	4	0	0	27
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	2	3	0	9
名証 1 部 (本則)	1	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	6
セントレックス (新興)	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0	5
札証 (本則)	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
アンビシャス (新興)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
福証 (本則)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	7	2	7	0	51
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	3	6	1	1	49
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	10	8	8	1	100

(注) 1 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

2 平成 25 年 7 月 16 日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成 25 年 7 月 15 日以前に勧告を行った違反行為者について、東証 1 部と大証 1 部に上場していた場合には「東証 1 部」の欄に 2 件、「うち旧大証 1 部」の欄に 1 件と表示している（東証 2 部と大証 2 部に上場していた場合も同様）。

② 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（表 4）

違反行為者の業種別の内訳については、情報・通信業（19 件）、サービス業（16 件）、卸売業（11 件）において、勧告件数が多くなっている。

特に、情報・通信業では、上場会社の業種別構成割合（約 10%）に比べて、違反行為者の業種別割合（約 22%）が高くなっており、ソフトウェア等の無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がみられる。無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目となっている。

平成 27 年度における勧告件数は、サービス業（2 件）、その他製品（2 件）等

となっており、これら4件の勧告対象となった上場会社の大半は、既存事業とは異なる新規事業に進出したり、事業内容が変遷するなどしており、また、除染事業や太陽光発電事業という新しい分野の事業における不適正な会計処理もみられた。

企業が既存事業との関連性に乏しい新規事業へ進出したり、既存事業を撤退して新規事業を開始するケースの中には、既存事業のビジネスモデルの破綻や業績悪化などが窺われ、そのような状況下において業績立直し等の必要から、当該企業における不適正な会計処理が行われるリスクが高まっている場合もあることから、留意が必要と考えられる。

(表4)

(単位：社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	2	0	0	19
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	2	1	16
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	1	0	0	11
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	0	8
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	4
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
その他製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	9	7	6	1	85

(注) 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

③ 違反行為の科目別分類 (表5)

違反行為(発行者である会社が違反行為者であるものに限る)の科目別の内訳については、これまでの合計では、特別利益又は特別損失(27件)、売上高(25件)、資産(24件)に係る勧告件数が多くなっている。

平成27年度においては、売上高で3件、売上原価で2件、特別利益又は特別

損失の科目で2件、資産の科目で2件等の勧告を行っている。

最も件数の多かった売上高の過大計上事案では、業績を良く見せたいという動機、上場廃止基準に抵触することを回避する目的等から不適正な会計処理が行われていた。一般に、売上高は、全体の金額が大きく、水増し額も大きな金額とすることが可能であり、また、売上目標の達成などのプレッシャーがかかりやすいなど様々な背景から、従来より不適正な会計処理が行われやすい科目となっている。

さらに、平成27年度においては、有価証券届出書の記述部分に関する虚偽記載についても勧告を行っている。本事案は、調査結果において、新株予約権の割当予定先である会社の親会社について、反社会的勢力や違法行為との関わりが懸念される人物との関係が指摘されていたにもかかわらず、有価証券届出書において、当該親会社について反社会的勢力や違法行為との関わりが懸念される人物との関係を示す情報はない旨確認されたかのように記載するなどの虚偽記載を行ったという事案であった。

証券取引等監視委員会としては、有価証券報告書等の非財務情報についても、当然に、投資判断にとって重要な情報であり、適正な開示が行われることが必要であると考えている。

なお、各科目における不適正な会計処理の態様等については、後掲「Ⅲ 開示書類の虚偽記載に関する個別事例」を参照されたい。

(表5)

(単位：件)

年 度	22	23	24	25	26	27	28	計
売上高	7	5	3	2	4	3	1	25
売上原価	0	1	1	2	0	2	0	6
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	1	0	6
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	0	1	0	3
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	1	2	0	27
資 産	5	4	4	7	2	2	0	24
負 債	0	0	1	1	0	0	0	2
純資産	0	0	0	2	1	0	0	3
記述部分	0	0	0	1	1	1	0	3
年度別計	24	17	14	22	9	12	1	99

(注) 複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

（２）開示書類の不提出

開示書類の不提出に係る課徴金納付命令の勧告は、これまで３件行われているが、大別すると次の２つの類型に分けられる。

① 届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに募集を行い、有価証券を取得させた事案（無届募集）

これまでに、届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに有価証券の募集を行い、有価証券を取得させたことによって課徴金納付命令の対象となった事案は２件である。

※ 違反行為者はいずれも非上場企業である。

② 継続開示書類を提出期限内に提出しなかった事案

これまでに、継続開示書類の不提出によって課徴金納付命令の対象となった事案は１件である。

※ この発行者は、「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって東証１部の上場廃止基準に抵触し上場廃止となっている。

（３）公開買付開始公告の不実施

公開買付けによって株券等の買付け等を行う際、公開買付開始公告（公開買付けの目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間などを記載した公告）を行わずに買付けを行ったことに対して、これまでに１件の事案に対して課徴金納付命令勧告を行っている。

2 開示規制違反の手法の傾向

不適正な会計処理に用いられる手法は様々であるが、検査において一定のパターンが観察されることがある。以下は、有価証券報告書等の虚偽記載について、最近の開示検査で把握された主な事案である。

➤ 海外子会社等において不適正な会計処理が行われ連結財務諸表に影響が及ぶケース

企業の海外進出が拡大する中、海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングが行われているかなど、企業集団全体としての内部統制のあり方が問われるようになっている。

- ・ 海外子会社において、適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されておらず、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金が過少に計上されていた。（【事例6】参照）
- ・ 海外子会社において、厳しい売上目標を達成するため、架空の伝票登録による架空売上の計上や、売上債権に対する貸倒引当金の過少計上などが行われていた。
- ・ 海外子会社が、製品の一部を納入し、その分の売上を計上していたが、その後、当該子会社が提供すべき製品・サービスのスケジュール及び範囲に関する顧客側との協議が合意に至らず、本契約に関わる売上及び利益の取消し等が必要になった。（【実態把握1】参照）
- ・ 海外の持分法非適用関連会社において、現地会計基準に基づいて無形固定資産として計上していた開発費は、日本基準では発生時に費用処理すべきであることなどが判明し、その結果、同社が実質的に債務超過と判断され、これに伴い、改めて持分法適用につき判断すると、同社につき持分法を適用するなどの訂正が必要になった。（【実態把握2】参照）

➤ 資産の評価が適切に行われていないケース

評価の方法が適切ではなかったり、価値評価等について会社として十分な検討を行っていないなど、評価の重要性に対する役職員の認識の甘さや取締役会等の機能不全といった問題がみられる。

- ・ 在外連結子会社が保有する複数の未上場株式について、IFRSに基づく公正価値評価損益を連結売上高に計上していたが、未上場株式のうち一部の銘柄を、マルチプル法（類似企業比較法）を用いて評価するに当たり、類似企業の範囲を不合理に広く解釈した企業選定を行ったことにより公正価値評価益が過大となり、連結売上高を過大に計上していた。（【自発的訂正等1】参照）

- ・ 海外の霊園事業を取得するに当たり、事業内容からすれば資産価値評価や取得金額が大幅に過大であったにもかかわらず、会社として一部の役職員による不正行為に対して十分な牽制機能が働かなかったことから、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上していた。（【事例 16】参照）
- ・ 所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定業者が、過大な鑑定評価を行っていたが、同不動産鑑定結果について検証等を行わず期末評価額を算出していたことから、たな卸資産である不動産の帳簿価額に過大計上が認められた。（【事例 17】参照）

3 開示規制違反の発生原因

証券取引等監視委員会は、開示検査において、虚偽記載等の原因についても究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求めている。その際、直接的な原因にとどまらず、直接的な原因を生じさせている根本的な原因についても、議論を行うこととしている。

根本的な原因となる事象・状況は、検査対象企業のビジネスモデル、ガバナンスの状況、事業環境等の変化等、様々であるが、証券取引等監視委員会は、事案の徹底した解明及び問題の再発防止につなげるという意識を持って、根本的な原因の究明に取り組んでいる。

最近の開示検査では、以下のようなことが開示規制違反の発生原因として把握されている。

(1) 強い権限、影響力を持った特定の役員等の主導による事案

(【事例3, 16, 21】参照)

特定の役員等の主導により不適正な会計処理等が行われているケースが散見されている。このようなケースにおいては、発生原因として、経営トップ等のコンプライアンス意識の欠如や取締役・取締役会・監査役の機能不全等が指摘されている。

取締役・取締役会・監査役の機能不全の背景には、不適正な会計処理等を主導した役員等が、創業者であることや在任期間が長いことなどから、強い権限、影響力を持っており、同役員等に一任する風潮、他の役員等が異論を差し挟むことが難しい雰囲気などがあった。

(2) 事業環境の変化等の背景が窺われる事案

(【事例1, 2】参照)

上場廃止基準に抵触することを回避するためや、新たに開始した事業において売上の過大計上が行われたケースがみられた。このようなケースにおいては、発生原因として、コンプライアンス意識の欠如、内部統制の機能不全等が把握された。

背景として、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、一定の影響力を持つために事業規模を拡大する必要があるとして、売上至上主義に傾倒したり、ビジネスモデルの継続が困難な状況となり事業内容が頻繁に変遷する状況下において、業績立直し等の必要性に迫られていたことなどがみられた。

(3) コーポレート・ガバナンス上の不備（【事例4】参照）

長期間にわたり広範に不適正な会計処理が継続されていたケースにおいては、発生原因として、歴代社長による予算達成要求と当該要求に対する社内牽制機能不足が認められた。

更に、取締役会や監査委員会が本来期待されていた役割を果たして代表執行役たる歴代社長に対する牽制機能を発揮することが出来なかったというコーポレート・ガバナンス上の不備が認められた。

その根本的な原因として、当社においては、執行役等の選解任や報酬等に係る原案策定等の権限が社長に集中していたが、その状況下において、取締役会への報告や社外取締役に対する情報提供が不十分であり、取締役会で重要な議題について審議を十分に行うことができる態勢を有していなかったことや、監査委員会が主体的に会計監査人の監査の方法及びその結果の相当性を検証する態勢や会計監査人に対して十分な情報提供を行う態勢を整備していなかったほか、経営監査部が会計処理の観点での監査を十分に実施していなかったにもかかわらず、監査委員会は取締役会を通じて必要な是正措置を講じさせなかったことなどがあった。

(4) 海外子会社等の管理体制の不備（【実態把握1，2】参照）

事業拡大のため海外子会社等で新規に事業を開始したところ、事業が軌道に乗る前に不適正な会計処理が発覚し、自発的な訂正が行われたケースが散見された。このようなケースでは、海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングを行うなどの海外子会社等を管理する体制が十分に整備できていなかったという問題点が認められた。

Ⅲ 開示書類の虚偽記載に関する個別事例

1 売上高に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 売上の架空計上や過大計上

- ・第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上した。(【事例1】参照)
- ・海外販売子会社において、基幹システム上で架空の受注伝票等を登録することにより、架空の売上を計上した。
- ・代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、子会社による販売取引のように装うことにより売上を過大に計上した。(【事例2】参照)
- ・工事進行基準適用案件において、工事の受注時点又は進行中に損失が見込まれていたにもかかわらず、実現可能性の低い又は具体的裏付けのないコスト削減策を織り込むことなどで見積工事原価総額を過少に見積もり、工事進捗度を高くすることにより売上を過大に計上した。(【事例4】参照)
- ・帳票のみで行われ、取引の仲介に入るだけの取引において、取引先（同業他社）と意を通じるなどして、架空売上及び架空仕入を計上した。(【実態把握3】参照)

(2) 売上の前倒し計上

- ・工事進行基準を適用しているソフトウェア取引において、勤務表を改ざんして実際には作業に従事していない人員の作業時間数（労務費）を実際原価に含めて、工事進捗度を高くすることにより、売上を前倒し計上した。
- ・取引先とは交渉中であつたにもかかわらず、虚偽の契約書を作成し、売上を前倒して計上した。
- ・取引先から預かった印章を用いて虚偽の証書類を作成し、売上を前倒して計上した。
- ・検収基準により売上を計上していたが、発注者に対し、社内資料として使用するだけであるなどと説明をし、除染作業の進捗度や測量結果とは無関係に作成した「検収書」等に発注者の押印を得るなどして、売上を前倒し計上した。(【事例3】参照)

(3) 売上の取消し処理の未済

- ・毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、期末に未実施の授業数に対応する部分を前受金に振替処理すべきであつたにもかかわらず、売上の取消しを行わなかった。(【事例18】参照)
- ・注文が取り消されたにもかかわらず、取消し手続を行わなかった。

【事例 1】売上の過大計上

1 本事例の特色

本件は、第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は1億400万円であったにもかかわらず、これを4億2,200万円と記載した有価証券報告書などを開示した。

なお、本件は、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、当時の経営陣の売上至上主義という経営方針の下、発電所の建設・販売を行う電源開発事業に進出するなど、事業規模拡大を志向していた企業において不適正な会計処理が行われた事案である。(平成28年度勧告)

2 発行者である会社

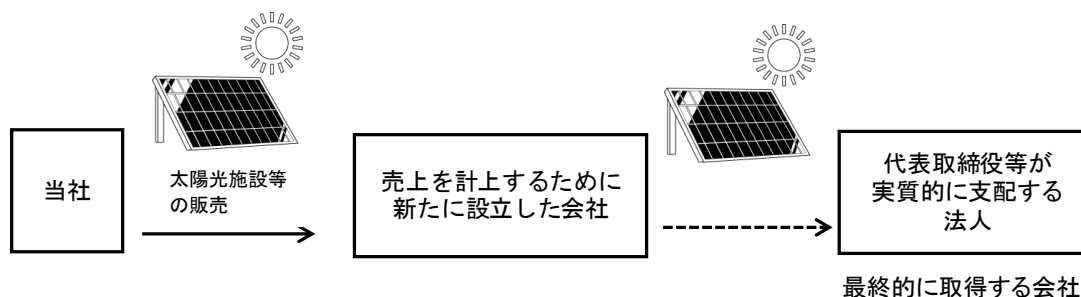
サービス業、東証マザーズ上場

3 事案の概要

(1) 売上の過大計上①

当社は、発電所の建設・販売を行う電源開発事業において、売上を計上するために新たに会社（A社）を設立し、A社が真の販売先となるものではないことを認識しながら、A社を形式的に介在させることにより、第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上していた。

なお、太陽光発電施設等は、最終的には、代表取締役等が実質的に支配する法人が取得した。



(2) 売上の過大計上②

当社は、多額のディーゼル発電機等の売却先の支払原資等を十分に確認しないまま取引を行い、対価の回収可能性が高いとは見込めなかったにもかかわらず、売上を計上した。

(3) 売上の過大計上③

当社は、太陽光発電システム機器を取引先（B社）に販売する一方、太陽光発電

所の開発にかかる工事を他の会社（Ｃ社）に請け負わせ、Ｂ社に販売した当該部品をＣ社に購入させ、工事に使用させた。

実態としては、Ｃ社に対して当該機器を有償で供給した取引に過ぎないにもかかわらず、当社は、Ｂ社に対する当該機器の売上を計上していた。

4 事案の背景

当社は、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、当時の経営陣の売上至上主義という経営方針の下、発電所の建設・販売を行う電源開発事業に進出するなど、事業規模拡大を志向していた。

このような中、当時の経営陣の主導の下、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場の直前期から、株式上場後１年に満たない会計期間にかけて、電源開発事業において、売上を過大に計上するなどの不適正な会計処理が行われた。

5 不正の原因

(1) 事業環境の変化や競争激化を背景とする売上至上主義への傾倒

代表取締役等は、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、当社が一定の影響力を持つためには、事業規模を拡大する必要があるとして、売上至上主義を掲げ、本来、取締役会決議が必要な取引について、決議がないまま、独断で取引を行うなどした。

また、役職員は、売上予算の達成に向けた強いプレッシャーにより、コンプライアンス意識が希薄になっていた。

(2) 内部統制の機能不全

取締役会は、本来、当社の業務執行を監督する立場にあるが、代表取締役等に対する他の取締役や監査役からの牽制が機能していなかった。

また、内部監査室は、他部門の職員が兼務しており、独立性を欠き、十分な監査時間も確保できていない状況であったことから、実質的な監査が行われておらず、内部監査は機能していなかった。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、売上の過大計上等により、法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	2 億 4, 700 万円	5, 500 万円

② 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	4 億 2, 200 万円	1 億 400 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	2 億 600 万円	▲2, 200 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、第 X1 期事業年度連結会計期間につき、売上の過大計上等により、同期間における連結当期純損益が 1 億 400 万円の利益であるところを 4 億 2, 200 万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4, 000, 000 株の株式を 48 億 2, 100 万円で取得させた。

② 当社は、第 X1 期事業年度連結会計期間につき、売上の過大計上等により、同期間における連結当期純損益が 1 億 400 万円の利益であるところを 4 億 2, 200 万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、600, 000 株の株式を 7 億 2, 315 万円で取得させた。

同社が行った上記①～②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

2 億 5, 848 万円

（継続開示書類 計 900 万円、発行開示書類 計 2 億 4, 948 万円）

【事例 2】売上の過大計上

1 本事例の特色

本件は、当社代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、当社子会社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上したものである。これにより、当社は、売上高について、本来は 8,100 万円であったにもかかわらず、これを 1 億 1,300 万円と記載した有価証券報告書を開示した。

なお、当社は、当時、東証マザーズ市場に上場していたところ、本件は、当社の連結売上高が東証マザーズの上場廃止基準（1 億円未満）に抵触するおそれが生じたことから、当該上場廃止基準への抵触を回避するため、不適正な会計処理が行われた事案である。（平成 27 年度勧告）

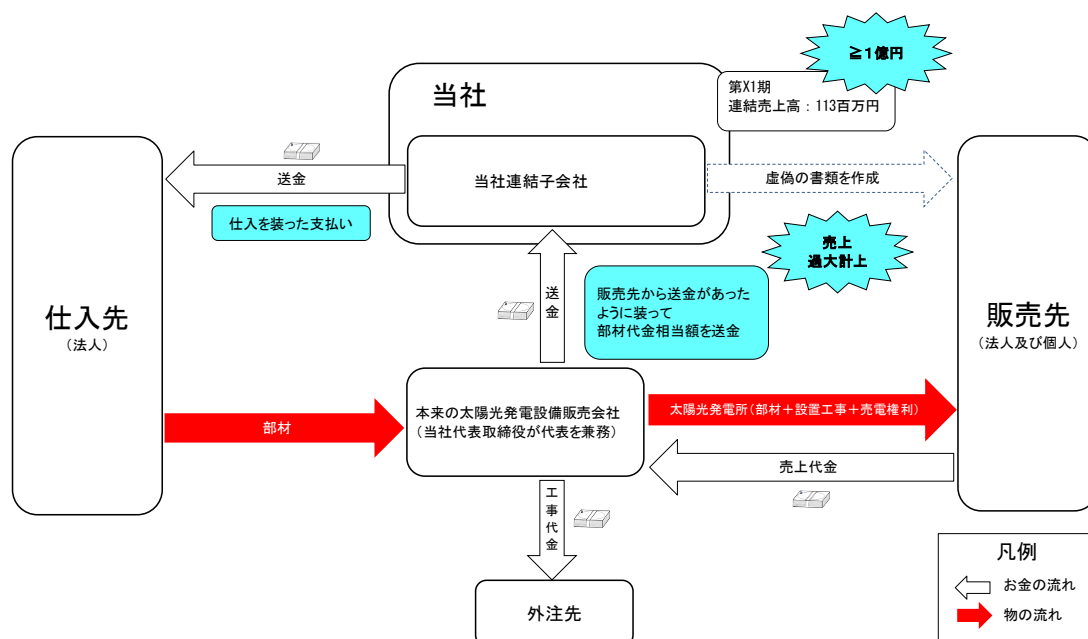
2 発行者である会社

その他製品、東証二部上場

3 事案の概要

当社代表取締役が代表を兼務していた他社が、太陽光発電事業を行うために必要となる権利、設備部材の設置等の請負工事及び設備部材その他の一切をまとめたパッケージで（すなわち、太陽光発電所として完成させたいうで）、販売先に対して販売することが合意されていたところ。

当社は、当社子会社の売上とするために、上記他社と販売先との間の設備部材の販売取引に当社子会社を介在させる形を作り、当社子会社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上した。



4 事案の背景

当社は、当時、東証マザーズ市場に上場していたところ、当社の連結売上高が東証マザーズの上場廃止基準（１億円未満）に抵触するおそれが生じたことから、売上高を増加させる方策が検討され、当社の代表取締役が代表を兼務する会社において太陽光発電事業によって収益をあげていたこと等から、当社においても太陽光発電事業を新規事業として開始すれば収益が上がる見込みがあると考えた。

しかしながら、当社子会社が同事業を開始した時点では、期末まであとわずかな期間しか残されておらず、売上高１億円をクリアするにあたり、時間が逼迫していた。

5 不正の原因

(1) 法令等遵守意識・体制の欠如

当社経営者は、上場廃止の回避を優先したことから、意思決定に必要な手続きを軽視するとともに、取引の体裁を整えるために虚偽内容の書類の作成を行うなど、当社役職員にコンプライアンス意識が欠如していた。

(2) 内部統制の機能不全

当社取締役会は子会社管理をするとともに重要な取引については承認することになっていたが、本件取引については取締役会に報告されておらず、決議も経ていなかったほか、事後において監査役も本件取引を承知していたにもかかわらず何らの措置を講じていなかった。

6 法令違反の事実関係

当社は、売上の過大計上により、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書を提出した。

第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
売上高	1 億 1,300 万円	8,100 万円

7 課徴金額

600 万円

8 参考

有価証券上場規程（東京証券取引所）

第 2 節 マザーズの上場廃止基準

（上場内国会社の上場廃止基準）

第 603 条

マザーズの上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場

を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(3) 略

(4) 売上高

最近1年間(「最近」の計算は、直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この号において同じ。)における売上高が1億円未満である場合(最近1年間における利益の額が計上されている場合及び上場後5年間に於いて最近1年間における売上高が1億円未満である場合を除く。)

(5)・(6) 略

【事例 3】売上の過大計上

1 本事例の特色

本件は、子会社において除染作業等を業としていたところ、除染作業が完了していない案件について売上を前倒し計上したり、受注していない案件について架空の売上を計上することにより売上を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は4億8,600万円の損失であったにもかかわらず、これを3億8,200万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。

なお、本件は、証券取引等監視委員会が検査権限を行使する前に、会社により、計3回、第三者調査委員会が設置され、調査結果の公表、自発的な訂正報告書の提出が行われていたものであるが、第三者委員会の度重なる調査結果を経ても、事実の解明が不十分であったこと等から、訂正内容の適切性や会社の対応状況等を確認する必要があると判断し、検査に着手し、勧告に至った事例である。(平成27年度勧告)

2 発行者である会社

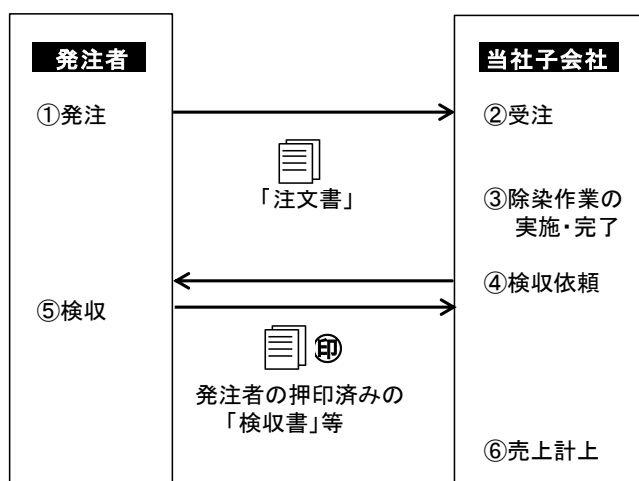
サービス業、東証一部・名証一部上場

3 事案の概要

(1) 売上の過大計上

当社子会社は、実施した除染作業の測量結果に基づき「検収書」等を作成し、当該「検収書」等に発注者の印鑑を押印してもらうことにより、売上の計上をおこなっていたところ、発注者に対し、社内資料として使用するだけであるなどと説明をし、除染作業の進捗度や測量結果とは無関係に作成した「検収書」等に発注者の押印を得るなどして、除染作業が完了していない案件について売上を前倒し計上したり、受注していない案件について、架空の「検収書」に発注（見込）者の押印を得るなどして架空の売上を計上することにより売上を過大に計上した。

〔本来の売上計上フロー〕



〔不適正な会計処理〕

(i) 売上の前倒し計上

除染作業が完了していない段階で、発注者に対し、「検収書」等への押印を依頼し、押印を得て、売上を計上。

(ii) 売上の架空計上

発注者に依頼し押印を得た架空の「検収書」により、売上を計上。

(2) 受注損失引当金の不計上

当社子会社は、赤字受注であると認められる除染案件について適切な受注損失引当金の計上をしなかった。

(3) 減損損失の不計上

上記(1)、(2)のとおり、子会社において不適正な会計処理が行われていた結果、当社は、当該子会社に係るのれん等固定資産について減損の兆候の認識をせず、本来計上すべき減損損失を計上していなかった。

4 事案の背景

当該子会社は、当社役員×氏の提案により当社の連結子会社となった経緯があり、当社からの運転資金の融資がなければ事業の継続が困難な状況にあった。

×氏は、当該子会社の経営及びそのための当社から当該子会社への融資の継続に注力しており、当該子会社の業績を意識して、本件不適正な会計処理を主導した。

5 不正の原因

(1) 取締役会における監督・牽制の欠如

本件不適正な会計処理を主導した役員（×氏）は、長年、管理部門を統括し、法務・会計に関する専門知識を有するなど、圧倒的な発言力を有しており、取締役会における×氏に対する監督・牽制が欠如していた。

(2) 多数の役職員のコンプライアンス意識の欠如

本件不適正な会計処理への関与者に加えて、関与はしていなかった役職員らについても、関与者から不適正な会計処理を窺わせるメールを受信しながらも漫然と放置するなど、取締役をはじめとする多数の役職員にコンプライアンス意識が欠如していた。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、売上の過大計上、受注損失引当金の不計上、減損損失の不計上等により、法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	3億9,400万円	2億3,300万円

② 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3 億 8, 200 万円	▲4 億 8, 600 万円
連結純資産額	28 億 9, 700 万円	19 億 6, 800 万円

③ 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	600 万円	▲2 億 3, 200 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、49,825 株の株式を 33 億 2,238 万 825 円で取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、5,393 株の株式を 3 億 5,961 万 633 円で取得させた。

同社が行った上記①～②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

1 億 6, 5 0 9 万円

（継続開示書類 計 750 万円、発行開示書類 計 1 億 5, 759 万円）

2 売上原価に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 売上原価の過少計上、売上原価の繰延べ

- ・赤字受注であると認められる除染案件について適切な受注損失引当金の計上をしなかった。(【事例3】参照)
- ・製造等委託先に対して、調達価格を上回る額であるマスキング価格で、生産行為に必要な数量を超えた数量の部品を有償支給し在庫として保有させるなどして利益を計上(会計上は、製造原価を減額)した。(【事例4】参照)
- ・適切な原価差額の配賦を行わず、売上原価を過少に計上した。(【事例4】参照)
- ・架空の原価付替伝票を作成して原価を完成品から仕掛品に付け替えることにより、売上原価を過少に計上した。
- ・リベート(仕入値引)の過大計上により、売上原価を過少に計上した。(【事例5】参照)
- ・改良作業に着手したものの、その後、作業を中断したソフトウェアについて、販売の見込みがないにもかかわらず、仕掛品に計上したまま費用処理しなかった。(【事例11】参照)
- ・期末までに認識可能な売上原価を総発生原価見通しに含めなかった。
- ・店舗の実地棚卸において、棚卸原票に架空の商品を在庫として記載することにより、期末在庫数量の水増しを行った。
- ・工事予算額を超過することが見込まれる工事について、工事原価を過少計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事に付け替えた。
- ・仕掛品を売上原価に振り替えず、売上原価を過少計上した。

(2) 架空仕入の計上(売上原価の過大計上)

- ・売上の前倒し計上が見えぬことを恐れ、売上原価を過大に計上した。

(3) 外注費の繰延べ

- ・完成工事の外注費を他の未成工事に付け替え、翌期以降に繰り延べた。

【事例 4】工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上、売上原価の過少計上、費用の過少計上等

1 本事例の特色

本件は、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上が行われたほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などが行われるなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 31 億 9,400 万円の利益であったにもかかわらず、これを 700 億 5,400 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。

本件不適正な会計処理が発生した原因として、歴代社長による予算達成要求と財務経理部門における牽制機能の無効化が、歴代社長に対する牽制が働かなかった根本原因として、コーポレート・ガバナンス上の不備が認められた。

本件勧告の課徴金額は、歴代最高額の 73 億 7,350 万円となった。（平成 27 年度勧告）

2 発行者である会社

電気機器、東証一部・名証一部上場

3 事案の概要

(1) 工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上

一部インフラ関連の工事進行基準適用案件において、工事の受注時点又は進行中に損失が見込まれていたにもかかわらず、実現可能性の低い又は具体的裏付けのないコスト削減策を織り込むことなどで見積工事原価総額を過少に見積もり、適切な工事損失引当金の計上をしなかったほか、工事進捗度を高くすることにより売上を過大に計上した。

(2) 費用の過少計上

映像事業において、発生主義に従って計上すべき引当金を適切に計上しなかったほか、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。

(3) 売上原価の過少計上等①

パソコン事業において、当社が当社子会社を通じて製造等委託先に調達価額を上回る額であるマスキング価格で主要部品を有償支給する部品取引と、同委託先が製造した完成品を当社子会社を通じて当社に納入する取引（完成品取引）とは、実質的に一連の取引であり（部品取引と完成品取引を合わせて Buy-Sell 取引という）、会計上は一個の取引と評価されることから、本来、有償支給した部品が製造等委託先に四半期末に在庫として存在する場合には、部品取引時に製造原価から減額した

マスキング価格と調達価額の差額（以下「マスキング値差」という。）を未実現利益として取り消す必要があったところ、部品調達価格とマスキング価格の比（マスキング倍率）が年々拡大する中、正常な生産行為に必要な数量を超えた数量の部品を製造等委託先に対して有償支給し在庫として保有させ、当該部品取引時にマスキング値差を製造原価から減額した上、同一四半期末に当該会計処理を取り消さない等により、売上原価を過少に計上等した。また、映像事業と同様、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。

Buy-Sell 取引におけるように部品取引と完成品取引が実質的に一連の取引である場合において、部品取引で計上されたマスキング値差は一時的な未実現利益であり、これが取り消されない際には、架空の利益の計上とされる。

(4) 売上原価の過少計上等②

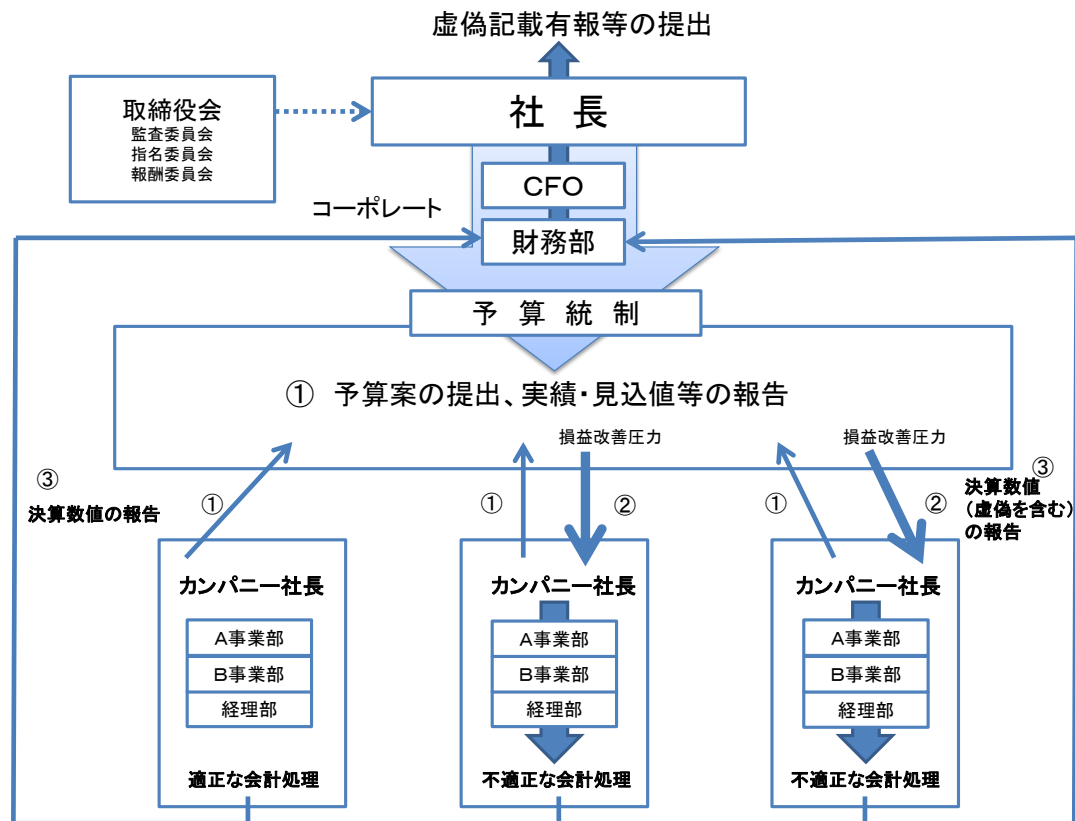
半導体事業において、生産工程が「前工程」と「後工程」に分かれているところ、前工程の標準原価を臨時に改訂した一方で、後工程の標準原価は改訂しなかったことにより、後工程で多額に発生した原価差額を、前工程と後工程の原価差額を合算して配賦を行う合算配賦法を適用して配賦することで前工程の期末在庫を過大に計上する等、適切な原価差額の配賦を行わず、売上原価を過少に計上したほか、一部の棚卸資産について適切な評価損の計上をしなかった。

4 事案の背景

当社は、平成 11 年、グローバル社会の中で事業運営に関わる迅速な意思決定及びその実行を可能とし、各事業を強化することを狙いとして、各事業部門を独立採算制で一つの会社（カンパニー）に見立てて運営する「社内カンパニー制」を導入した。

社内カンパニー制における本社機能はコーポレートが担い、各カンパニーの予算の作成を指導し、「社長月例」と呼ばれる月次報告会等において、各カンパニーから前月の実績並びに当月及び当四半期末の損益の見込値を報告させ、予算必達の名の下にカンパニーに損益改善要求（「チャレンジ」）を行うことにより予算統制を行っていた。

当社は、平成 20 年のリーマンショックを契機に大幅に業績が落ち込んだことから、その回復を急ぐ余り、歴代社長の統制の下、四半期末の予算の達成を強く求めたことから、この達成が困難なカンパニーにおいて、利益の前倒しや費用の繰延べ、引当金の過少計上等の手法を用いた不適正な会計処理が行われた。その中には歴代社長が認識していたものもあるが、その全体像を把握するものがない中で、広範に不適正な会計処理が継続されたものである。



5 不正の原因

(1) 歴代社長による予算達成要求と当社内部の財務・経理部門における牽制機能の無効化

当社及び当社子会社において、長期間にわたり広範に不適正な会計処理が行われていたが、これらの原因として、

- ・ 歴代社長が当期利益至上主義の下で予算の達成や実績見込の上積みを強く求めたこと
- ・ 一部の事業において、カンパニー社長は、歴代社長の要求に応えるためには、損益調整をすることもやむなしとしていたこと

その一方で、

- ・ カンパニー経理部は、カンパニー社長の指揮命令の下、カンパニーの一員として損益改善に取り組むことを求められる立場にあったため牽制機能が果たせなかったこと
- ・ コーポレート財務部門は、カンパニーによる会計処理を把握し、一部の不適正な会計処理について段階的に正に向けた検討・提案は行ったものの、カンパニーの事業部門で行われた当該会計処理の基礎となる事実関係の把握が必ずしも容易ではなかったこと、あるいは、歴代社長らの意向を慮るあまり、「解釈の余地があるもの」として会計上の適否の線引きを明確に行わず、過年度の財務諸表の是正も含めた適正な財務報告に向けた行動には至らないなど、コー

ポレート財務部門としてカンパニー及び経営陣に対する牽制機能が果たせなかったこと
などが認められる。

(2) コーポレート・ガバナンス上の不備

当期利益至上主義の下で予算の達成を強く求めた歴代社長に対する牽制が働かなかった根本的な要因として、以下に述べるコーポレート・ガバナンス上の不備が認められる。

当社は指名委員会等設置会社であるところ、取締役会は、経営の基本方針等の重要事項の決定及び執行役等の職務の執行に対する監督の機能が期待されていた。また、監査委員会は、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われているかを監査し、これを確保するための内部統制システムの整備・機能状況を確認し、必要に応じて取締役会を通じて是正措置を講じさせることが期待されていた。しかしながら、取締役会や監査委員会が本来期待されていた役割を果たして代表執行役たる社長に対する牽制機能を発揮することができなかった。

その根本的な原因として、当社においては、執行役等の選解任や報酬等に係る原案策定等の権限が社長に集中していたが、その状況下において、取締役会について、①報告対象事項の定義が不明確であったため、適切に報告がなされていない案件があり、また、②社外取締役に対し、案件の事実関係に関する情報提供が不十分であったほか、③審議時間が十分に確保されていないなどから、重要な議題について審議を十分に行うことができる態勢を有していなかったことなどがある。

また、当社は、会計監査は一義的に会計監査人の職責であるといった認識があり、会社の計算関係書類の監査における役割及び責任を軽視する傾向があったため、①監査委員会が主体的に会計監査人の監査の方法及びその結果の相当性を検証する態勢や会計監査人に対して十分な情報提供を行う態勢を整備していなかったほか、②経営監査部が会計処理の観点での監査を十分に実施していなかったにもかかわらず、監査委員会は取締役会を通じて必要な是正措置を講じさせなかったことなどがある。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、工事損失引当金の過少計上、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	700 億 5,400 万円	31 億 9,400 万円

② 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	773 億 6, 600 万円	134 億 2, 500 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、売上原価の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 539 億 4, 300 万円（100 万円未満は切捨て。以下同じ。）の損失であるところを 197 億 4, 300 万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 1, 200 億円で取得させた。
- ② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 300 億円で取得させた。
- ③ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 900 億円で取得させた。
- ④ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の②）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 300 億円で取得させた。
- ⑤ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の②）参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 500 億円で取得させた。

同社が行った上記①～⑤の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

7 3 億 7, 3 5 0 万円

（継続開示書類 計 1 億 7, 350 万円、発行開示書類 計 72 億円）

【事例 5】リベートの過大計上

1 本事例の特色

本件は、インターネット通販による家電小売業において、仕入先から支払われるリベート（仕入値引）を過大計上することなどにより、売上原価を過少計上したものである。これにより、当社は、中間純損益について、本来は 8,500 万円の損失であったにもかかわらず、これを 1 億 1,400 万円の利益と記載した半期報告書などを開示した。（平成 24 年度勧告）

2 発行者である会社

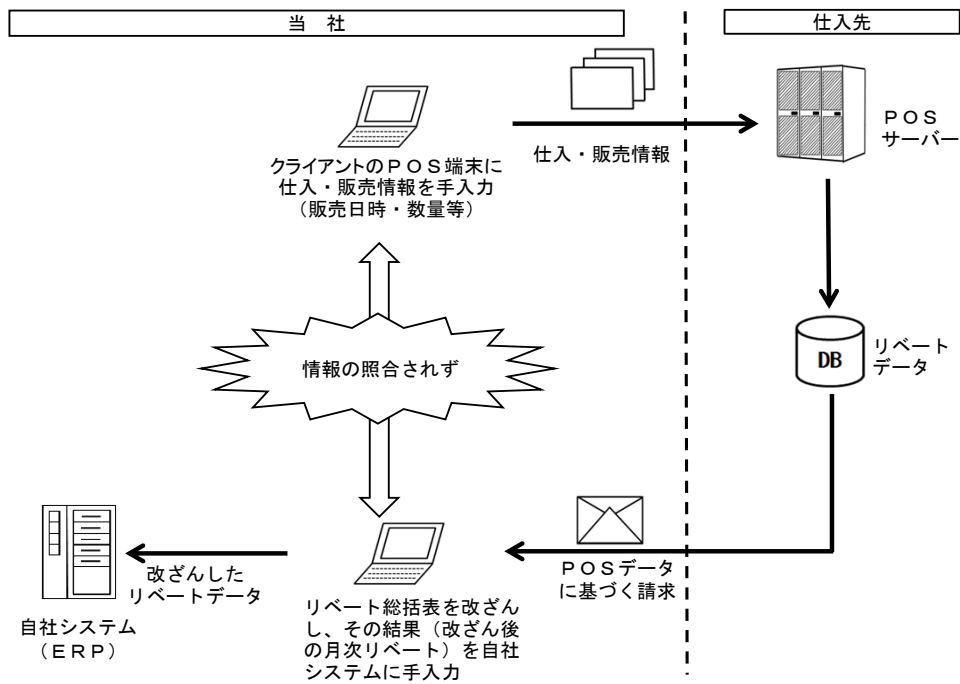
小売業、マザーズ上場

3 事案の概要

当社は、家電の販売情報（日時、製品、数量等）に応じて、仕入先から各種のリベートを受け取っていた。こうした販売情報のうち、日次（仕入時）に計上されるリベートについては、当社の財務・会計システムと仕入先の POS サーバーに対応する POS 端末が連携して自動処理されていたものの、販売・在庫状況に応じて月次で計上されるリベートについては、仕入先の POS システムとの連携が未対応であったため、毎週末に一括して POS 端末に手入力するとともに、当社の財務・会計システムに仕入の月次決算を手入力することによって対応していた。

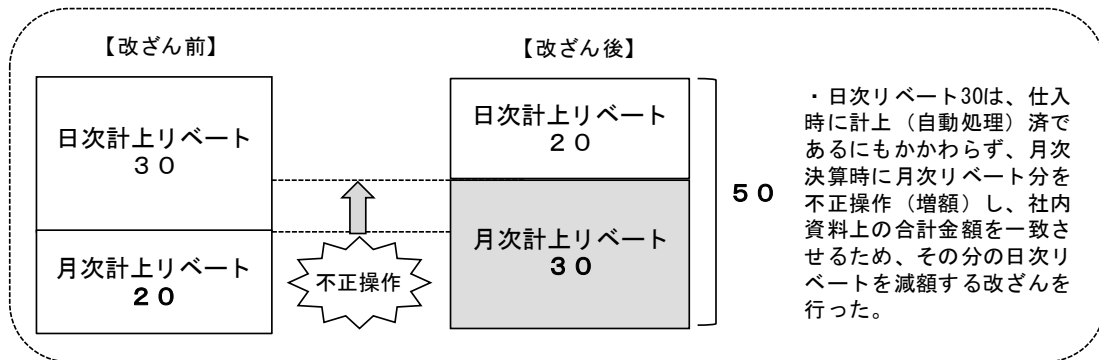
当社は、リベートの月次決算処理に当たって、リベート内訳を分類・集計した社内資料（リベート総括表）を作成していたが、当社役員は、当社の決算時に、リベート総括表の合計金額は一致させつつ、日次リベート金額を減額し、その分、月次リベート金額を増額する改ざんを行っていた。この結果、仕入時に計上済の日次リベート金額に加えて、当該役員によって水増しされた月次リベート金額が計上され、これによりリベートが過大計上されることとなった。

(図1) リポートの前提となる情報システム

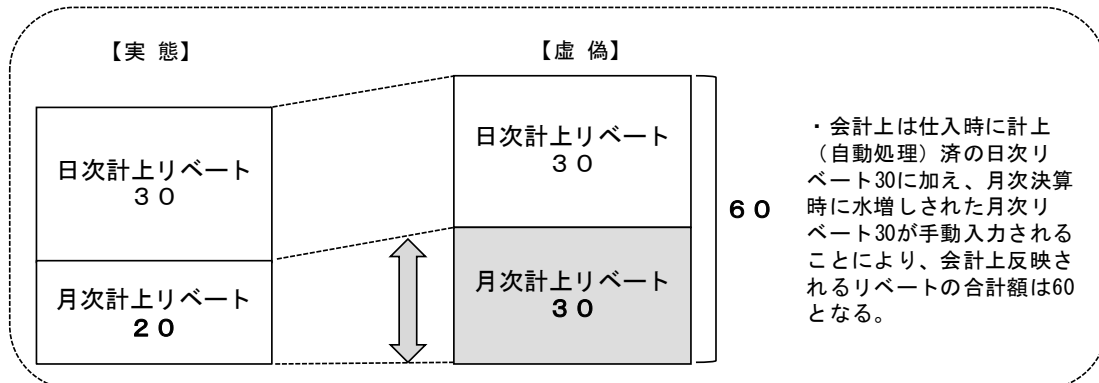


(図2) リポート総括表の内訳の改ざん

リポート総括表 (社内資料)



会計上反映されるリポート合計額のイメージ



4 不正の背景

(1) 社内牽制機能の不備

リベートの決算処理が特定の個人に依拠されていることに加え、管理部門においても関係証憑等について詳細な照合を行わないなど、組織内における牽制が機能していなかった。

(2) コンプライアンス意識の欠如

役員自らがリベートの水増し計上に関与しており、また、代表取締役を含む経営陣もリベートや売上原価に係る管理の必要性についての認識が甘いなど、コンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

当社は、売上原価の過少計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	1 億 9, 200 万円	▲800 万円
連結中間純損益	1 億 1, 400 万円	▲8, 500 万円

② 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	4 億 4, 300 万円	1 億 8, 100 万円
連結当期純損益	2 億 7, 200 万円	6, 500 万円

③ 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2 億 2, 000 万円	7, 300 万円
連結中間純損益	1 億 2, 900 万円	▲100 万円

④ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1 億 4, 300 万円	7, 400 万円

6 課徴金額

600万円

3 販売費及び一般管理費に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 費用の過少計上、費用の繰延べ

- ・発生主義に従って計上すべき引当金を適切に計上しなかったほか、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。(【事例4】参照)
- ・海外販売子会社が、発生した営業関係費を費用計上しなかった。(【事例6】参照)
- ・期中に広告宣伝業務の役務提供を受けたにもかかわらず、その対価の支払が翌期以降であることを理由として、広告宣伝費の計上を翌期以降に繰り延べた。
- ・将来の収益獲得が確実とはいえないソフトウェアについて、本来は期間費用処理を行うべきところ、これを行わず、ソフトウェアとして資産計上した。
営業費等の各種費用を翌期以降に繰り延べた。

(2) 貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上（売掛債権等）

- ・滞留債権について回収を装うなどし、滞留債権が認識されず貸倒引当金を過少計上した。
- ・資金循環により延滞債権等の回収を装い、貸倒引当金を計上しなかった。

【事例6】営業関係費等の過少計上

1 本事例の特色

本件は、当社の海外販売子会社において、製品販売に係る営業費用の過少計上、貸倒引当金等の過少計上、減損損失の不計上等が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は125億3,100万円の損失であったにもかかわらず、これを78億9,100万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成22年度勧告）

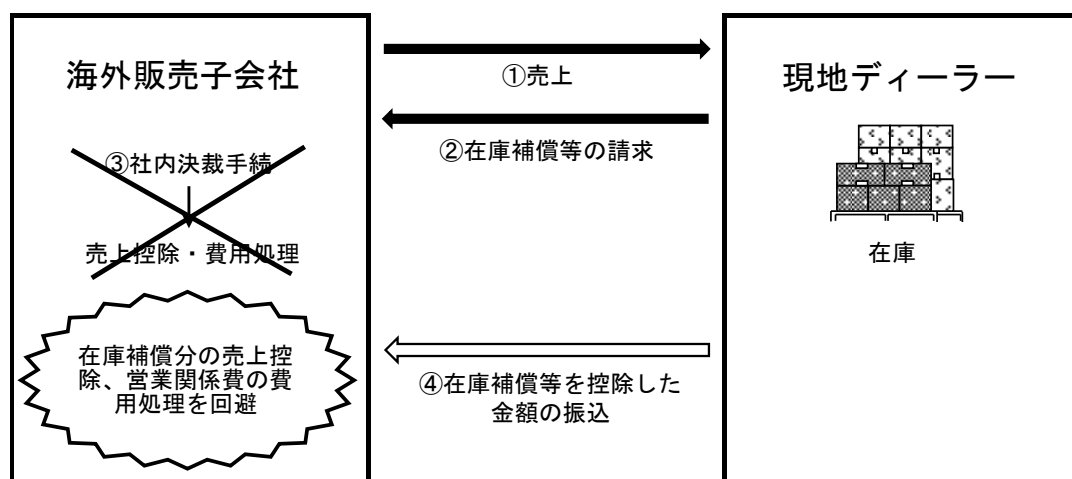
2 発行者である会社

電気機器、東証一部・旧大証一部上場（経営統合により上場廃止）

3 事案の概要

(1) 費用の過少計上

当社の海外販売子会社では、製品の売上計上後に社内決裁手続を経て、製品販売に係る在庫補償分の売上控除及び営業関係費の費用計上をしている。しかし、一部の海外販売子会社等では、利益目標の達成に固執したり、営業関係費の実態を適切に把握していなかったため、発生した在庫補償及び営業関係費を適切に処理していなかった。



※ 在庫補償とは、当社の販売子会社がディーラーに卸売りした商品について、市場価格の下落に応じて棚卸価格を見直す際に、ディーラーの残存在庫に係る旧価格と値下げ後の新価格の差額を当社側が負担する価格対策費用である。

(2) 引当金等の過少計上

当社の幾つかの海外販売子会社では、

- ① 各販売拠点において適切な貸倒引当基準及び在庫評価基準等が作成されていないなどの理由により、売掛金及び棚卸資産の適切な評価がなされていなかった

こと

- ② 利益目標達成のため、意図的に売掛債権の回収可能性や棚卸資産の評価を過大に見積もるなどしたこと

から、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金（評価損）を過少に計上していた。

(3) 減損損失の不計上

当社は、海外の製造子会社の固定資産（建物・金型・機械等）について減損の兆候を判断するに当たり、販売子会社等における不適正な会計処理を適切に把握していなかったことから、減損の兆候の認識が遅れ、本来計上すべき減損損失が計上されていなかった。

4 不正の背景

(1) 事業部制の弊害

当社は、各事業部及び各販売子会社による独立採算制を取り入れた事業部制を導入していたが、独立採算制を重視するあまり、各事業部等において、自主的に設定した利益目標の達成に固執するようになっていた。他方、本社では、海外における製品の競争力が低下している状況にあったにもかかわらず、経営計画の策定及び見直し等が行われていなかった。

(2) 経理部門に過大な責任を負わせる企業風土

当社では、経理担当社員が、経営自体に深く関与し、利益目標の達成等に責任を負うような企業風土が醸成されていた。このため、経理担当社員に対する牽制機能が働かず、利益目標達成のために経理担当社員自らが不適正な会計処理に関与していた。

(3) 不十分な社内監査体制

当社では、独立した内部監査部門がなく、また、本社経理部による計画的な内部監査が行われないなど不十分なものであった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、費用の過少計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲78億9,100万円	▲125億3,100万円

② 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	▲80 億 9,500 万円	▲121 億 5,500 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲103 億 700 万円	▲165 億 2,000 万円
連結当期純損益	▲243 億 5,000 万円	▲333 億 3,600 万円

(2) 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 1 億 769 万株の株券を約 350 億 22 万円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

7 億 7 6 0 万円

（継続開示書類 計 760 万円、発行開示書類 7 億円）

4 営業外利益に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

- (1) グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上
- ・子会社が実質的に支配する孫会社を連結の範囲から除外することなどにより、連結財務諸表において、子会社の社債評価益を、内部取引利益として孫会社の評価損と相殺消去せず、過大に計上した。(【事例6】参照)

【事例 7】グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上

1 本事例の特色

本件は、子会社が実質的に支配している孫会社を連結の範囲から除外するとともに、当該孫会社が発行し当該子会社が保有していた他社株償還特約付社債券（ＥＢ債）の発行日を偽るなどして当該子会社の会計帳簿等を作成することにより、連結財務諸表において、本来計上できない社債評価益を過大に計上するなどしていたものである。

これにより、当社は、当期純損益について、本来は 352 億 6,800 万円の利益であったにもかかわらず、これを 469 億 3,500 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 18 年度勧告）

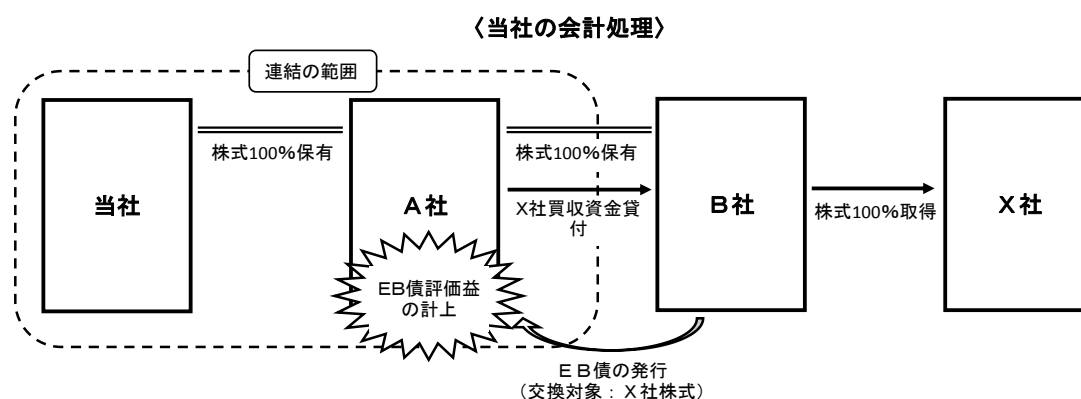
2 発行者である会社

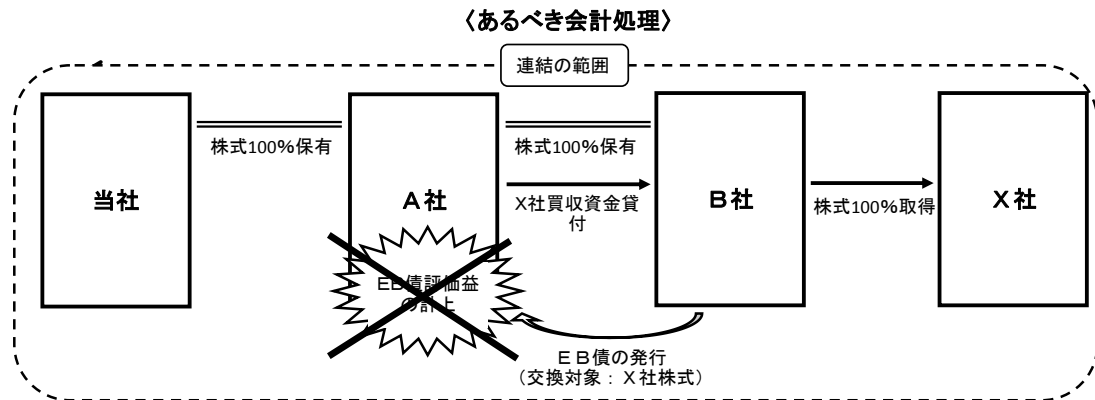
証券、商品先物取引業、東証一部・旧大証一部・名証一部上場（完全子会社化に伴い上場廃止）

3 事案の概要

(1) 当社の子会社（Ａ社）が買収目的会社Ｂ社（Ａ社の子会社）を通じてＸ社を買収後、Ｂ社が買収資金としてＡ社から調達した借入金をＥＢ債に振り替えるため、Ｂ社は、Ａ社に対してＸ社株式を交換対象とするＥＢ債を発行した。当該ＥＢ債について、取得者であるＡ社はいつでも一定の交換価格でＸ社株式と交換できる権利（コールオプション）を保有しており、当該オプション部分は区分して時価評価されることから、Ｘ社株式の株価が上昇すればＡ社に評価益が発生するものであった。

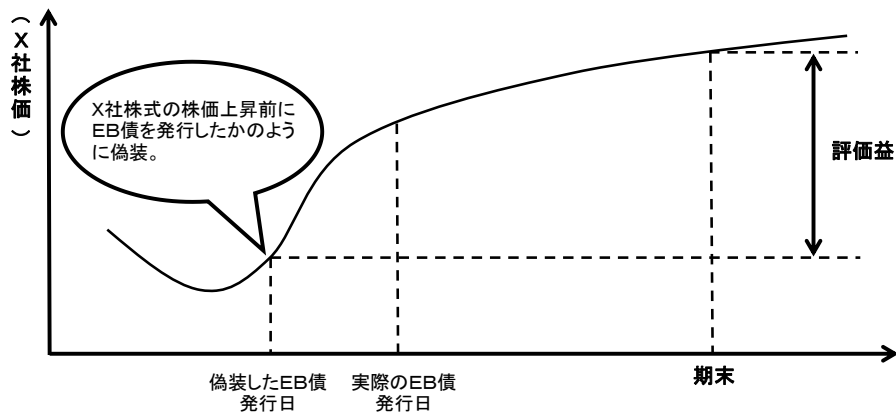
(2) 当社は、Ａ社を連結の範囲に含める一方、孫会社であるＢ社を連結の範囲から除外することにより、本来は内部取引利益として連結決算上相殺されるべき当該ＥＢ債の評価益を計上した。





- (3) また、本件EB債について、X社株式の価格上昇後にEB債の発行を最終的に決定したにもかかわらず、発行日を遡らせて会計帳簿等を作成することにより、当該EB債の評価益を過大に計上した。

(EB債の評価益)



4 不正の背景

当社及び当社子会社では、業績連動型賞与制が採用されていたこともあり利益追求の姿勢が強く、また、当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（※第 X1 期有価証券報告書）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく一般募集により、500 億円の社債券を取得させた。

同社が行った上記の行為は、証券取引法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

※ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	777 億 1, 700 万円	589 億 6, 800 万円
連結当期純損益	469 億 3, 500 万円	352 億 6, 800 万円

6 課徴金額

5 億円

5 営業外費用に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 貸倒引当金の過少計上

- ・本来は貸付として処理すべき資金を、物品の購入価格に上乗せすることにより不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金を計上しなかった。(【事例8】参照)

(2) 費用の過少計上

- ・資金調達に要したアレンジメントフィーをソフトウェア購入費に付け替え、費用を過少計上した。

【事例 8】 貸倒引当金の過少計上

1 本事例の特色

本件は、代表取締役等に対する貸付金として処理すべき資金を、サーバーの購入価格に上乗せすること等により不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金等の不計上が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は100万円の利益であったにもかかわらず、これを6,100万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成21年度勧告)

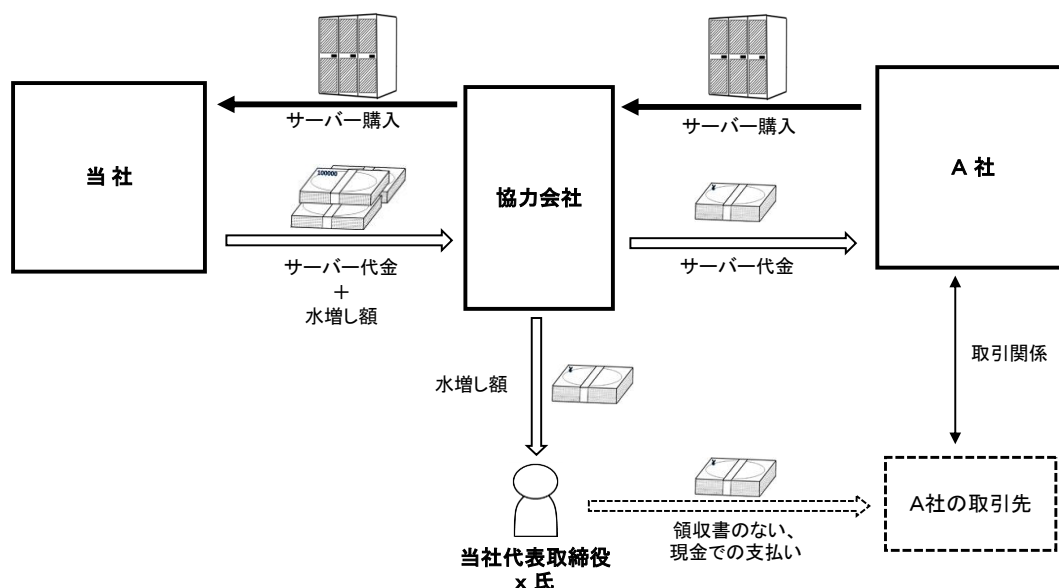
2 発行者である会社

卸売業、ジャスダック上場

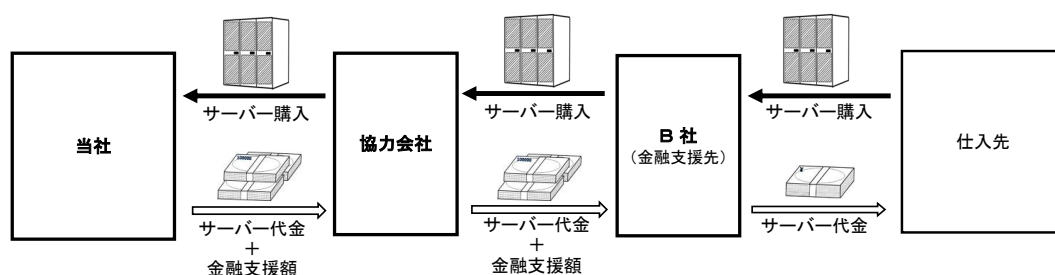
3 事案の概要

当社は、パソコン及びサーバーの販売・保守・修理等を行っていたが、サーバーの取得に係る取引に関連して、当社代表取締役（x氏）の主導により、以下の不適正な資金支出を行った。

- (1) x氏は、当社がA社からサーバーを購入する取引に関連して、A社から、当該サーバーの価格を大幅に安価にする代わりに、この取引とは無関係のA社の取引先に諸々の支払いを行うことを依頼された。x氏は、将来のA社との取引拡大を期待し、当該依頼を受けることとし、サーバーをA社から協力会社を介して購入したことにしてサーバーの購入価格にA社の取引先に対する諸々の支払分を上乗せした代金を協力会社に支払い、当該上乗せ部分に係る資金を協力会社からx氏へと還流させた。x氏は、領収書のない現金での支出等により、A社の取引先に資金を提供した。



- (2) また、x氏は、かねてからB社が保有するソフトウェアに注目し、B社が当社のビジネス・パートナーとなることを期待していたところ、B社から金融支援の要請を受けた。x氏は、協力会社の協力を得て、B社を経由してサーバーを購入することとし、その際、購入価格にB社への金融支援相当額を上乗せして支払い、これにより、B社への金融支援を行った。



上記のとおり、サーバーの購入価格に上乗せして不正に支出した当社の資金のうち、x氏を介してA社の取引先に支払われたものについては、x氏に対する貸付金として、また、協力会社を介してB社に支払われたものについては、B社に対する貸付金として、それぞれ会計処理すべきであった。また、当該貸付金については、本来であれば、貸倒引当金が計上されるべきところ、これが行われていなかった。

4 不正の背景

(1) 取締役会の機能不全

代表取締役が、当社株式の過半数を保有し、会社支配と経営の両面において広範かつ強大な権限を掌握していたため、取締役会によるチェック機能が働いていなかった。

(2) 監査役監査体制等の不備

当社において実質的な内部監査は行われていなかった。

(3) コンプライアンス意識の欠如

当社では、代表取締役自らが不適正な取引に関与するなど、会社全体としてコンプライアンス意識が欠如していた。

(4) 重要取引に対する社内決裁プロセスの形骸化

当社は、重要な資産を購入する際に、複数の仕入先候補から相見積りを取ることに伴う購入価格の適正性の検討といった適切な決裁プロセスを経ていなかった。

5 法令違反の事実関係

当社は、貸倒引当金の過少計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項並びに

法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1 億 200 万円	4, 600 万円
当期純損益	6, 100 万円	100 万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲2, 600 万円	▲1 億 4, 400 万円
四半期純損益	▲1, 600 万円	▲1 億 4, 400 万円
純資産額	6 億 600 万円	4 億 1, 700 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲9, 600 万円	▲2 億 1, 500 万円
四半期純損益	▲1 億 4, 400 万円	▲2 億 6, 100 万円
純資産額	4 億 7, 300 万円	2 億 9, 500 万円

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1 億 6, 600 万円	▲2 億 7, 100 万円
四半期純損益	▲3 億 3, 700 万円	▲4 億 4, 000 万円
純資産額	2 億 8, 100 万円	1 億 1, 900 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1 億 4, 500 万円	▲2 億 4, 100 万円
当期純損益	▲3 億 6, 600 万円	▲4 億 5, 900 万円
純資産額	2 億 5, 300 万円	9, 900 万円

⑥ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2 億 6, 200 万円	1 億 1, 800 万円

6 課徴金額

9 0 0 万円

6 特別利益に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

（１）匿名組合清算配当金の過大計上

- ・匿名組合出資先の特別目的会社に不動産に係る信託受益権を譲渡した不動産流動化スキームについて、本来であれば認められない売却処理（オフバランス処理）を装い、不動産の買戻しによる当該スキームの終了時に匿名組合清算配当金を特別利益として過大計上した。（【事例 9】参照）

（２）債務免除益の架空計上

- ・債権放棄を受けたとして架空の債務免除益を計上した。

【事例 9】匿名組合清算配当金の過大計上

1 本事例の特色

本件は、匿名組合出資先の特別目的会社（A社）に不動産の信託受益権を譲渡する不動産流動化スキームにつき、本来、金融取引として会計処理すべきであったにもかかわらず、これを売却取引として会計処理することにより、不動産の買戻しによるスキーム終了時に匿名組合清算配当金を利益計上したものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 16 億 6,200 万円の損失であったにもかかわらず、これを 41 億 1,200 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 21 年度勧告）

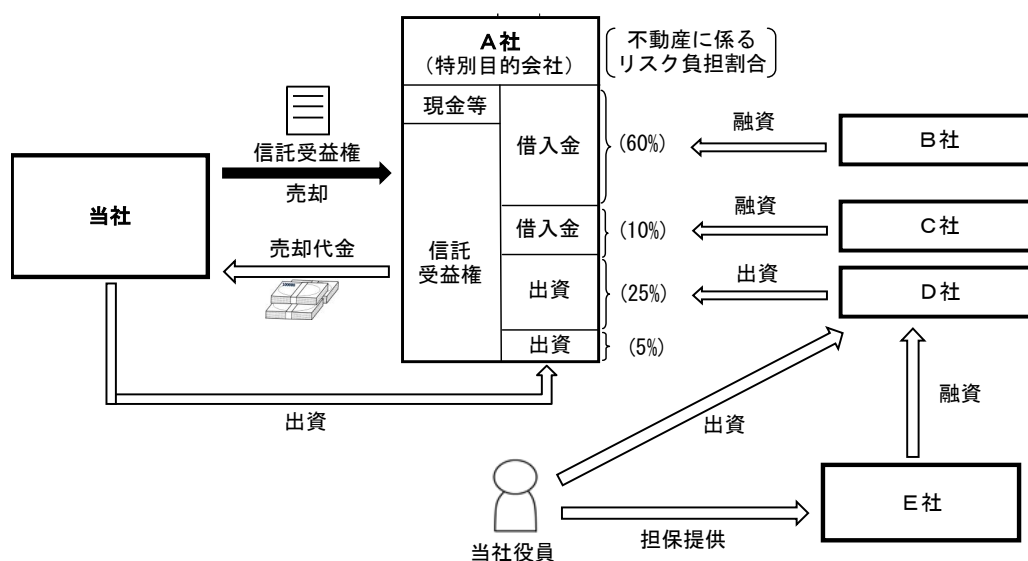
2 発行者である会社

小売業、東証一部上場

3 事案の概要

(1) 当社は、本店ビル等を対象とする不動産流動化スキームにおいて、当該不動産に係る信託受益権を特別目的会社（A社）に譲渡した。A社は、当該信託受益権の取得資金を当社からの匿名組合出資並びにB～D社からの融資及び匿名組合出資により調達していたが、当社は、A社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合が5%以下であるとして、本件流動化について売却処理（オフバランス処理）を行った。

これにより、当社は、A社に対する信託受益権の譲渡時に売却益を計上するとともに、その後、本件不動産を買い戻して本件流動化スキームを終了させる際に、A社から受けた匿名組合清算配当金を特別利益として計上した。



※ 不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転していると認められる場合には、譲渡人は不動産の譲渡取引を売却取引として会計処理する。リスク負担割合がおおむね５％の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんどすべてが他の者に移転しているものとして取り扱うこととされている。

- (2) しかし、Ａ社に匿名組合出資を行ったＤ社は、当社の緊密者である前会長がその議決権のすべてを保有するとともに、同社の資金調達の過半について、前会長の保有する株式等による担保提供があることなどから、当社の子会社として連結対象とすべきであったにもかかわらず、当社は、Ｄ社の出資者が当社とは無関係の第三者であるかのように装っていた。

そして、当社とＤ社を合計すればＡ社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合は５％を大幅に超過することから、本件流動化については、売却取引でなく金融取引として処理すべきであった。

- (3) したがって、当社のＡ社に対する信託受益権の譲渡は売却処理（オフバランス処理）とは認められないことから、本件不動産を買い戻してスキームを終了させる際に当該匿名組合清算配当金は本来発生することではなく、これを当社の特別利益として計上することはできないものであった。

4 不正の背景

- (1) 社内牽制機能の不備

特定の役員に意思決定権限等が過度に集中するとともに、取締役会が定期的に開催されないなど、社内牽制機能が働いていなかった。

- (2) コンプライアンス意識の欠如

当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

- (1) 継続開示書類

当社は、匿名組合清算配当金の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書

連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記に、匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円が発生していると記載。

② 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	71 億 4,500 万円	13 億 9,800 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	41 億 1,200 万円	▲16 億 6,200 万円

④ 臨時報告書（X2 期中に提出）

本件不動産流動化スキームの終了に伴い、X2 期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円を計上する予定と記載。

(2) 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の①及び②）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 16 万株の株券を 123 億 3,771 万円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

2 億 5,353 万円

（継続開示書類 計 678 万円、発行開示書類 2 億 4,675 万円）

7 特別損失に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上

- ・ 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、その流出資金について貸倒引当金繰入額を計上していなかった。（【事例10】参照）
- ・ 新規事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして流出させた資金や、提携先に対する長期貸付金等について、適切な貸倒引当金繰入額の計上をしなかった。（【事例21】参照）
- ・ 役員等に対し金銭や当社の保有株式を貸し付けたものの、当該貸付に係る債権の回収可能性を適切に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上した。
- ・ 代表者が不正に支出した資金（長期貸付金等）について、貸倒引当金を計上しなかった。（【自発的訂正等2】参照）
- ・ 貸倒懸念債権（貸付金）について返済がなされたように見せかけ、貸倒引当金の計上を回避した。
- ・ 取引先の資金繰りが悪化したことにより、立替金及び貸付金の回収が困難になったことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

(2) 投資有価証券評価損の不計上・過少計上

- ・ 当社が投資した海外の不動産プロジェクトを資金用途とする社債について、償還可能性の評価を誤り、投資有価証券評価損を計上しなかった。
- ・ 連結子会社保有の株式について、実質価額の著しい低下を認識していたにもかかわらず、当該株式を簿価で第三者に売却したように装い、投資有価証券評価損を過少に計上した。

(3) 減損損失の不計上・過少計上

- ・ 子会社において不適正な会計処理が行われていた結果、当該子会社に係るのれん等固定資産について減損の兆候の認識をせず、本来計上すべき減損損失を計上しなかった。（【事例3】参照）
- ・ 保有する固定資産についての減損の兆候に係る認識が適切ではなく、本来計上すべき減損損失が計上されなかった。（【事例6】参照）
- ・ 業績の低迷等により取得以降何ら利用されないままとなっていた土地について、減損損失を計上しなかった。（【事例11】参照）
- ・ 建設仮勘定を固定資産に振り替えず、減損損失を計上しなかった。
- ・ 保有する著作権について、資産価値が全く認められないにもかかわらず、全額の減損処理を行わなかった。

(4) 除却損失の過少計上

- ・ 資産価値のないソフトウェア仮勘定について除却を行わなかった。

(5) のれんの過大計上による損失の過少計上

- ・ 事業譲受で計上したのれんについて、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判定を誤り、減損会計の適用による特別損失を計上しなかった。(【事例 12】参照)
- ・ 過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、のれんを過大計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避した。(【事例 14】参照)
- ・ 買収した子会社について、取得価額と子会社の純資産額の差額をのれんとして計上したが、何ら資産性がなく、全額損失処理すべきであった。
- ・ 子会社株式の取得価額が過大であった部分につき、本来は当該株式に係る損失を計上すべきところ、これを行わず、のれんの計上を行った。

(6) その他損失の過少計上

- ・ 海外ファンドに送金された資金を営業出資金として資産計上していたが、当該ファンドにおける運用の実態はなく、資金は社外流出していることから、使途不明金として損失計上すべきであった。
- ・ 取引先に対する貸付金について、その一部を相手方との合意により債務免除したが、当該債務免除について損失計上を行わなかった。

【事例 10】貸倒引当金繰入額の過少計上

1 本事例の特色

本件は、売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、その流出資金について貸倒引当金繰入額を計上していなかったものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は9億5,000万円の損失であったにもかかわらず、これを800万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成26年度勧告）

2 発行者である会社

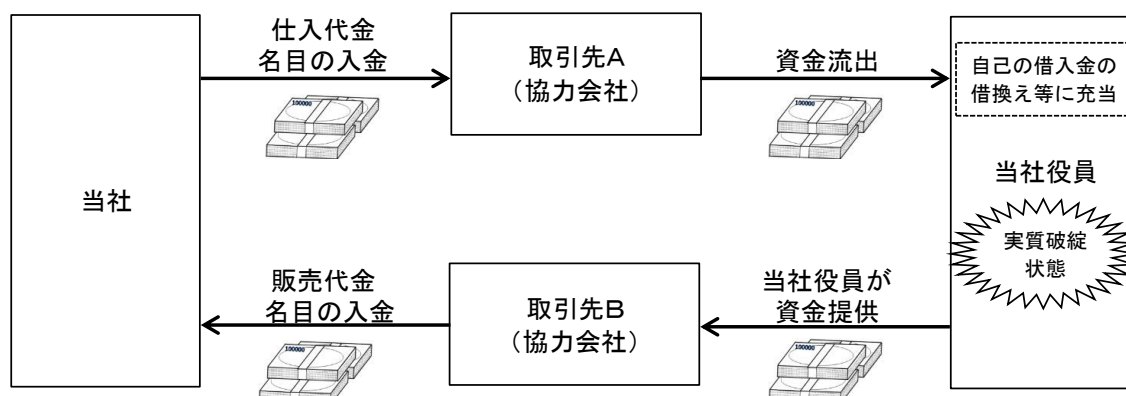
情報・通信業、東証ジャスダック上場

3 事案の概要

(1) 架空売買名目の資金流出

当社は、医療機器やATM等のハードウェア売買取引を装った複数回にわたる仕入代金名目での支出により、当社役員に対して不正に資金を流出させ、その流出資金は当社役員個人の借入金の借換え等に充当されていた。また、当社役員は、架空売買によって計上された売掛金の回収を装うため、自己の資金により、当社に売掛金相当額の入金を行っていたため、正常に売買取引が決済されているかのように処理されていた。

資金の流出先である当社役員は、実質破綻状態にあったことから、当社はその流出資金に対して、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。



(2) 社内の承認手続きを経ない当社名義の簿外借入

当社役員は、社内の承認手続きを経ずに当社名義で金融機関等から多額の資金を借り入れ、自己の借入金の借換え等に充当していた。

このため、当社は、借入金を計上するとともに、実質破綻状態にあった当社役員に対する流出資金に対して、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。

4 不正の背景

(1) 当社役員のコンプライアンス意識の欠如

当社役員は、自ら架空取引を主導するなどして当社から不正に資金を流出させていたものであり、上場企業の役員としてのコンプライアンス意識が欠如していた。

(2) 内部統制の機能不全

内部統制の整備・運用の責任者である役員自らが不正を行い、内部統制を無効化させていただけでなく、当社の取締役会、監査役会等も当社役員の不正行為を防止・牽制できておらず、内部統制は全く機能していなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲3億6,300万円	▲8億6,500万円

② 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純損益	800万円	▲9億5,000万円

③ 第X2期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲2億6,600万円	▲17億8,500万円
連結純資産額	117億9,600万円	93億1,800万円

④ 第X2期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	9億3,000万円	▲7億8,800万円

⑤ 第X2期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6億9,700万円	▲9億9,800万円

⑥ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純損益	7 億 9, 500 万円	▲5 億 8, 200 万円

⑦ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲5 億 2, 600 万円	▲13 億 5, 100 万円

⑧ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純損益	▲61 億 4, 900 万円	▲67 億 1, 400 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の②及び③）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、109, 000 株の株式を 14 億 1, 700 万円で取得させた。

② 当社は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 5 億 8, 200 万円の損失であるところを 7 億 9, 500 万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 25 億円で取得させた。

同社が行った上記①～②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

1 億 9, 4 2 6 万円

（継続開示書類 計 1, 800 万円、発行開示書類 計 1 億 7, 626 万円）

【事例 11】減損損失の不計上

1 本事例の特色

本件は、過去にソフトウェア開発等のための工場用地として取得した土地が、取得以降何ら利用されないままとなっていたにもかかわらず、減損会計の適用による損失処理を行わなかったものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 15 億 4,200 万円であったにもかかわらず、これを 20 億 300 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2 発行者である会社

情報・通信業、東証ジャスダック上場

3 事案の概要

(1) 土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上

当社子会社である A 社は、平成 10 年にソフトウェア開発のための工場及び研修施設建設用地として取得した土地が、業績の低迷や技術進歩による事業所面積の縮小等により取得以降何ら利用されておらず、実質的には将来の用途が定まっていな
いにもかかわらず、これを遊休資産として適切な減損会計の適用による特別損失を計上せず、土地を過大に計上した。（図 1 参照）

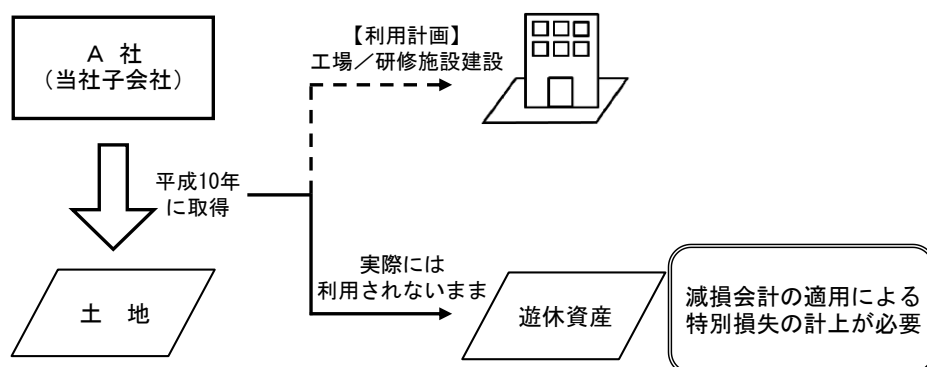
(2) 仕掛品の過大計上

当社子会社である B 社は、当社グループ企業内で既に使用していた会計システムについて、市場での販売を目的として仕様変更作業（web 化）に着手したものの、その後、作業を中断した。

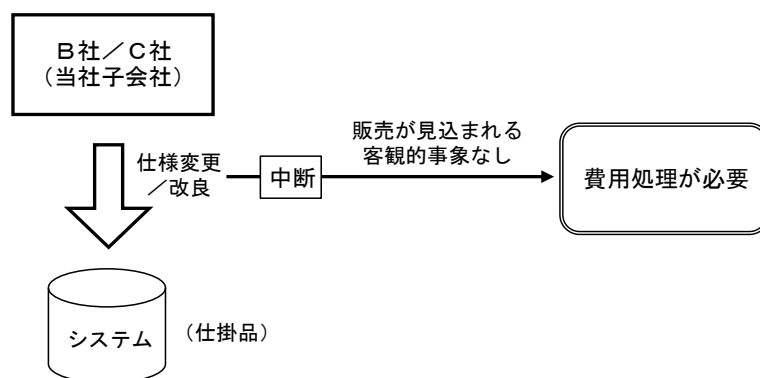
また、当社子会社である C 社は、開発済みの販売管理システムについて、更なる受注の獲得を目指して改良作業に着手したものの、他のシステム開発を優先したことから、作業を中断した。なお、その後、C 社を吸収合併した B 社は、改良作業の再開もせず、当該システムの販売活動を開始したものの、売上には全く結びつかなかった。

当社は、これら作業に係る費用を仕掛品として計上していたものであるが、中断時点以降、販売が見込まれる客観的事象がなく、実質的には資産としての価値は存在しなかったことからすれば、これらを一括して費用処理すべきであった。（図 2 参照）

(図 1) 土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上



(図 2) 仕掛品の過大計上



4 不正の背景

(1) 社内牽制機能の不備

会社トップが強い権限を有し、取締役会及び監査役会の監視・監督機能が十分に機能しなかった。また、完全な縦割りの組織体制になっており、社内の相互牽制機能が働かなかった。

(2) 経理・会計部門の脆弱性

経理事務担当者が極端に少なく、また、会計基準等に関する理解が不足しているなど事務処理体制が整備されていなかった。

5 法令違反の事実関係

当社は、土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上等により旧法第172条の2第1項並びに法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	20 億 300 万円	15 億 4,200 万円

② 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3,000 万円	▲4,100 万円
連結純資産額	20 億 4,200 万円	15 億 900 万円

③ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	20 億 1,300 万円	14 億 6,300 万円

④ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4,800 万円	▲ 1 億 2,700 万円
連結純資産額	19 億 8,000 万円	14 億 3,500 万円

⑤ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲2,800 万円	▲ 1 億 200 万円
連結純資産額	20 億 500 万円	14 億 6,500 万円

⑥ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 4,800 万円	13 億 2,200 万円

⑦ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 2,400 万円	13 億 300 万円

⑧ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 3,500 万円	13 億 1,800 万円

⑨ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	16 億 8, 900 万円	12 億 7, 800 万円

⑩ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 4, 200 万円	14 億 3, 100 万円

⑪ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 2, 500 万円	14 億 1, 800 万円

⑫ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 5, 800 万円	14 億 5, 900 万円

6 課徴金額

2, 7 0 0 万円

【事例 12】減損損失の不計上

1 本事例の特色

本件は、事業譲受で計上したのれんについて、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判定を誤り、減損会計の適用による特別損失を計上しなかったものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 19 億 6,400 万円の損失であったところ、16 億 5,400 万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2 発行者である会社

発行者①：サービス業、ジャスダック上場（発行者②による完全子会社化に伴い上場廃止）

発行者②：サービス業、非上場

3 事案の概要

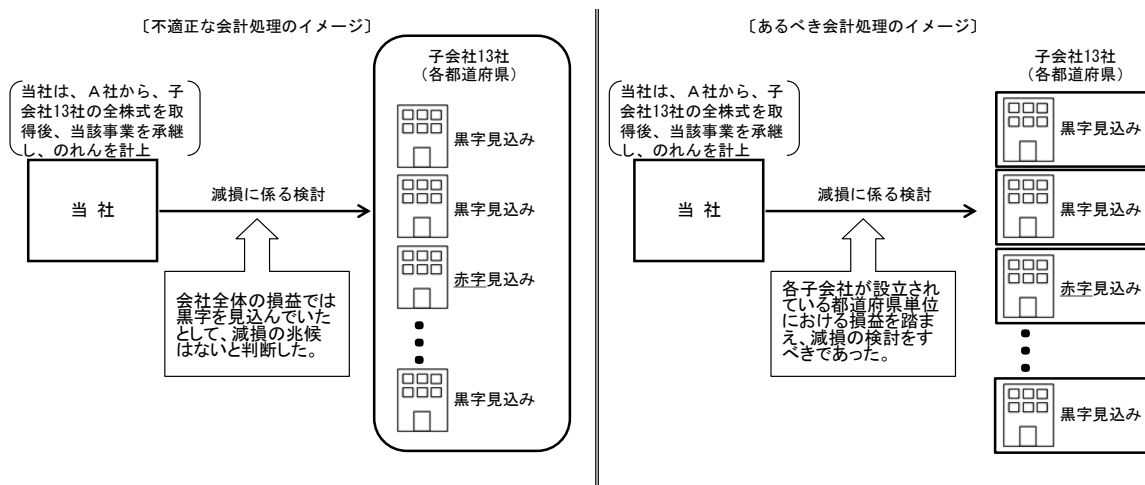
発行者①（以下「当社」という。）は、固定資産についての減損会計の適用に係る処理を誤った結果、以下の不適正な会計処理を行った。

(1) のれんの過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上

当社は、全国展開していた A 社の在宅系サービス事業を承継し、都道府県別に設立された子会社 13 社の全株式を取得した上、A 社からの事業の譲受対価を都道府県ごとに区分し、各子会社の純資産との差額をのれんとして資産計上した。

その後、当社は、事業承継当初の経営不効率を改善させること等を目的として、承継 13 法人を 1 つの法人に整理統合したが、統合後の会社全体で 2 期連続の営業赤字であっても翌期の損益計画上で黒字を見込んでいれば減損の兆候には該当しないとして、のれんの減損損失を計上しなかった。

しかしながら、当社は、事業承継時に 13 の子会社ごとに事業の譲受対価を決定しており、その後ものれんの償却管理を都道府県別で行っていることや、13 社の統合後も損益は都道府県単位よりも詳細な事業所単位で把握しており、それらを集計すれば都道府県単位で損益を把握することが容易に可能であったことから、本来、都道府県単位で減損の兆候の判定や減損損失の認識・測定に係る検討を行い、適切に減損損失を計上すべきであった。



(2) 賃貸不動産の過大計上及び減損損失の過少計上

当社グループ所有の土地・建物について、自社使用から賃貸目的に使用方法を変更したところ、当該期末において減損損失の適用の検討を怠っていた。また、翌期においては、減損会計の適用を検討し、減損損失の測定に当たり、本社における管理経費や固定資産税等の営業費用を一切控除しないまま賃貸収入のみに基づき将来キャッシュフローを過大に見積もるなどした結果、減損損失を適切に計上せず、賃貸不動産を過大に計上した。

4 不正の背景

当社の経理・会計処理マニュアルが、会計基準の高度化等に対して適応できるだけの水準では整備されておらず、経理・会計処理担当の個人的な知識や経験に依存しているなど、組織として統一した基準による会計処理が行われていなかった。

5 法令違反の事実関係

当社は、のれんの過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上等により旧法第172条の2第1項並びに法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲16億5,400万円	▲19億6,400万円
連結純資産額	7億5,300万円	4億5,500万円

② 第X2期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9億2,500万円	6億3,400万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8 億 8, 600 万円	6 億 200 万円

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 1, 600 万円	7 億 3, 900 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	11 億 2, 400 万円	8 億 6, 400 万円

⑥ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 800 万円	6 億 5, 400 万円

⑦ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 8, 600 万円	8 億 3, 600 万円

⑧ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 1, 600 万円	12 億 7, 100 万円

⑨ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	5 億 8, 400 万円	3 億 2, 100 万円
連結純資産額	15 億 8, 000 万円	10 億 5, 800 万円

⑩ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 5, 900 万円	9 億 9, 800 万円

⑪ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 9, 500 万円	10 億 3, 900 万円

⑫ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 4, 600 万円	▲3, 100 万円
連結純資産額	16 億 5, 700 万円	9 億 5, 600 万円

⑬ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	4 億 9, 400 万円	▲8, 900 万円

6 課徴金額

2, 100 万円

※ 発行者①は発行者②との合併により消滅しているため、法第 176 条第 4 項の規定により、発行者①がした行為は、合併後存続した法人である発行者②がした行為とみなされることになり、発行者①に対する課徴金は、発行者②に対して課されることになる。

8 資産に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 売上債権の過大計上

- ・取引先から設計システム購入にあたっての資金の融通を依頼された当社が、販売元からシステムを仕入れて取引先に販売し、売上及び売掛債権を計上したが、この取引に要した資金は実質的には取引先への貸付金であり、売掛債権として計上すべきものではなかった。

(2) 棚卸資産の架空・過大計上

- ・事業を取得するに当たり、当該事業に係る資産を適切に時価評価せず、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上した。（【事例 16】参照）
- ・所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定士が行った過大な鑑定評価結果に基づき、棚卸資産（販売用不動産）を過大に計上した。（【事例 17】参照）
- ・取引先の検収が終了していたにもかかわらず、検収後に発生した保守作業分の費用を当期の費用として処理せず、仕掛品勘定として計上していた。
- ・取引先からシステム開発業務の契約を解除されたにもかかわらず、システム開発に係る仕掛品を費用とせず、棚卸資産として計上し続けた。
- ・収益性が低下していた棚卸資産について評価損を計上せず、棚卸資産を過大に計上した。
- ・金額の妥当性が検証できないものや、原価配賦計算に合理性が認められないものを、棚卸資産として計上した。
- ・売掛金の回収偽装に協力した会社に対し、協力会社が回収偽装に要した資金を補填するために、機械及び装置を購入したかのように装った。

(3) 土地の過大計上

- ・土地の取得費用として支出済みの金額について、当該土地の取得を断念したにもかかわらず損失処理を行わず、その後に取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより土地を過大に計上していた。

(4) リース資産の架空・過大計上

- ・スルー取引や循環取引を行い、架空のリース資産を取得したかのように装った。
- ・架空のリース資産を計上した上、架空のリース収入を計上して辻褄を合わせていた。

(5) 無形固定資産の架空・過大計上

a) のれん

- ・過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結
手続において、当初子会社化から再子会社化までの間の同社に対する投資損失等
を適切に反映させず、のれんを過大計上した。【事例 14】参照
- ・買収先企業の企業価値を不当に高く見積り、当該株式を本来の価格より高値で買
取ることにより、本来は計上できないのれんを計上した。【事例 15】参照
- ・債務超過となっていた買収先の株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけを有し
ないまま、本来は計上できないのれんを計上した。
- ・実在性のないのれんを架空計上する一方、その取得名目で支出した資金を架空売
上により還流させた。
- ・実態のない事業を譲り受け、のれんを計上した。

b) ソフトウェア

- ・実際はソフトウェアの開発を行っていなかったにもかかわらず、ソフトウェア等
の架空資産を計上した。【事例 13】参照
- ・ソフトウェアを架空計上した上、減損処理を行わなかった。
- ・循環取引に用いる資金を捻出し、ソフトウェアを取得したかのように計上した。
- ・取得したソフトウェア資産について虚偽の見積書等を作成し、実際の取得価額よ
りも多く計上した。

c) 著作権

- ・保有する著作権について、全額の減損処理を行わず、過大に計上した。

(6) 投資有価証券の過大計上

- ・簿外ファンドに含み損を抱える運用資産を簿価で買取らせることにより、投資有
価証券の評価額を過大に計上した。【事例 15】参照
- ・保有する非上場株式について実質価額が著しく下落していたにもかかわらず、評
価損を計上しなかった。

(7) 関係会社株式の過大計上

- ・関係会社株式の減損処理に当たり、適正な会計基準による処理を行わず、関係会
社株式を過大に計上した。

(8) 出資金の架空計上

- ・株式上場前からスルー取引や循環取引を行い、出資金を架空計上した。

(9) 前渡金の過大計上

- ・架空の売掛債権の回収偽装の資金として、前渡金の名目で資金を流出させた。

【事例 13】 ソフトウェアの架空計上

1 本事例の特色

本件は、実際はカード事業に係るソフトウェアの開発を行っていなかったにもかかわらず、そのための資金として支出した金額を、ソフトウェア等として架空資産を計上したものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は9,700万円であったにもかかわらず、これを2億5,900万円と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成26年度勧告)

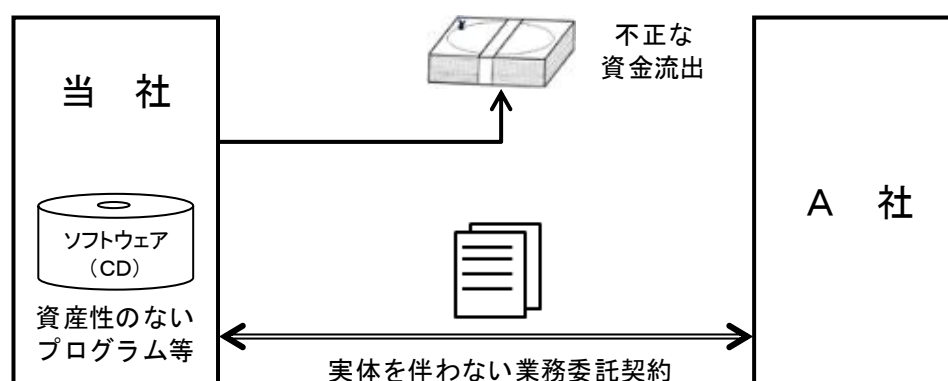
2 発行者である会社

卸売業、東証ジャスダック上場（「有価証券報告書提出遅延」により同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止）

3 事案の概要

当社は、カード事業のシステム開発等を目的とした業務委託契約をA社と締結し、A社に支払った開発資金を前渡金として計上した後、前渡金をソフトウェア仮勘定に振り替え、さらに、ソフトウェアが完成したとして、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへと振り替えた。

しかしながら、当該業務委託契約は実体を伴わない契約であり、ソフトウェア開発は行われていなかった。また、当社はA社に対して前渡金を支払っておらず、成果物とされるCD内のデータもソフトウェアとしての資産性が認められないものであった。



4 不正の背景

当社のカード事業の業績が下降線をたどっていく中、早急に収益性のある事業にしなければならないと考えた担当役員が、取締役会や他の役員に必要な承認等を経ずに、独断で処理を行っていた。また、当該事業について、取締役全員が理解をしておらず、

システム開発の進捗、成果物について検証が行える体制となっていなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、ソフトウェア等の架空資産の計上により、法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲1億9,400万円	▲3億5,400万円
連結純資産額	3億7,600万円	2億1,600万円

② 第X1期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲3億100万円	▲4億5,900万円
連結純資産額	3億5,100万円	1億9,200万円

③ 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲5億3,500万円	▲6億9,800万円
連結純資産額	2億5,900万円	9,700万円

④ 第X2期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1億8,000万円	1,700万円

⑤ 第X2期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	4,400万円	▲1億100万円

⑥ 第X2期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲4,600万円	▲1億9,200万円

⑦ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲1 億 5, 800 万円	▲2 億 7, 600 万円

⑧ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2 億 2, 800 万円	▲3 億 4, 300 万円

⑨ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2 億 7, 500 万円	▲3 億 8, 300 万円

⑩ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3 億 3, 700 万円	▲4 億 3, 900 万円

⑪ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 000 万円	▲8, 500 万円

⑫ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲900 万円	▲9, 900 万円

⑬ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3, 100 万円	▲1 億 1, 600 百万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑦及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、307, 977 株の株式 3 億 2, 275 万 9, 896 円で取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑦及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1, 250 個の新株予約権証券を 1 億 756 万 2, 500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①～②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重

要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

4, 3 3 6 万円

（継続開示書類 計 2, 400 万円、発行開示書類 計 1, 936 万円）

【事例 14】のれんの過大計上

1 本事例の特色

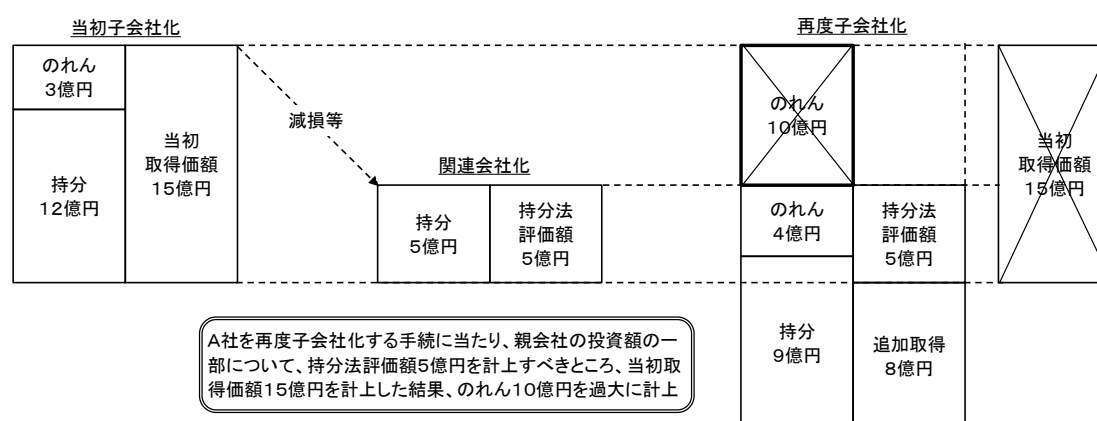
本件は、過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、同社に対する過去の投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は37億300万円であったにもかかわらず、これを46億8,300万円と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成25年度勧告)

2 発行者である会社

小売業、ジャスダック上場

3 事案の概要

当社は、過去に株式を取得して子会社化したA社について、A社がB社を吸収合併したことから、一時期当社の関連会社となっていたが、第X1期第1四半期に再度A社の株式を取得して子会社とした。この取引について、当社は、実施予定のファインスを有利に進めるため、A社の当初子会社化から再子会社化までの間のA社に対する投資損失(持分法による投資損益等の累計額)を全く反映させず、投資簿価(当初子会社化の際の株式取得価額と再子会社化の際の株式の追加取得価額の合計額)を用いてA社の資本と相殺消去する資本連結手続を行った結果、のれんを過大に計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避したものである。



4 不正の背景

(1) 経理・会計部門の脆弱性

経理部門に連結決算及び企業再編に関して専門的知識を有する者がおらず、また、合併等の重要な事項に関して会計処理の問題点の有無等を検討する体制も不十分

であった。

(2) コンプライアンス意識の欠如

業績の下方修正を回避する目的で経済実態と齟齬した会計処理を行い、ファイナンスの成功等当社にもたらす利益を最重要視するなど、コンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、のれんの過大計上及び抱合せ株式消滅差損の過少計上等により法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	46 億 8,300 万円	37 億 300 万円

② 第 X1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲1 億 8,100 万円	▲11 億 3,600 万円

③ 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲2,200 万円	▲9 億 5,200 万円

④ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	2 億 9,200 万円	▲6 億 1,200 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を組込情報とする有価証券届出書（第 1 回及び第 2 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 16 億 5,000 万円を取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の④）を組込情報とする有価証券届出書（第 2 回新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、20 個の新株予約権を 1 億 113 万 5,700 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

③ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の④）を組込情報とする有価証券届出書（第3回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を2億円で取得させた。

④ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の④）を組込情報とする有価証券届出書（第4回及び第5回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を1億7,000万円で取得させた。

同社が行った上記①～④の行為は、法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

1億145万円

（継続開示書類 計600万円、発行開示書類 計9,545万円）

【事例 15】投資有価証券の過大計上

1 本事例の特色

本件は、投資運用により抱えた多額の含み損の計上を回避するため、海外の簿外ファンドに対して当該運用資産を簿価で買取らせること等により、連結財務諸表から含み損を抱えた資産（投資有価証券等）及び負債を分離させるとともに、買収資金等の名目で支出した資金を当該簿外ファンドに還流させることにより、簿外処理を行った損失（含み損）を連結財務諸表上のれんとして資産計上することなどが行われていたものである。これにより、当社は、連結純資産について、本来は2,249億5,100万円の純資産であったにもかかわらず、これを3,448億7,100万円の純資産と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成24年度勧告）

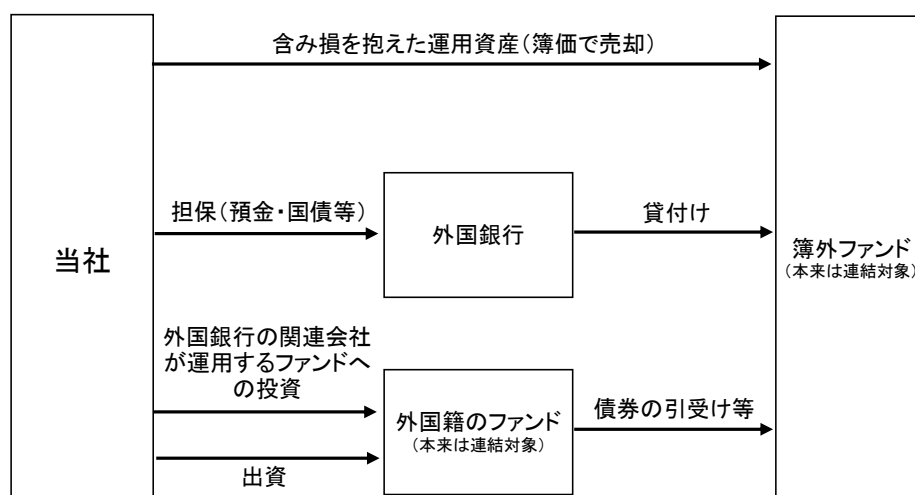
2 発行者である会社

精密機器、東証一部上場

3 事案の概要

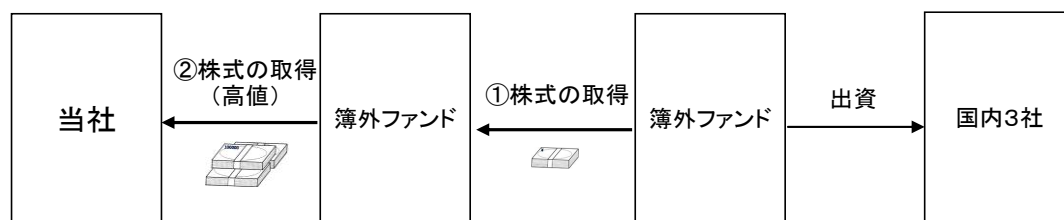
(1) 当社は、バブル崩壊以降抱えた有価証券投資・デリバティブ取引等の運用に係る多額の含み損の損失計上を先送りするため、海外に連結対象外の複数のファンドを組成し、当社の資産を担保にして簿外ファンドに金融機関から資金調達させるなどした上、含み損を抱える運用資産等を当該簿外ファンドに簿価で買い取らせることにより、連結貸借対照表から含み損を抱える資産及び負債を分離させる簿外処理を行っていた。

しかし、当社は簿外ファンドの意思決定機関を実質的に支配していたことから、本来であれば、簿外ファンドを連結の範囲に含めて含み損を抱える運用資産を資産計上するとともに、当該簿外ファンドに対する出資に係る投資有価証券の連結消去及び簿外ファンドの外部借入れの負債計上等の会計処理を行うべきであった。

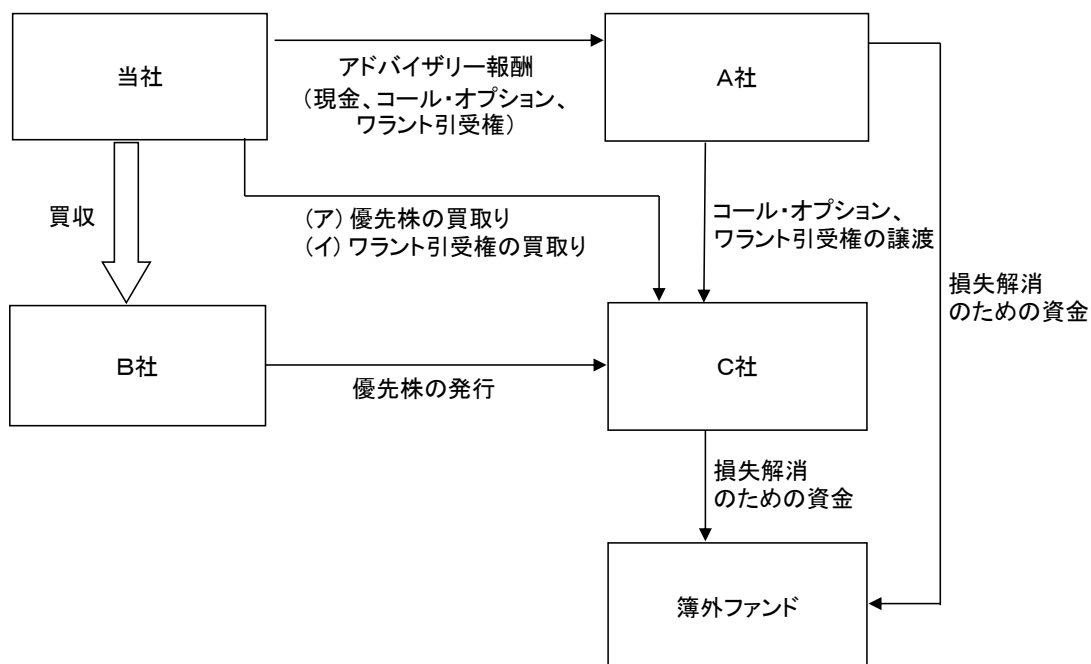


(2) また、当社は、以下の手法によって当社の資金を簿外ファンドに還流させることにより、簿外ファンドが当社の運用資産を買い取るために要した資金の返済（銀行借入金の返済、投資ファンドの出資金の償還）を支援していた。

- ① 簿外ファンドに国内の非公開会社３社の株式を取得させた上で、楽観的な事業計画を策定してこれら３社の企業価値を不当に高く見積り、当社が当該株式を高値で買い取った。



- ② 海外事業会社（Ｂ社）の買収に当たって、以下の図のように、簿外ファンドに資金を還流させる目的で、フィナンシャル・アドバイザー（Ａ社）に買収に伴う成功報酬（現金、コールオプション、ワラント引受権）を過大に支払うとともに、Ａ社の関連会社であるＣ社に対してコール・オプションを消滅させる代わりにＢ社の優先株を発行させた上で、当社がＣ社よりＢ社優先株及びワラント引受権を高値で買い取った。



上記の国内３社の株式取得、優先株及びワラント引受権の買取りに関連して、当社はのれんを資産計上し、これを規則的に償却し、あるいは減損処理することにより、帳簿上で時間をかけて損失処理していた。

しかし、国内３社の株式については、当該会社の超過収益力を見込んで取得価額が決定されたものでないこと、また、優先株やワラント引受権の買取り代金は、簿外ファンドに資金を還流させる目的で支払われたものであることから、のれんとして計上すべきものではなかった。

４ 不正の背景

(1) 内部統制の不備、取締役会・監査役会の機能不全

本件は、経営幹部主導により行われたものであるところ、当社では、経営幹部により不正が行われることを想定したリスク管理体制がとられておらず、内部通報制度も適切に構築されていなかった。

また、取締役会や監査役会の監視機能が十分に機能していなかった。

(2) 企業風土、意識に問題があったこと

会社トップが長期間にわたって強い権限を有し、会社内部では自由に意見を言えないという企業風土が醸成されており、役員の間でも、コンプライアンス意識が欠如していた。

(3) 人事ローテーションの機能不全

当社は、同一人に長期間にわたって重要な資産運用等の業務を担当させることが可能な体制をとり、かつ、そのような人的運用をしており、公正であるべき人事が歪められていた。

５ 法令違反の事実関係

当社は、投資有価証券の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,448 億 7,100 万円	2,249 億 5,100 万円

② 第 X2 期中間期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,724 億 7,300 万円	2,489 億 6,500 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,678 億 7,600 万円	2,428 億 7,700 万円

④ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,669 億 4,800 万円	2,406 億 2,800 万円

⑤ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,439 億 1,000 万円	2,118 億 9,700 万円

⑥ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,412 億 8,100 万円	1,104 億 2,800 万円

⑦ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,687 億 8,400 万円	1,105 億 9,400 万円

⑧ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,859 億 4,100 万円	1,271 億 2,400 万円

⑨ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,042 億 9,800 万円	1,468 億 2,100 万円

⑩ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,149 億 5,200 万円	1,582 億 5,100 万円

⑪ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,168 億 9,100 万円	1,631 億 4,200 万円

⑫ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 859 億 2, 200 万円	1, 324 億 800 万円

⑬ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 804 億 8, 200 万円	1, 282 億 5, 500 万円

⑭ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 601 億 7, 300 万円	1, 094 億 8, 800 万円

⑮ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 668 億 3, 600 万円	1, 155 億 8, 900 万円

⑯ 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1, 511 億 4, 700 万円	1, 017 億 5, 100 万円

6 課徴金額

1 億 9, 1 8 1 万 9, 9 9 4 円

【事例 16】たな卸資産の過大計上

1 本事例の特色

本件は、海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどしていたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 74 億 5,400 万円であったにもかかわらず、これを 129 億 1,200 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。

なお、本件には国境を超えた取引が存在していたため、実態を把握するため、海外当局からの支援・協力を受け、情報収集にあたった。（平成 27 年度勧告）

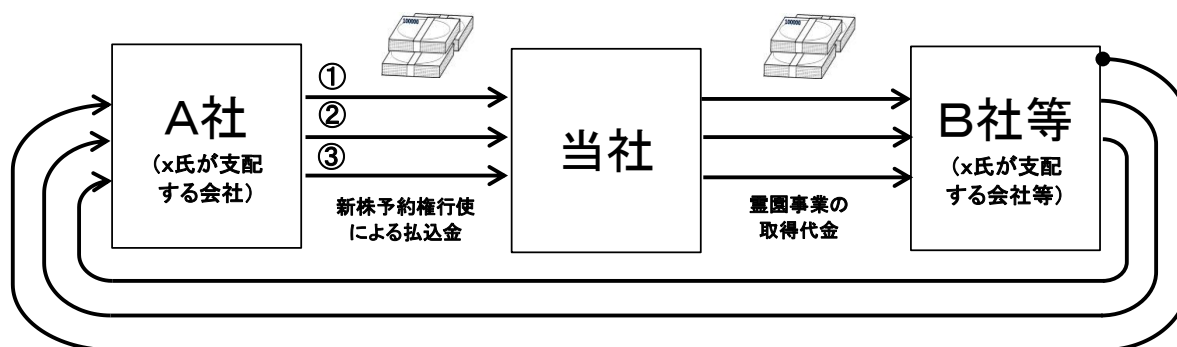
2 発行者である会社

サービス業、東証一部上場

3 事案の概要

当社は、海外の土地を活用した霊園事業（土地の造成、墓地の建設等の開発を行い、開発を終えた霊園区画を順次販売する事業）を営む会社の株式の 70%を取得し連結子会社化するに当たり、同社の保有していた霊園用地について、当社にとって実現可能性の低い霊園事業の開発計画を前提とした鑑定評価額に基づき、極めて割高な時価で評価した結果、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上していた。

なお、当社は、霊園事業取得の代金支払と同時期に、当社取締役会長（×氏）が支配する会社（A 社）から新株予約権行使による払込金を受けていたが、同払込金は本霊園事業を取得するためとして当社から流出し、×氏が支配する別の会社（B 社等）へ入金され、実質的な払込者である×氏のもとに還流していた。また、新株予約権行使による払込及び霊園事業取得の代金支払は、3 回に分けて行われた。



4 事案の背景

当社の取締役会長（×氏）や代表取締役には、海外企業グループから派遣された者が就任していた。

当社には、上記企業グループから派遣された役員と英語でコミュニケーションを取

り当社の方針を決定することのできる日本人役員は事実上いない状況にあったことから、当社の方針は、上記企業グループから派遣された×氏などが事実上決定し、日本人の役職員は基本的にはこれを追認するのみという状態が続いていた。

当社は、×氏の提案に従い本件霊園事業を取得したが、本件霊園事業の実質的な所有者が×氏であるということや、上記資金循環の事実については、当社内で共有されていなかった。

5 不正の原因

(1) 取締役・取締役会・監査役の機能不全

当時、本件霊園事業を含めた海外事業については、×氏が方針を決定し、その指示の下、特定の役員が単独で直接担当する体制となっており、他の役職員に十分報告・情報共有されておらず、非常に閉鎖的な状況で対応を進めることが恒常的なやり方となっていた。また、他の役員は、×氏から提案された海外事業案件を適切な検討をせずそのまま受け容れるなど、十分に監視・監督機能を果たすことができなかった。そのために、×氏及び担当役員から、本件霊園事業取得時の資金循環の実態について他の役員に情報共有されず、取締役会において、取得価額の妥当性についても、複数の視点から吟味される機会がないままとなってしまった。

(2) 上場会社の経営に関する役職員の認識の甘さ・知識不足

上記資金循環スキームを指示した×氏や、その事実を認識していた担当役員において、その取引の実態に起因して生じ得る資本充実責任の問題や、当該取引の実態を明らかにしないことにより生じ得る投資家への説明責任の問題などが認識されていなかった。

また、他の役職員においては、上記資金循環スキームを認識していなかったとしても、本件霊園事業の取得は会社の規模に照らして高額な投資であり、価値を正確に吟味して厳密に取得価額を検討すべきであったにもかかわらず、鑑定評価額算定の基礎となる開発事業計画の根拠、資産価値評価や取得金額について十分に検討されなかった。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、たな卸資産（開発事業等支出金）の過大計上等により、法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129億1,000万円	71億1,100万円

② 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	124 億 4, 000 万円	67 億 7, 600 万円

③ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 1, 200 万円	74 億 5, 400 万円

④ 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	131 億 6, 400 万円	74 億 900 万円

⑤ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 2, 100 万円	73 億 7, 500 万円

⑥ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	133 億 5, 900 万円	85 億 7, 400 万円

⑦ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 8, 600 万円	85 億 5, 700 万円

⑧ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	141 億 4, 400 万円	85 億 5, 400 万円

⑨ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 4, 800 万円	83 億 7, 400 万円

⑩ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 7, 800 万円	82 億 7, 200 万円

⑪ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	118 億 4, 900 万円	80 億 8, 000 万円

⑫ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 6, 300 万円	80 億 8, 400 万円

⑬ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 7, 000 万円	79 億 8, 800 万円

⑭ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	119 億 8, 700 万円	78 億 8, 200 万円

⑮ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 8, 800 万円	77 億 9, 500 万円

⑯ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	120 億 5, 500 万円	76 億 4, 000 万円

⑰ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	120 億 300 万円	75 億 8, 300 万円

⑱ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	127 億 300 万円	79 億 6, 000 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の②）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、30, 000, 000 株の株式を 7 億 8, 000 万円で取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の③及び④）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、54,691,248 株の株式を 14 億 2,197 万 2,448 円で取得させた。

③ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑦及び⑧）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、7,855 個の新株予約権証券を 1 億 9,637 万 5,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①～③の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

1 億 3, 7 9 1 万円

（継続開示書類 計 3,000 万円、発行開示書類 計 1 億 791 万円）

【事例 17】 たな卸資産の過大計上

1 本事例の特色

本件は、所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定士が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産（販売用不動産）を過大に計上するなどしていたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 225 億 9,000 万円であったにもかかわらず、これを 288 億 8,400 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 27 年度勧告）

2 発行者である会社

建設業、東証一部上場

3 事案の概要

当社は、所有不動産（開発着手前の土地等）の鑑定評価を不動産鑑定士（x 氏）に依頼したところ、x 氏は、例えば、宅地開発の実現可能性が低い「林地」を「宅地見込地」として評価するなど、不合理な前提条件で過大な鑑定評価をした。

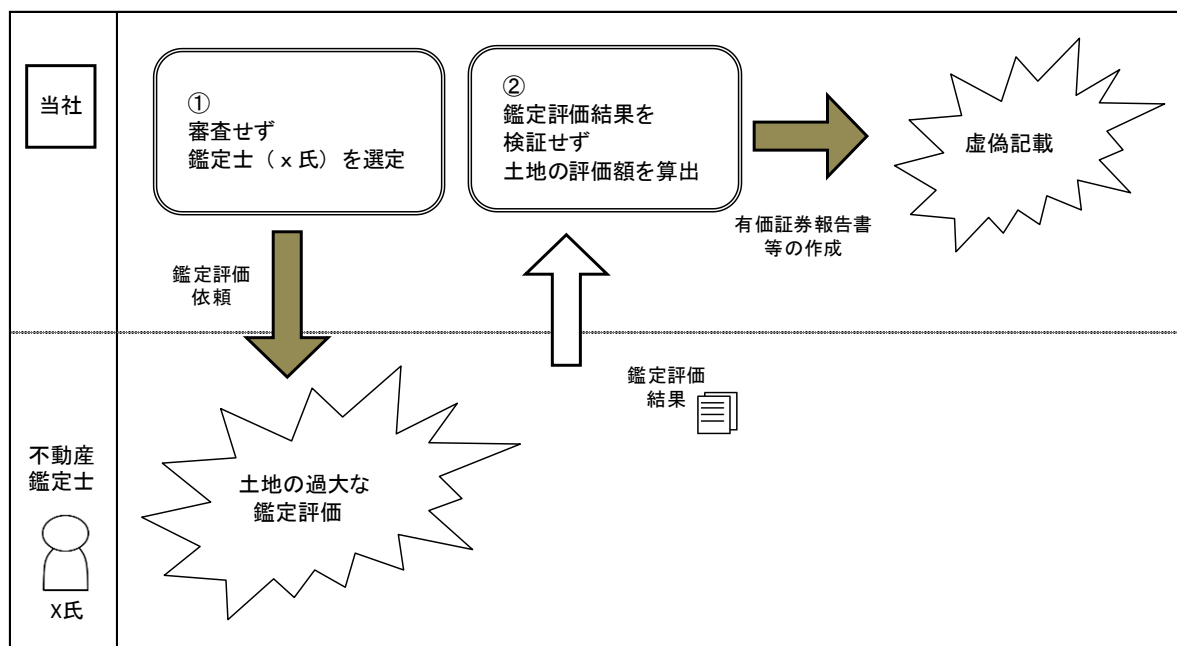
当社は、x 氏の行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産（販売用不動産）を過大に計上するなどした。

4 事案の背景

当社では、たな卸資産及び固定資産に関する価額を算定するため、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼しており、開発着手前のたな卸資産である不動産について、x 氏による不動産鑑定結果に基づき期末評価額を算出していたほか、固定資産である不動産についても、減損損失の測定等のために x 氏による不動産鑑定結果を用いていた。

このような中、当社の不動産について x 氏が過大な鑑定評価を行っていたが、当社は、同不動産鑑定結果について検証等を行わず期末評価額を算出していたことから、たな卸資産である不動産の帳簿価額に大幅な過大計上が認められた。

また、当社が、所有不動産の鑑定評価依頼先として x 氏を選定するに当たって、実績等を審査した形跡は認められなかった。



5 不正の原因

(1) 取締役間の牽制不足、不動産開発担当部署と管理本部との間の連携不足

取締役会を構成する取締役が、他の取締役の業務執行を監視する義務を負っていることを理解しておらず、他の取締役の業務執行に関心であったほか、不動産開発を担当する開発事業本部と会社決算を担当する管理本部との間の連携が不足していた。

(2) 鑑定士の選定に関する審査及び鑑定結果の検証不実施

当社は、鑑定士の選定に際して鑑定業者の体制や実績等を一切審査しておらず、当該不動産鑑定士が単に不動産鑑定士であるというだけの理由で選定し、長年不動産鑑定を依頼し続けていたほか、不動産鑑定結果について何ら検証等を行っていなかった。

6 法令違反の事実関係

当社は、たな卸資産（開発事業等支出金）の過大計上等により、法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	288億8,400万円	225億9,000万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	288 億 5, 700 万円	225 億 6, 300 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	295 億 4, 000 万円	232 億 4, 600 万円

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	297 億 4, 300 万円	234 億 4, 900 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	299 億 5, 900 万円	237 億 7, 000 万円

⑥ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	297 億 5, 500 万円	235 億 6, 600 万円

⑦ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	299 億 6, 200 万円	237 億 7, 400 万円

⑧ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	298 億 3, 900 万円	236 億 5, 100 万円

7 課徴金額

1, 800 万円

9 負債に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 前受金の過少計上

- ・事業年度末における未実施の授業数に対応する授業料入金額を前受金として処理しなかった。(【事例 16】参照)

(2) 未払金の過少計上

- ・架空のソフトウェア資産を対象としたリース契約を締結して費用の繰延べを行い、未払金の過少計上を行った。

(3) 退職給付引当金の過少計上

- ・退職金制度の大幅な変更の際、退職給付債務等の数理計算業務の委託先に提出する基礎データの作成を誤った。

【事例 18】前受金の過少計上

1 本事例の特色

本件は、学習塾の経営等を行っていた当社が、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末における未実施の授業数に対応する入金額を前受金として処理することなく、売上を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は3億700万円であったにもかかわらず、これを6億6,100万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成25年度勧告）

2 発行者である会社

サービス業、東証一部上場

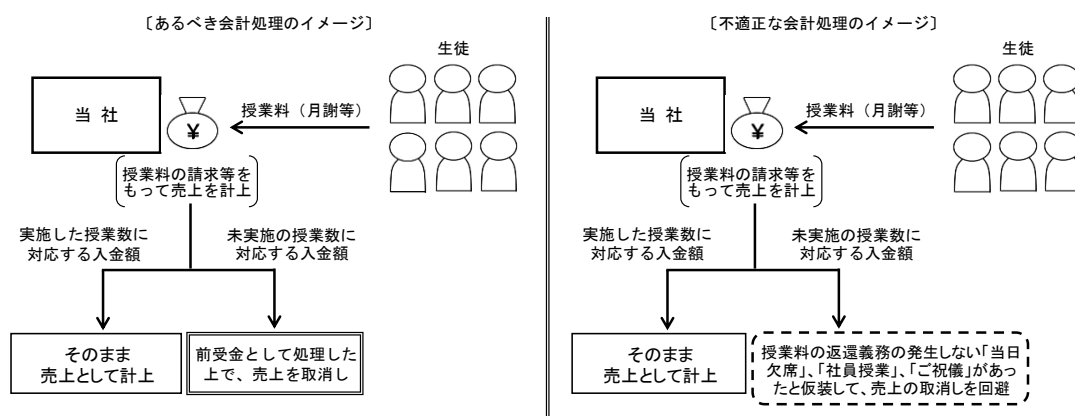
3 事案の概要

- (1) 当社は、学習塾の経営及び家庭訪問による学習指導業務等を行っていたところ、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末において未実施の授業数に対応する入金額は、本来、前受金として処理した上で、売上を取り消すべきであった。

しかしながら、当社は、このような場合にも、

- ① 前日までに事前連絡のないまま、授業当日に生徒が欠席したこととする（「当日欠席」）
- ② 授業実施の有無が記録されるアルバイト講師に代わって、専任講師や社員が授業を実施したこととする（「社員授業」）
- ③ 志望校に合格して退会した生徒について未実施の授業数が残っていた場合等には、その生徒の保護者から「納入済みの授業料の返還は不要」との明示又は黙示による了解を得たこととする（「ご祝儀」）

等の処理を行い、授業料の返還義務が発生しなかったものと仮装することにより、売上を過大に計上した。



- (2) 当社の子会社は、無料で実施した授業や授業料単価を値引きして行った授業について、正規の授業料単価に基づき授業が行われたものとして売上を過大計上した。

4 不正の背景

(1) 業績至上主義の企業風土

売上業績に過度に重きを置く経営方針の下、数値目標の達成・未達成に応じた人事評価体制がとられたこともあり、「目標を達成するためには不適正な売上計上もやむを得ない」といった意識が蔓延していた。

(2) 管理部門の機能不全

業績至上主義の社内において、契約書類のデータ入力や授業料の入金管理業務を行う管理部門の立場・発言力が弱く、営業部門に対するチェック機能が形骸化しているなど、十分な役割を果たしていなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、前受金の過少計上及び売上の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	6 億 6, 100 万円	3 億 700 万円
連結純資産額	21 億 400 万円	15 億 4, 600 万円

② 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4 億 2, 200 万円	1 億 9, 700 万円
連結純資産額	23 億 2, 900 万円	15 億 4, 700 万円

③ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 9, 800 万円	13 億 9, 000 万円

④ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 7, 100 万円	11 億 4, 400 万円
連結純資産額	26 億 6, 300 万円	18 億 7, 900 万円

⑤ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 1, 400 万円	14 億 3, 600 万円

⑥ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4 億 8, 100 万円	2 億 2, 200 万円
連結純資産額	26 億 2, 500 万円	15 億 8, 200 万円

⑦ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 5, 200 万円	14 億 4, 000 万円

⑧ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 6, 600 万円	8 億 7, 000 万円
連結純資産額	28 億 8, 700 万円	16 億 800 万円

⑨ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	19 億 6, 300 万円	9 億 3, 800 万円

⑩ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	3 億 6, 400 万円	1 億 500 万円
連結純資産額	27 億 3, 800 万円	12 億円

⑪ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	23 億 9, 600 万円	9 億 7, 800 万円

⑫ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	12 億 9,500 万円	8 億 3,400 万円
連結純資産額	33 億 2,300 万円	15 億 8,200 万円

⑬ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	25 億 5,700 万円	6 億 7,500 万円

⑭ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	5 億 6,000 万円	4,300 万円
連結純資産額	34 億 3,400 万円	11 億 7,600 万円

⑮ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6 億 6,500 万円	4,100 万円
連結純資産額	34 億 6,800 万円	11 億 400 万円

⑯ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	15 億 2,700 万円	1 億 5,000 万円
連結純資産額	56 億 5,100 万円	25 億 3,300 万円

⑰ 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4 億 7,900 万円	▲8 億 9,400 万円
連結純資産額	62 億 3,200 万円	26 億 9,900 万円

⑱ 第 X6 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 8,400 万円	▲7 億 800 万円
連結純資産額	112 億 9,100 万円	72 億 8,000 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の⑧及び⑨）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、600,000 個の新株予約権証券を 42 億 310 万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の⑫及び⑬）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、623,633 個の新株予約権証券を 42 億 8,101 万 1,096 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①及び②の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

4 億 1, 4 7 7 万円

（継続開示書類 計 3,300 万円、発行開示書類 計 3 億 8,177 万円）

10 純資産に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 純資産額の過大計上

- ・土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産を過大に評価し、純資産額を過大に計上した。(【事例19】参照)

【事例 19】純資産額の過大計上

1 本事例の特色

本件は、土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産の評価額を過大にし、純資産額を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は1,800万円の債務超過であったにもかかわらず、これを3億2,500万円の資産超過と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成25年度勧告)

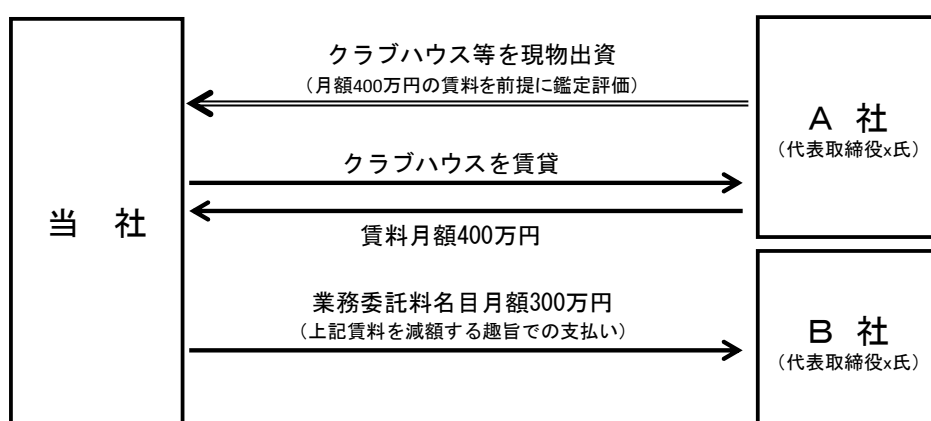
2 発行者である会社

サービス業、東証二部上場

3 事案の概要

当社は、2期連続の債務超過による上場廃止を回避するため、A社所有のクラブハウス、付属建物及びその敷地を現物出資財産とする第三者割当増資を行った。その際、当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の不動産鑑定評価額を水増しすることを企て、A社との間で、現物出資後にクラブハウスを賃料月額400万円で当社がA社に賃貸することを内容とする合意書を取り交わし、月額400万円の賃料を前提としたクラブハウスの鑑定評価に基づき現物出資を受けた。しかしながら、当社は、A社の代表取締役×氏が別に代表取締役を務めるB社との間で、上記賃料を減額する趣旨で、当社がB社に月額300万円を業務委託料名目で支払う旨合意していた。

この結果、当社は、現物出資財産を構成するクラブハウスを過大に評価し、純資産額を過大に計上した。



4 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、投資不動産及び純資産額の過大計上等により旧法第172条の2第1項並

びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3 億 2,500 万円	▲1,800 万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6,200 万円	▲2 億 8,200 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲1 億 9,800 万円	▲5 億 4,300 万円

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3 億 1,600 万円	▲6 億 8,700 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲9 億 2,800 万円	▲9 億 6,300 万円
連結純資産額	▲2 億 2,900 万円	▲6 億 800 万円

⑥ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3 億 5,200 万円	▲7 億 4,000 万円

⑦ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2 億 7,300 万円	▲6 億 6,900 万円

⑧ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期経常損益	▲5,100 万円	▲7,700 万円
連結四半期純損益	▲2 億 1,900 万円	▲2 億 4,500 万円
連結純資産額	▲2 億 7,100 万円	▲6 億 7,500 万円

⑨ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3 億 3, 000 万円	▲8, 200 万円

⑩ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1 億 4, 400 万円	▲2 億 7, 700 万円

⑪ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6, 000 万円	▲3 億 6, 900 万円

⑫ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5 億 3, 000 万円	9, 100 万円

⑬ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6 億 8, 300 万円	2 億 3, 500 万円

⑭ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 8, 400 万円	5 億 2, 700 万円

⑮ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 6, 300 万円	4 億 9, 800 万円

⑯ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8 億 7, 600 万円	4 億 200 万円

⑰ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6 億 6, 400 万円	2 億 4, 200 万円

⑱ 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5 億 6, 800 万円	1 億 4, 600 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1 億 1, 661 万 9, 100 株の株式を 29 億 1, 547 万 7, 500 円で取得させた。
- ② 当社は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1, 800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2, 500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、522 万 9, 000 株の株式を 8, 000 万 3, 700 円で取得させた。
- ③ 当社は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1, 800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2, 500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、192 個の新株予約権証券を 9 億 4, 454 万 4, 000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- ④ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①及び③）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4, 351 万 8, 100 株の株式を 2 億 3, 499 万 7, 740 円で取得させた。
- ⑤ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1, 811 万 2, 200 株の株式を 1 億 4, 670 万 8, 820 円で取得させた。
- ⑥ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4, 125 個の新株予約権証券を 3 億 8, 964 万 7, 500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- ⑦ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（ストックオプション）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、37 万 5, 000 個の新株予約権証券を 3 億 4, 612 万 5, 000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- ⑧ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑫）を

組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2,493万4,700株の株式を3億8,150万910円で取得させた。

- ⑨ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑨及び⑫）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、11万3,000個の新株予約権証券を17億4,618万9,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①から⑨の行為は、法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

5 課徴金額

3億5,329万円

（継続開示書類 計3,000万円、発行開示書類 計3億2,329万円）

11 非財務情報に関する虚偽記載

◎ 不適正な開示の手法

(1) 所有株式数の虚偽記載

- ・大株主に係る所有株式数等につき、他人名義で実質的に保有している株式数等を含めず記載した有価証券報告書を提出していた。(【事例 20】参照)

(2) 第三者割当予定先の状況等の虚偽記載

- ・新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、有価証券届出書において、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為との関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載するなどの虚偽記載を行った。(【事例 21】参照)

(3) 現物出資財産の価額についての虚偽記載

- ・土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、有価証券届出書において、当該現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載する虚偽記載を行った。(【事例 19】参照)

【事例 20】大株主の所有株式数の虚偽記載

1 本事例の特色

本件は、当社が、大株主の所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合を過少に記載した有価証券報告書などを開示するとともに、大株主が、自己の保有株券等の数及び株券等保有割合を過少に記載した大量保有に係る変更報告書（以下「変更報告書」という。）を開示したものである。（平成 26 年度勧告）

2 発行者である会社

不動産業、東証一部・名証一部上場

3 事案の概要

当社の大株主である当社役員は、新興市場から本則市場への指定換え等の要件である流動性基準を満たすため、その所有する株式を売却する一方、自ら実質的な株主として利用できる知人名義の証券口座を用いて自らの資金を提供して当社株式を買い付けるなどして、他人名義による当社株式（以下「名義株」という。）の保有を増加させた。

当社は、当該役員に係る所有株式数等を、名義株を含めずに記載した有価証券報告書等を提出するとともに、当該役員も、自己の保有株券等の数等を、名義株を含めずに記載した変更報告書を複数回提出した。

4 不正の背景

当社の大株主である当社役員は、名義株の問題について、関係法令等を理解しておらず、当社株式の流通株式比率の増加等の目的を優先させていた。また、他の取締役及び監査役は、本件が発覚する以前において、名義株の問題に係る事実関係を一切認識していなかった。つまり、当社においては、コンプライアンスが不徹底で、内部統制が有効に機能していないという内部管理体制上の問題があった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、大量保有者の所有株式数等を過少に記載することにより、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書を提出した。

第 X1 期有価証券報告書

	虚偽記載の内容
大株主の状況	大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載し、同人の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が 72.32%であるところを 69.29%と記載
役員の状況	大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある上記継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2,000,000 株の株式を 14 億 1,020 万円で取得させた。
- ② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある上記継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、300,000 株の株式を 2 億 1,153 万円で取得させた。

同社が行った上記①～②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

(3) 大量保有に係る変更報告書

大量保有者（大株主である当社役員）は、当社が発行する株券について、保有株券等の数等を過少に記載することにより、法第 172 条の 8 に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の変更報告書を提出したものである。

① 変更報告書 No. Y1

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株券等保有割合が 77.94%であるところを 75.70%と記載
-------------	--

② 変更報告書 No. Y2

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が 74.04%であるところを 70.83%と記載
-------------	--

③ 変更報告書 No. Y3

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72%であるところを 69.29%と記載
-------------	--

④ 変更報告書 No. Y4

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 13,540,200 株であることを 12,946,800 株と記載し、株券等保有割合が 72.00%であることを 68.44%と記載
-------------	--

6 課徴金額

① 発行者

7,896 万円

(継続開示書類 計 600 万円、発行開示書類 計 7,296 万円)

② 大量保有者

41 万円

【事例 21】第三者割当予定先の状況等に係る虚偽記載

1 本事例の特色

本件は、新株予約権の割当予定先の実態欄において虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させるなどしたものであり、有価証券届出書の記述部分の虚偽記載について勧告を行った事例である。

なお、割当予定先の実態欄については、平成 21 年 12 月 11 日公布・施行された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」において、第三者割当の開示の充実等を目的として有価証券届出書へ記載することとされた事項に関するものである。（平成 27 年度勧告）

2 発行者である会社

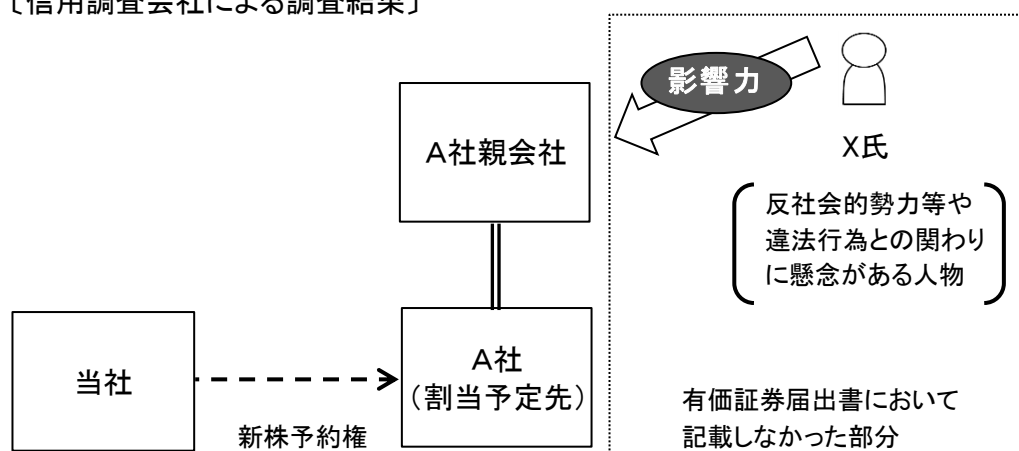
その他製品、名証セントレックス上場

3 事案の概要

(1) 新株予約権の割当予定先の状況に係る虚偽記載

当社は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第 3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】「(6) 割当予定先の実態」の欄において、割当予定先である A 社について、信用調査会社から、A 社の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物（X 氏）との関係が指摘され、A 社が増資引受先として適格な相手方ということができないことを示す情報を得ていたにもかかわらず、その事実を記載することなく、当該欄に調査結果として「当該割当予定先の主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載し、あたかも A 社の上記親会社が反社会的勢力等や違法行為と何らの関係も有していないことが確認されたかのように記載した。

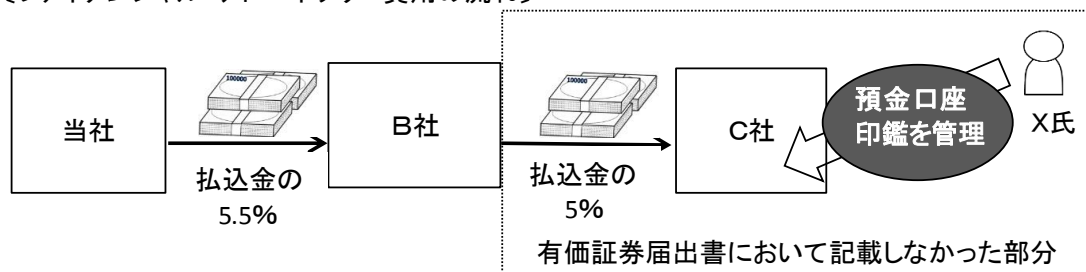
〔信用調査会社による調査結果〕



(2) 新規発行による手取金の使途欄に係る虚偽記載

当社は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第1【募集要項】2【新規発行による手取金の使途】「(1)【新規発行による手取金の額】」の欄の「発行諸費用の概算額」に掲記された「(注)3.」において、割当予定先の新株予約権の行使に際して払い込まれた金額の5.5%相当額（消費税別）のファイナンシャル・アドバイザー費用のうち、同払込金額の5%相当額（消費税別）は、B社を通じて、上記X氏が預金口座や会社印を管理、利用することができる立場にあったC社に支払うことを企図していたが、その事実を記載することなく、「本件新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%（消費税別）がB社に対するアドバイザー費用となっております。」と記載した。

〔ファイナンシャル・アドバイザー費用の流れ〕



(3) 貸倒引当金繰入額の過少計上

当社は、衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先（A社）のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていた。このため、当社は、A社のグループ会社ないしその実質的経営者に対する仮払金を計上するとともに、同流出資金は既に費消され、A社のグループ会社ないしその実質的経営者は返済資金に窮していたことなどから、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。

また、当社は、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金等を計上していたが、貸付資金の多くは同提携先から流出していたほか、同提携先は脆弱な財務内容であり、当該長期貸付金等の返済には当該広告事業による収益を充当することとしていたものの、返済に見合う収益をあげる目途が立っていなかったこと等から、上記長期貸付金等の回収可能性は低いと判断され、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。

4 事案の背景

当社は、多額の損失計上により債務超過に陥り、資金調達を行う強い必要性に迫られており、また、調達資金を原資とした新規事業による収益力強化を目指していた。

代表取締役をはじめとする旧来の経営陣には、厳しい環境下での資金調達に関するノウハウがなく、資金調達及び新規事業は、新たに取締役となった特定の役員らに委

ねられていた。

5 不正の原因

(1) 資金調達を優先した開示体制の欠如

当社は、資金調達を行う強い必要性に迫られていたことから、資金調達が優先され、とりわけ上記3 事案の概要(1)(2)の虚偽記載については、代表取締役等の認識と異なる記述が黙認ないし放置されるなど、社内の管理体制が全く機能しておらず、開示体制が欠如していた。

(2) 法令等遵守意識の欠如及び取締役らによる牽制機能の不全

衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払については、当社の内部規定ないし実務運用に従えば、取締役会決議を行う必要があるにもかかわらず、同決議を経ることなく支払がなされていた。また、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金等についても、正規の社内手続を経ていなかった。

資金調達及び新規事業は、支店において特定の役員らが担当していたところ、同役員らに法令等遵守意識が欠如していたのみならず、資金調達に成功した同役員らによる新規事業業務に対して、同役員らに任せきりになり、本社が地理的に離れていたこともあり、本社代表取締役らによる監視・監督の役割・責任が果たされていなかった。

6 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、法第172条の4第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の四半期報告書を提出した。

① 第X1期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲1億7,000万円	▲2億4,900万円
連結純資産額	▲2億6,900万円	▲3億4,800万円

② 第X1期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4億2,400万円	▲5億1,900万円
連結純資産額	▲4億2,600万円	▲5億2,100万円

③ 第X1期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲6億4,600万円	▲7億5,400万円

連結純資産額	▲5 億 3, 800 万円	▲6 億 4, 600 万円
--------	----------------	----------------

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、上記 3 事案の概要(1)(2)のとおり重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、29, 500 個の新株予約権証券を 5 億 353 万 5, 500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- ② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の③）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、50, 360, 000 株の株式を 8 億 1, 583 万 2, 000 円で取得させた。
- ③ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の③）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、44, 532 個の新株予約権証券を 7 億 6, 149 万 7, 200 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①～③の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

9, 962 万円

（継続開示書類 計 600 万円、発行開示書類 計 9, 362 万円）

8 参考（関係法令等）

平成 21 年 12 月 11 日公布・施行の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」において、第三者割当に係る開示の充実等を目的として、第三者割当の方法により株券等の募集等を行う場合には、有価証券届出書に追加の記載が求められることとされた。改正の趣旨、改正内容は次のようなものである。

第三者割当は、取締役会限りで行われる機動的な資金調達として、また、事業提携のように会社の事業戦略に伴う資本引受けとして、資金調達の方法の有力な候補になり得ると考えられる。他方で、一部に十分な情報開示がなされないまま、実態が明らかでない海外のファンドに大量に株式を割り当てたものの最終的に発行会社に資金が入らなかったり既存株主の議決権の極端な希釈化をもたらすなど、投資者保護の観点から大きな問題を生じ得る第三者割当が見受けられ、発行市場における不適切なファイナンスが、株価操縦や粉飾決算などの流通市場における不正事件につながっている場合があるとの指摘がなされていた。

投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報を適切に開示することが法定開示の

基本原則であるところ、こういった第三者割当をめぐる状況を踏まえれば、割当予定先の実態や大規模な第三者割当を行うことについての発行会社の考え方等も投資判断に重要な影響を及ぼす情報であると考えられる。そこで、有価証券届出書の「証券情報」に「第三者割当の場合の特記事項」欄を新設する等、発行会社による積極的な開示を求めることとされた。

この中には、発行会社が積極的に調査確認を行う必要のある開示項目も含まれており、発行会社の立場からは第三者割当に関する会社の判断の基礎となった事実や当該判断の過程及び内容の一部を投資者に対して具体的に開示するものとされる。

割当予定先の実態については、市場の公正性を担保する観点から、「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体」を「特定団体等」と定義し割当予定先が特定団体等に該当するか否か、及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを発行会社において確認し、確認した結果及び確認方法を具体的に記載するものとされている（企業開示府令 第二号様式「記載上の注意」(23-3) g)。確認すべき範囲としては、当該割当予定先のみならず、当該割当予定先の親会社、主たる出資者、子会社、役員等についても確認する必要があるとされ、割当予定先と特定団体等との関係については、特定団体等がこれらの関係者の経営に関与する関係にあるか等について確認する必要があるとされる（『『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方』NO. 13）。

Ⅳ 開示書類の不提出に関する個別事例

【事例 22】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出

1 本事例の特色

本件は、社債券の発行者が、発行価額の総額が1億円以上となる社債券の発行について、50名以上の者に対し取得の申込みの勧誘を行ったが、当該取得勧誘は「有価証券の募集」には該当しないとして、募集の届出を行わなかったものである。（平成23年度勧告）

※ 50名以上の者を相手方として、新たに発行される株券や社債券の取得の申込みの勧誘を行うことは「有価証券の募集」に該当する（法第2条第3項、施行令第1条の5）。

※ 「有価証券の募集」は、その有価証券の発行価額の総額が1億円以上となるときは、原則として、発行者が内閣総理大臣に届出を行わなければならない（法第4条第1項）。

2 発行者である会社

発行者① 金の採掘などを事業目的としている非上場企業

発行者② 発行者①が吸収合併した非上場企業

3 事案の概要

(1) 発行者①の代表者は、会社の設立に当たり、利率を細かく変えた社債券を何回も発行すれば、有価証券の募集には当たらない「少人数私募」として、募集の届出をせずとも事業資金を調達できると考え、継続的に社債券を発行することを決めた。

※ 「少人数私募」とは、以下3つの要件を満たす場合をいう。

(i) 多数の者（適格機関投資家を除く50名以上で、それらが特定投資家のみではない場合）を相手方として勧誘を行う場合として政令で定める場合（法施行令第1条の4）以外で、適格機関投資家向け勧誘、特定投資家向け勧誘のどちらにも該当せず、

(ii) 多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合で、

(iii) 過去6か月以内に行われた同種の有価証券の少人数私募と、新たに行う取得勧誘の人数の合計が50名以上とならない場合

(2) 発行者①が作成した社債券の募集要項には、4種類（1年・2年・3年・5年）の社債償還期間と、利率の幅（年利6%～12.50%）が記載されていたが、勧誘対象となる社債券の具体的な回号（債券発行回数の通し番号）、利率、その他の発行

条件は記載されていなかった。

- (3) 発行者①は、募集要項や社債申込書等からなる勧誘資料を作成し、不特定多数の者へ電話勧誘を行い、応諾した者延べ 10 万名弱に対して勧誘資料を送付し、取得勧誘を行っていた。
- (4) 発行者①は、取得勧誘を受けて社債券の取得を希望した者から、希望する償還期間と申込金額を記入した社債申込書を受領し、さらに応募額の払込みを受けた後に、具体的な回号、利率、償還期日等の発行条件を決定し、払込みがあった月の末日を払込期日に設定し、社債券を発行した。
- (5) 発行者①は、発行される社債券の回号ごとの取得者数が 49 名以下となるよう、各回号当たりの社債券の発行数を 49 枚以下に調整し、また、回号ごとに利率を 0.001%単位で小刻みに変えた。発行者①は、当該取得勧誘は「有価証券の募集」には当たらず、届出を必要としない「少人数私募」であるとして、有価証券届出書を提出しなかった。
- (6) しかし、発行者①は、勧誘時点では社債券の回号を具体的に決定しておらず、実態は償還期間の違う 4 種類の社債券について同時並行して取得勧誘をしていたものであり、加えて勧誘の際、勧誘人数を 49 名以下に抑えるためのルールを制定せず、不特定多数の者に対して勧誘を行っていた。
- (7) また、発行者①の代表者は、発行者②の資金調達及び資金運用に関わっており、発行者②においても、発行者①と同様の資金調達方法及び社債券の勧誘方針を採用していた。

4 違反行為の該当性

(1) 取得勧誘について

発行者①及び②（以下、発行者という。）は、4 種類の社債償還期間とおおまかな利率の幅は記載されているが回号や利率などの具体的な発行条件は示されていない勧誘資料によって、社債券の取得勧誘を行った。

このため、発行者が行った取得勧誘の実態は、回号ごとに行われたものではなく、償還期間の違う 4 種類の社債券に係る勧誘を同時に並行して行っていたものであった。そして、発行者は各月末を払込期日として設定の上社債券を発行していたことから、各月末日の払込期日別に 4 種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行っていたものである。

(2) 勧誘人数について

毎月末に設定された払込期日の大部分において、発行者が取得勧誘を行った4種類の社債券について合わせて50名以上の者が申込みを行っていたことから、4種類の社債券ごとに50名以上の者に対して取得勧誘が行われていたことになる。このことから、発行者が行った取得勧誘の大部分は「有価証券の募集」に該当する。

(3) 有価証券届出書の提出義務について

発行者が払込期日ごとに行った4種類の社債券についての取得勧誘のうち、その発行価額の総額が1億円以上であるものについては、募集の届出が必要であった。

また、発行価額が1億円未満の有価証券の募集であっても、過去1年以内に募集により発行された同一の種類の有価証券の発行価額と合算すると発行価額が1億円以上となる有価証券の募集（企業開示府令第2条第4項第2号）や、発行価額が1億円以上の有価証券の募集と並行して行われる同一の有価証券の募集（企業開示府令第2条第4項第5号）については届出が必要であることから、発行者によるその他の取得勧誘についてもその大部分につき、募集の届出が必要であった。

5 法令違反の事実関係

発行者が行った各社債券に係る取得勧誘は、その大部分が有価証券の募集に該当し、募集を行うためには法第4条第1項に定める届出をしていなければならなかったが、発行者はいずれの募集においても届出をしていなかった。

6 課徴金額

1億9,441万円

課徴金額の算定

（法第172条第1項第1号）

発行者① 1億7,559万円

発行者② 1,882万円

※ 発行者②は発行者①との合併により消滅しているため、法第176条第4項の規定により、発行者②がした行為は、合併後存続した法人である発行者①がした行為とみなされることになり、発行者②に対する課徴金は、発行者①に対して課されることになる。

【事例 23】継続開示書類（有価証券報告書等）の不提出

1 本事例の特色

本件は、当社が、法定期限までに有価証券報告書及び四半期報告書の提出を行わなかったものである。（平成 22 年度勧告）

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者は、有価証券報告書を原則として事業年度経過後 3 か月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第 24 条第 1 項）。

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者のうち、四半期報告書の提出義務を負う者は、四半期報告書を原則として四半期期間経過後 45 日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）。

2 発行者である会社

不動産業、東証一部上場（「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止）

3 事案の概要

(1) 当社は、当局による法第 26 条「届出者に対する報告の徴取及び検査」に基づく検査を受けた。検査の結果、当社が行った債務保証及び保証類似行為に係る主債務者の財政状態の悪化が認められたため、当局は当社に対し、この債務保証及び保証類似行為に対する損失引当金の計上を反映させた連結財務諸表を作成し、これを記載した第 3 四半期報告書及び有価証券報告書を、法定期限内に財務局長に提出するよう慫慂した。

(2) 当社は、当局の指摘に対し、上記損失引当金の計上の必要性を認めたが、監査法人が辞任したこと、新たな監査人を選任するための資金的余裕がないことなどを理由に、有価証券報告書等を提出しなかった。

当社の主張は上記のとおりであったが、実際は、当社が簿外で債務を保証して調達した、100 億円を超える資金が、当社の取締役が実質的に支配している資産管理会社等へ流出していた事実が明るみになることを恐れ、監査に必要な説明を行わず、監査手続を続けることを困難にすることにより、監査法人を辞任に追い込み、資金不足を理由に新たな監査人を選任しなかった。

その後、当社は、第 3 四半期報告書及び有価証券報告書を提出しなかったことにより、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止となった。

※ 有価証券報告書等の提出義務を負う発行者は、提出する有価証券報告書等に含まれる財務諸表又は財務計算書類について、原則として、発行者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならない（法第 193 条の 2 第 1 項）。

4 法令違反の事実関係

(1) 有価証券報告書の不提出

当社は、有価証券報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期有価証券報告書を、法第 24 条第 1 項に規定する期限まで（事業年度経過後 3 か月以内）に提出しなかった。

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者（法第 24 条第 1 項各号）

第 1 号	金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者 （特定上場有価証券を除く。）
第 2 号	認可金融商品取引業協会に店頭登録されている有価証券の発行者 （流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）
第 3 号	第 1 号、第 2 号の発行者以外の者で、その募集又は売出しにつき有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券の発行者 ※除外 ① 報告書提出開始年度終了後 5 年を経過している場合で、かつ、当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前 4 年以内に開始した事業年度すべての末日における当該株式の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数（300 名）に満たない場合であって、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令（企業開示府令第 15 条の 3）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。 ② 有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第 4 条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。
第 4 号	第 1 号、第 2 号、第 3 号の発行者以外の者で、当該事業年度又は事業年度開始の日前 4 年以内に開始した事業年度のいずれか末日において所有者が 1,000 名以上の有価証券の発行者 （株券、有価証券信託受益権証券で受託有価証券が株券であるもの及び外国預託証券で株券に係る権利を表示するものに限る。） ※除外 ① 発行者の資本金の額が当該事業年度の末日において 5 億円未満である場合。 ② 当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数（300 名）に満たない場合。 ③ 有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第 4 条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。

(2) 四半期報告書の不提出

当社は、四半期報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期第 3 四半期報告書を、法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する期限まで（四半期期間経過後 45 日以内）に提出しなかった。

※ 四半期報告書の提出義務を負う者（法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）

法第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する有価証券の発行者のうち、次に該当する有価証券の発行者（法施行令第 4 条の 2 の 10）

① 株券
② 優先出資証券
③ 法第 2 条第 17 号に掲げる有価証券（外国又は外国の者が発行する有価証券）で、 ①又は②の性質を有するもの
④ 有価証券信託受益証券で、受益有価証券が①～③に掲げる有価証券であるもの
⑤ 法第 2 条第 20 号に掲げる有価証券（預託証券）で、①～③に掲げる権利を表示するもの

5 課徴金額

3, 999 万 9, 999 円

課徴金額の内訳

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 第 X1 期第 3 四半期報告書 | 1, 333 万 3, 333 円 |
| ② 第 X1 期有価証券報告書 | 2, 666 万 6, 666 円 |

V 開示検査の結果行われた自発的訂正等

証券取引等監視委員会では、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

また、有価証券届出書等の提出を要する有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書等が提出されていないにもかかわらず、当該有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁の関係部局と連携しつつ対応している。

自発的訂正等が行われた最近の事案及び開示検査の際に当局から指摘を行った事項の概要等は以下のとおりである。

【自発的訂正等 1】A 社（東京証券取引所市場第一部上場、業種：証券・商品先物取引業）

- ・ A 社は、在外連結子会社が保有する複数の未上場株式について、国際財務報告基準（I F R S）に基づく公正価値評価損益を連結売上高に計上していたところ、当該未上場株式のうち一部の銘柄を、マルチプル法（類似企業比較法）を用いて評価するに当たり、類似企業の範囲を不合理に広く解釈した企業選定を行うなど、不適切な評価を行っているとして認められたため、必要な有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。
- ・ A 社は、子会社の B 投資事業組合について、連結範囲の例外規定（連結財務諸表に関する会計基準第 14 項(2)）に該当するとして連結範囲から除外していたが、B 投資事業組合は A 社の連結子会社である C 社と多額の取引を行っていたことなどから、A 社の連結範囲に含めるべきものと認められたため、必要な有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。
- ・ 上記の結果、平成 26 年 10 月、A 社は訂正報告書を提出した。

【自発的訂正等 2】D 社（東京証券取引所マザーズ上場、業種：情報・通信業）

- ・ D 社は、過去に行われた開示検査により、商取引に仮装した D 社役員等への不正な資金流出に対する貸倒引当金の過少計上等を行ったとして、課徴金納付命令の決定がなされている。当該不適正な会計処理の訂正において、流出した資金は D 社を退任した当該役員（以下「元役員」という。）等に対する債権（貸付金）とされたが、元役員の資産管理会社が保有する当社株式に対して質権を設定する前提で、貸付金の一部に貸倒引当金を計上することを見送っていた。

しかし、元役員は質権設定手続を行わなかったばかりか、当該株式を売却しており、その売却代金も債務弁済に充てなかったことから、当社への担保提供の意

思がないと認識できた時点で貸倒引当金を追加計上する必要があった。

また、D社は、一部の役員に対して役員報酬等の名目で支出した資金の大部分を、求めに応じて元役員に流出させていたことなどから、実体に即した会計処理をする必要があると認められた。このため、有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

- ・ 上記の結果、平成 27 年 1 月、D社は訂正報告書を提出した。

※ 特設注意市場銘柄への指定から 3 年を経過し、内部管理体制等に引き続き問題がある場合に該当するとして、同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止

【自発的訂正等 3】E社（非上場、業種：サービス業）

- ・ E社は、平成 26 年 9 月、有価証券届出書を提出しないまま有価証券の募集を行う行為を止めるよう、関東財務局より文書による警告を受けた。

E社は、運転資金を調達するため、知人や既存株主から紹介された者等に対して、複数回に渡り謄写の自己株式を処分しており、そのうちの 1 回が、届出を必要とする有価証券の募集であった。

- ・ E社は、有価証券届出書等を提出する必要性を認めながらも、作成・提出の目処が立たない状態であったが、開示検査を行ったところ、平成 27 年 6 月、有価証券届出書等を提出した。

VI 内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行った事例

証券取引等監視委員会では、会社により開示書類が自発的に訂正された場合でも、必要に応じ、内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行っている。

最近では、以下のような自発的に訂正が行われた事案について、訂正内容、内部統制上の問題点、再発防止策等の検証等を行った。

➤ グループ会社の管理体制に問題点が認められた事案

事業拡大のため海外子会社等で新規に事業を開始したところ、事業が軌道に乗る前に不適正な会計処理が発覚、自発的に訂正が行われた事案であり、グループ会社の管理体制に問題点が認められた。

【実態把握 1】F 社（東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部上場、業種：輸送用機器）

- ・ F 社の米国子会社は、顧客と自動運賃收受システムの納入に関わる契約を締結し、一部のハードウェア製品の納入に伴い、当製品に関連する売上を計上したが、その後、当該子会社が提供すべき製品・サービスのスケジュール及び範囲に関する顧客側との協議が合意に至らず、本契約に関わる売上及び利益の取消し等が必要になったとして、F 社は、平成 27 年 5 月、有価証券報告書等の自発的訂正を行った。
- ・ 本契約にかかる顧客との協議は、米国子会社主導で行われており、F 社は、当該米国子会社を、代表者が同一である別の海外子会社に管理させる体制としていたが、それが機能せず、F 社は、当該米国子会社の事業の状況を十分に管理できなかったことなどを受け、本件訂正が必要となった原因は、海外子会社を管理する体制が十分に整備できていなかったことにあるとして、海外子会社に対する本社のコントロールを強化するなどの再発防止策を講じた。

【実態把握 2】G 社（東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部上場、業種：自動車部品）

- ・ G 社の持分法非適用のタイ国の関連会社が、無形固定資産として計上していた開発費は、資産性を認められず全額発生時に費用処理すべきであること、有形固定資産として計上していた金型についても、資産性は認められず減損処理すべきであることなどが判明し、その結果、同社が実質的に債務超過と判断され、これに伴い、改めて持分法適用につき判断すると、同社につき持分法を適用するなどの訂正が必要になったとして、G 社は、平成 27 年 5 月、有価証券報告書等の自発

的訂正を行った。

- ・ 本件訂正が必要となった原因は、グループ会社の管理を行う部門間（事業企画部と経理部）の役割分担が不明確であり、各部門が本来果たすべき役割を自覚しておらず、経理部のグループ会社に対する審査・チェック機能など、各部門が本来の機能を発揮していなかったことにあるとして、G社は、グループ会社の管理を行う各部門がそれぞれの役割を果たせるよう組織を改めるなどの再発防止策を講じた。

➤ 売上計上承認手続等に問題点が認められた事案

社内における売上計上承認の形骸化や、社内ルール上、何ら証憑を確認することなく売上計上が承認される取引が存在するなどの内部統制上の問題点が認められた。

【実態把握3】H社（東京証券取引所市場第二部上場、業種：その他製品）

- ・ 営業部門の部長が、取引先（同業他社）と意を通じるなどして、長期に亘り、架空売上及び架空仕入を計上していたことが判明したとして、H社は、平成 27 年 12 月、有価証券報告書等の自発的訂正を行った。
- ・ 架空売上が行われた取引は、製品がH社を経由せず、帳票のみで行われ、取引の仲介に入るだけの取引であったため、売上計上承認に当たっては、取引先の実態等に応じて取引の実在性の確認が必要であったが、実在性の確認は行われていなかった。また、H社においては、社内ルール上、何ら証憑を確認することなく売上計上が承認される取引も存在し、架空売上の計上に利用されていた。
- ・ H社は、本件訂正が必要となった原因は、役員や管理部門が営業部門で受注した個々の取引内容を適切に把握しておらず、承認手続の過程で適切にチェックを行わなかったことであったとして、取引の受発注時の審査体制を改めるなどの再発防止策を講じた。

Ⅶ 審判手続の状況及び個別事例

○ 審判手続の概要

金融商品取引法では、課徴金の納付を命ずる処分という行政処分の事前手続として審判手続が定められている（法第6章の2第2節）。

この手続は、平成17年4月に新たに導入された課徴金制度の運用に慎重を期する観点から、処分前に慎重な手続を経るべく定められたものである（「課徴金制度と民事賠償責任」社団法人金融財政事情研究会）。

具体的には、金融庁設置法第20条第1項により、証券取引等監視委員会から課徴金納付命令勧告を受けた内閣総理大臣（内閣総理大臣から、権限の委任を受けた金融庁長官（法第194条の7第1項））は、法第178条1項各号に掲げる事実があると認められる場合には、当該事実に係る事件について審判手続開始決定をしなければならない（法第178条柱書き）。

この決定は文書によって行われ（法第179条第1項）、審判手続開始の決定に係る決定書（以下「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載すべきとされる（法第179条第2項）。

そして、課徴金の納付を命じようとする者（以下「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより審判手続は開始するところ（法第179条第3項）、被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、法第178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことは要しないとされる（法第183条第2項）。

○ 審判手続の状況

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反に係る審判期日が開かれた事案の件数は、以下のとおりとなっている。

【開示規制違反に係る審判期日が開かれた事案の推移】

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
審判 件数	0	0	0	1	2	2	1	0	0	1	0	7
（参考） 勧告件数	3	8	11	10	19	11	9	9	8	6	1	95

※ 年度とは当年4月から翌年3月をいう。ただし、平成28年度は6月30日まで。

※ 各年度の審判件数は、審判手続開始決定日をベースとしている。

※ 勧告件数は審判手続開始の決定をした件数と同数。

※ 審判期日が開かれる前に審判手続の打ち切りが決定された事案（平成23年度）については、件数に含めていない。

○ 審判手続の個別事例

【販売斡旋手数料の売上計上の可否（役務提供及び対価の実態の有無）が争われた事案】
（平成 24 年度（判）第 41 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 26 年 8 月 28 日）

＜審判事件概要＞

本件は、風力発電開発事業を営む被審人が、風力発電機メーカー 2 社との間で、被審人が手掛ける風力発電開発事業につき風力発電機販売斡旋契約（以下「各販売斡旋契約」という。）を締結し、建設会社への風力発電機の販売を斡旋するなどして、販売斡旋手数料を売上計上したことについて、売上計上に必要な各販売斡旋契約に基づく役務提供及び対価の実態がなく、販売斡旋手数料を売上計上できないにもかかわらず、被審人がこれを売上計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したため、課徴金納付命令を勧告した事案である。

被審人は、下記「争点に対する被審人の主張」欄のとおり、売上計上に必要な役務提供及び対価の実態があると主張して、争った。

＜争点＞

被審人が販売斡旋手数料を売上計上した、風力発電開発事業 5 案件（以下「本件 5 案件」という。）に係る販売斡旋取引において役務提供及び対価の実態がなかったと認められるか。

＜争点に対する被審人の主張＞

被審人は、風況観測等の各種調査等の準備行為をした上、風力発電機メーカーに対して風力発電所建設工事を行う建設会社を紹介し、風力発電機の販売を斡旋するとともに、各案件の立地場所の風況データ等、風力発電機の製造等に参考となる情報を提供しており、各販売斡旋契約に基づく役務提供には実態があった。

各販売斡旋契約においては、被審人が販売斡旋を行う対価として手数料を受け取る旨合意されており、その販売斡旋に実態がある以上、対価に実態がないとはいえない。

＜決定概要＞

1 役務提供の実態がなかったと認められるか否かについて

（1）販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯

被審人は、自社開発案件（被審人の完全子会社（以下「発電所子会社」という。）が事業主体となる風力発電による売電事業のことをいう。以下同じ。）に関し、従来、直接販売方式（被審人が風力発電機メーカーから風力発電機を購入し、他社に販売する事業のことをいう。以下同じ。なお、自社開発案件においては、建設会社が被審人から風力発電機を購入し、発電所子会社の風力発電所に設置していた。）を採用し、風力発電機の売買代金を売上計上していたところ、監査法人

から、その販売利益を連結会計上消去すべきであるとの指導を受け、当該利益に相当する利益を直接販売方式によらない方法により計上する必要があった。

また、被審人は、各販売斡旋契約上、販売斡旋手数料の発生条件を、風力発電機売買契約の締結前である、建設会社から風力発電機メーカーに対する内示書等の発行時で足りるとしていた上、建設会社から風力発電機の発注を約束するものではない旨を明示されながら発行を受けた書面を根拠に販売斡旋手数料を売上計上するなどしていた。

以上、各販売斡旋契約が締結され、その後の売上計上に至る経緯に鑑みると、被審人は、各販売斡旋契約の契約内容自体を実現する必要性があったものではなく、専ら、被審人が直接販売方式により計上していた利益相当額を、連結会計上も消去されない方法により計上することを目的として同各契約を成立させたことが認められる。

(2) 被審人の業務内容との関係

被審人は、自社開発案件においては、各案件の事業主体となる発電所子会社を設立し、同社に風力発電機を使用させ、売電事業を行わせることとしていたところ、その準備行為として、自ら集積した風況データ等に基づいて事業計画を具体化させており、その後も自らの事業の一環として、風力発電機メーカーや建設会社に働きかけ、風力発電機の選定や工事の請負候補等について検討を行う必要があった。

上記事情に照らせば、各販売斡旋契約に係る役務の内容として被審人が主張する各行為は、自社開発案件における売電事業を実現する上で、被審人にとって行うことが必要不可欠な、被審人の事業内容そのものであったというべきである。

また、自社開発案件の事業主体は各発電所子会社であったが、各種準備行為の段階においても、事業計画が具体化した後においても、各発電所子会社が設立されていない場合が多いことなどからすると、上記各行為は、各発電所子会社の設立前後を問わず、被審人自らの業務内容であったと認められる。

(3) 風力発電機メーカーにとっての必要性

ア 風力発電機の決定権限について

自社開発案件における風力発電機の購入に係る実質的な決定権限は、被審人が有しており、風力発電機の直接の購入者である建設会社は、風力発電機を使用する発注元の意向と異なる風力発電機を購入することはできず、風力発電機の購入に係る決定権限を有していなかった。したがって、被審人が風力発電機メーカーに対し建設会社の紹介等を行うことは、風力発電機メーカーが販売という目的を達成する上では、必要性の認められない行為であったといわざるを得ず、それを販売斡旋と評価することはできない。

イ 風力発電機メーカーの認識等について

風力発電機メーカーは、被審人の自社開発案件に関しては、販売斡旋手数料

を実質的に負担することはないとの認識を有したり、自社の販売する風力発電機を採用してもらうためには、同契約を締結することが前提となっている旨伝えられたりしたことにより、同契約の締結に至っており、同契約に係る役務の内容自体に、対価に見合う価値や意義を見出していたとは考えがたい。

また、被審人代表者自身、販売斡旋の内容として見積書に掲げられた個々の項目に係る内訳金額には根拠も意味もなかった旨自認する。

(4) 小括

以上の各販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯、被審人の業務内容との関係並びに風力発電機メーカーにとっての必要性を総合すると、被審人は、自社開発案件において、直接販売方式により計上していた利益相当額を売上計上するという自己の会計上の便宜を図る目的で、専ら自らの事業のために行っていた、風力発電機メーカーにとっては必要性の認められない行為を、各販売斡旋契約に係る役務提供であると称しているにすぎず、本件5案件に係る被審人の行為に同契約に基づく役務提供としての実態はなかったものと認められる。

2 対価の実態がなかったと認められるか否かについて

販売斡旋手数料は、発電所子会社から、順次、建設会社及び風力発電機メーカーを経て被審人に支払われる金銭であるところ、建設会社及び風力発電機メーカーは、いずれも販売斡旋手数料分の代金を受領しない限り、建設会社は風力発電機メーカーに対し、風力発電機メーカーは被審人に対し、それぞれ販売斡旋手数料相当額を支払う必要はないこととされていたと認められる。また、本件5案件の関係者は、いずれも販売斡旋手数料の内実の詳細について関心を持っていなかった。そして、各販売斡旋契約は、風力発電機メーカーにとっては必要性がなく、販売斡旋手数料を自社の利益の中から負担するのであれば、決して締結されないような契約であった。

これらを総合すると、風力発電機メーカーは、被審人に対し、実質的には販売斡旋手数料を負担していなかったというべきであり、また、販売斡旋手数料は内実を伴っていなかったと認められるから、各販売斡旋契約に基づく役務提供について、対価の実態はなかったというべきである。

3 以上のことから、本件5案件に係る被審人の行為に、各販売斡旋契約に基づく役務提供としての実態はなく、また、同各契約に基づく対価の実態もなかったものと認められる。

以上は、平成26年8月28日付で決定された、平成24年度（判）第41号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2014/27.pdf>

<事案の特色>

本件においては、被審人と風力発電機メーカーとの間で各販売斡旋契約が締結され、当該契約上販売斡旋手数料の発生条件とされた建設会社から風力発電機メーカーに対する風力発電機購入の内示書等が現に発行され、かつ、風力発電機メーカーが被審人に対して実際に販売斡旋手数料の一部を支払っているなど、一見、販売斡旋手数料を売上計上することに問題がないかのような外形が存在していた。

しかしながら、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品の販売等又は役務の給付によって実現したものに限り」（企業会計原則第二・三B本文）とされ、収益の認識は実現主義によることが示されている。また、実現主義の下での収益認識要件としては「財貨の移転又は役務提供の完了」とそれに対する「対価の成立」が要件とされており、役務の提供及びその対価に実態がない取引については、売上計上することが許されない。

この点、本件においては、①専ら被審人の会計上の便宜のために各販売斡旋契約が締結されたことや、被審人が売上計上の根拠とする内示書が、風力発電機メーカーに対する発注を約束する書面ではないことを建設会社と被審人との間で約束していたことといった、販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯、②被審人が役務提供と主張する行為は、自社開発案件において被審人の事業に不可欠な準備行為に過ぎないこと、③風力発電機メーカーは、被審人が役務提供と主張する行為に必要性を見出していなかったこと等の事実を照らせば、被審人が役務提供と主張する行為は、自社開発案件において専ら自らのために行っていた、風力発電機メーカーにとって必要のない行為であって、役務提供の実態はないと言わざるを得ない。

また、発電所子会社が建設会社に、その建設会社が風力発電機メーカーに、販売斡旋手数料分の代金を順次支払うことによって初めて、風力発電機メーカーが被審人に対して販売斡旋手数料を支払うこととされているなど、実質的には風力発電機メーカーが販売斡旋手数料を負担しない仕組みが構築されていること等の事実を照らせば、対価の実態もないと言わざるを得ない。

このように、本件は、形式的には売上計上要件を充足しているかに見える取引につき、経緯、背景事情、目的、行為の性質及び取引全体のスキーム等の事実関係を詳細に分析し、取引の経済的実質に着目した結果、売上計上に必要な役務提供や対価の実態がないことが判明した点に特色がある。

<決定後の経緯>

被審人は、金融庁長官による課徴金納付命令決定に対し、平成26年9月26日、取消訴訟を提起し、役務提供及び対価の実態が存在するため課徴金納付命令決定が違法である旨主張した。

平成28年2月26日、東京地方裁判所において、役務提供及び対価のいずれにも実態がなく課徴金納付命令決定は適法であるとして、被審人の請求を全部棄却する旨の一審判決が言い渡された（判決確定）。

【虚偽記載（資産の架空計上）の有無】

（平成 22 年度（判）第 29 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 23 年 10 月 3 日）

＜審判事件概要＞

本件は、被審人が、実際には納入されていないコンテンツ配信システムの開発（以下「本件システム開発」という。）に係る棚卸資産及びGSMモジュール（携帯電話用部品）の検査装置の開発（以下「本件検査装置開発」という。）に係る工具器具備品を資産として計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下、これらを併せて「本件各報告書」という。）を提出するとともに、本件各報告書を組込情報とする2通の有価証券届出書（以下「本件各届出書」という。）を提出し、これに基づく募集により株式及び新株予約権証券を取得させたことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

被審人は、「争点に対する被審人の主張」欄記載のとおり、株式会社Aに対して発注した、本件システム開発及び本件検査装置開発に係る各取引の前渡金として計上すべきであった金額を、誤ってそれぞれ棚卸資産及び工具器具備品として計上してしまったにすぎず、重要な事項につき虚偽の記載があるとはいえないと主張して争った。

決定では、本件システム開発及び本件検査装置開発はいずれも存在せず、本件各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されたものと認定の上、当該架空計上に係る金額及び割合が相当大きいことに照らし、本件各報告書及び本件各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽記載があると判断された。

＜争点＞

本件各報告書及び本件各届出書に、重要な事項につき虚偽の記載があるか

＜争点に対する被審人の主張＞

本件各報告書には、本件システム開発及び本件検査装置開発に係る各取引の前渡金として計上すべきものを、棚卸資産及び工具器具備品として計上した誤りがあるが、資産計上したことに誤りはないから、本件各報告書及び本件各届出書に重要な事項につき虚偽の記載があるとはいえない。

すなわち、被審人は、株式会社Aに対し、株式会社Bと行っていたデジタルTV共同開発事業（以下「本件TV共同開発」という。）の一環として、本件システム開発を発注し、この前渡金の支払に充てるため、株式会社Aに対して手形を振り出した。被審人が資産計上していた棚卸資産は、この開発の前渡金として計上すべきであったものである。

また、被審人は、海外メーカーから株式会社Aを介してGSMモジュールを仕入れた際、株式会社Aに対し、本件検査装置開発を発注し、この前渡金等の支払に充てるため、株式会社Aに対して手形を振り出した。被審人が資産計上していた工具器具備品は、この開発の前渡金として計上すべきであったものである。

＜決定概要＞

1 本件システム開発の存否について

本件システム開発については、そもそも被審人と株式会社Aとの間の契約書等が存在しない上、被審人内部で本件システム開発についての検討がなされるであろう経営会議の出席者らがその存在を認識しておらず、稟議書等並びに役員会及び経営会議の議事録等も一切存在していない。また、本件システム開発が本件TV共同開発の一環であるとの被審人の主張によれば、株式会社Bと株式会社Aとの間で何らかの協議がなされてしかるべきであるのに、両者間には、このような協議はおろか、取引関係すらない。さらに、株式会社Aには、本件システム開発についての業務に係る資料等が全く存在していない上、本件システム開発の成果らしきものが全く納入されていないのに、被審人は、株式会社Aに対し、本件システム開発の精算を求めている。そして、本件システム開発が実際に存在していたのであれば、そのとおり会計処理をすれば済むはずであるのに、株式会社Bから購入していた製品を株式会社Aからも仕入れたという真実と異なる書類も複数作成されていることから、本件システム開発が存在していたとは認められない。

2 本件検査装置開発の存否について

被審人の役員であるC氏は、審判廷において、本件検査装置開発については、継続の予定であったGSMモジュールの取引に必要なものであり、その発注を当時被審人の役員であったE氏に指示していた旨陳述する。また、株式会社Aの役員であるD氏は、審判廷において、被審人から、GSMモジュールの検査装置の開発の委託を受けたが、GSMモジュールの納品を急がされたことから、検査しないまま納品し、本件検査装置開発に対応する部分の代金は、GSMモジュールの代金が上記検査装置の開発費用と一括で決まっていたため、利益として受け取った旨陳述する。

しかし、E氏は、証券取引等監視委員会の調査及び社内調査委員会の事情聴取に対し、C氏から、株式会社AからのGSMモジュールの仕入額に一定額を上乗せして支払うよう指示を受けており、本件検査装置開発に係るものとされる各書類のうち、検査装置一式に係る記載は虚偽である旨の、C氏及びD氏の上記各陳述に反する供述をしている。

そこで、前記各陳述の信用性を検討すると、C氏は、証券取引等監視委員会の調査に対しては、株式会社Aとの間で決済未了であった取引の差額の帳尻を合わせるため、過大な取引金額を決めてE氏に伝えた旨供述している。また、C氏は、社内調査委員会の事情聴取に対し、GSMモジュールの金額より余分に株式会社Aに支払をするよう指示をしたが、それ以上の具体的指示はしていない旨供述している。このように、C氏は、E氏の上記供述に符合することを述べながら、審判廷では自らの上記各供述と異なる陳述をしているのに、このように供述を変遷させたことにつき、合理的な理由もうかがわれない。

また、C氏の前記陳述からすると、株式会社Aは、GSMモジュールを納品した後も、検査装置の開発を継続しているはずで、これを行わないのであれば、被審人との間で、その精算をするはずである。しかし、株式会社Aは、上記検査装置の開発に着手すらしていない上、その精算もしていない。D氏は、この理由につき、前記陳述をしているものの、何の開発もしていないのに、高額の利益を収受できる理由として首肯し難い上、その陳述自体、本来符号するはずのC氏の前記陳述とも矛盾している。

他方、E氏の前記供述は、C氏の従前の上記各供述と符号する上、その供述内容に沿った各書類も存在している。

そうすると、C氏及びD氏の審判廷における各陳述は、いずれも採用することができず、かえって、E氏の前記供述こそが、信用できる。

以上の次第で、被審人の主張に係る本件検査装置開発は、他にこれを認めるに足りる証拠もない以上、これが存在していたとは認められない。

3 まとめ

このように、被審人の主張に係る本件システム開発及び本件検査装置開発は、いずれも存在していたとは認められない一方、本件各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されている。

そして、これらの架空計上にかかる金額及び割合が相当大きいことに照らせば、本件各報告書及びこれらを組込情報とする本件各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽の記載があるものと認められる。

以上は、平成23年10月3日付で決定された、平成22年度（判）第29号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2011/19.pdf>

○ 参考（法令適用が争点となったもの）

1. 課徴金の要件としての経済的利得や故意過失の必要性

（平成 23 年度（判）第 25 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 24 年 10 月 22 日）

<争点>

- ① 法 172 条の 2 第 1 項は、発行開示書類に虚偽の記載があることでそれがなかったときより多くの出資を得られるような場合以外の場合にも適用されるか。
- ② 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行者に具体的な経済的利得のあることが必要か。
- ③ 法 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」はどのように解釈するのか。
- ④ 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行開示書類の虚偽の記載と有価証券を取得させることとの間に因果関係のあることが必要か。
- ⑤ 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行者に虚偽の記載についての故意又はそれに類する責任要素（以下「故意過失等の責任要素」という。）のあることが必要か。

<決定概要>

- ① 課徴金制度の下では、その趣旨・目的のため、違反者が現に経済的利得を得たか否かという個別的事情とは無関係に、所定の方式により機械的に算定される額の課徴金を課すこととされており、法 172 条の 2 第 1 項も、このことを前提としている。したがって、法 172 条の 2 第 1 項は、発行開示書類の虚偽の記載があることでそれがなかったときより多くの出資を得られるような場合以外の場合にも適用されるものである。
- ② 法 172 条の 2 第 1 項は、その文言上、課徴金の納付を命ずる要件として、虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者が実際に経済的利得を得たことを要求していない。
- ③ 法 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」とは、投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的事項、すなわち、その事実について真実の記載がなされれば投資判断が変わるような事項をいうものと解するのが相当である。
- ④ 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すための要件として、発行開示書類の虚偽の記載と有価証券を取得させることとの間に因果関係のあることは、文理上も実質的にも、必要でない。
- ⑤ 課徴金を課すための要件として、明文の定めもなしに、故意過失等の責任要素が一般的に要求されているとは解されず、法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すための要件としても、明文の定めがない以上、発行者に虚偽の記載についての故意過失等の責任要素のあることは、必要でない。

以上は、平成 24 年 10 月 22 日付で決定された、平成 23 年度（判）第 25 号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2012/23-25.pdf>

※ 本件については、平成 24 年 11 月 20 日、被審人は、取消訴訟を提起した。

平成 26 年 2 月 14 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 26 年 6 月 26 日、東京高等裁判所は、法第 172 条の 2 第 1 項に基づき課徴金を課すに当たり、発行者において具体的な経済的利得があること及び経済的利得が生じる一般的、抽象的な可能性があることは要件とされていないと解するのが相当であり、また、法第 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」とは、発行者から直接取得勧誘を受ける不特定の相手方のみならず、その相手方から譲渡を受ける可能性がある投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような事項をいうものと解すべきであること、さらに、発行開示書類の虚偽記載と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要であると解すべきであること、そして、課徴金条項に基づく課徴金は、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告及び上告受理申立てをした。

平成 27 年 1 月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

2. 虚偽記載のある有価証券届出書により新株予約権証券を取得させた場合の課徴金額（平成 22 年度（判）第 8 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 22 年 12 月 9 日）

<争点>

- ① 新株予約権が行使されることなく消滅し、かつ、発行者が得た発行対価全額が取得者へ交付された場合、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による課徴金が課されるか。
- ② 法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号にいう「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とはいかなる金額を指すか。

<決定概要>

- ① 法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による課徴金の額は、重要な事項に虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点で確定し、その後、新株予約権が行使されることなく消滅し、発行者が得た新株予約権証券の発行対価全額が取得者に交付されたとしても、同号の規定が適用されることに変わりはなく、同号の規定による課徴金が課されるというべきである。
- ② 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点における新株予約権の行使価額を基準に計算して得られた金額と解すべきである。

以上は、平成 22 年 12 月 9 日付で決定された、平成 22 年度（判）第 8 号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2010/31.pdf>

※ 本件については、平成 22 年 12 月 24 日、被審人は、取消訴訟を提起した。

平成 24 年 6 月 29 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 25 年 3 月 28 日、東京高等裁判所は、有価証券届出書の虚偽記載に係る新株予約証券部分の課徴金額の算定について、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）は一義的に確定すること、また、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）であると解すべきなどとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告及び上告受理申立てをした。

平成 27 年 1 月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

（参考条文）

第一百七十二条の二 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五）

二 （略）

2～6 （略）

VIII 参考資料

課徴金制度について

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要である。

このため、証券市場への信頼を害する違法行為に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成 17 年 4 月から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度が導入された。

○ 金融商品取引法における課徴金制度の沿革

平成 16 年法律第 97 号により証券取引法が改正され、課徴金制度が導入された。課徴金制度の沿革は以下のとおりである。

- (1) 平成 16 年法律第 97 号による証券取引法の改正(平成 17 年 4 月 1 日から施行)
それまでの刑事罰に加え、課徴金制度が導入され、以下の行為が課徴金の対象となった。
 - 「発行開示書類等の虚偽記載」
 - 「風説の流布・偽計」
 - 「現実売買による相場操縦」
 - 「内部者取引（インサイダー取引）」
- (2) 平成 17 年法律第 76 号による証券取引法の改正(平成 17 年 12 月 1 日から施行)
「継続開示書類の虚偽記載」が新たに課徴金の対象となった。
- (3) 平成 18 年法律第 65 号による金融商品取引法への改組（平成 19 年 9 月 30 日から施行）
四半期報告制度が導入され、「継続開示書類の虚偽記載」の対象に四半期報告書が追加された。
- (4) 平成 20 年法律第 65 号による金融商品取引法の改正（平成 20 年 12 月 12 日から施行）
「発行開示書類等の虚偽記載」及び「継続開示書類の虚偽記載」については、課徴金額の水準が引き上げられ、違反行為の対象には「重要な事項につき虚偽の記載がある場合」に加え「記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合」が追加された。さらに、継続開示書類の虚偽記載については、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべき臨時報告書

を提出しない場合」が課徴金の対象となった。

「風説の流布・偽計」「現実売買による相場操縦」「内部者取引（インサイダー取引）」については、課徴金額の水準が引き上げられ、それぞれに金融商品取引業者等が顧客等の計算において取引をした場合の課徴金規定が追加された。

また、以下の行為が新たに課徴金の対象となった。

- 「発行開示書類の不提出等」
- 「継続開示書類の不提出」
- 「公開買付開始公告実施義務違反」
- 「公開買付開始公告の虚偽表示等」
- 「大量保有・変更報告書の不提出」
- 「大量保有・変更報告書の虚偽記載等」
- 「特定証券情報の不提供等」
- 「特定証券等情報の虚偽等」
- 「発行者等情報の虚偽等」
- 「仮装・馴合売買」
- 「違法な安定操作取引」

このほか、課徴金の減算措置及び加算措置が導入された。また、課徴金に係る審判手続開始決定の除斥期間が3年から5年に延長された。

- (5) 平成24年法律第86号による金融商品取引法の改正（平成25年9月6日から施行）

「虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為」が新たに課徴金の対象となった。

○ 課徴金額の算定方法等

開示規制違反等に対する課徴金額の算定方法等は以下のとおりである。

- (1) 届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金（法第172条）

（課徴金の対象となる者）

- ① 届出を必要とする有価証券の募集等について、届出が受理されていないのに募集等をした者（第1項）

※ 「募集等」とは募集、自己所有の有価証券の売出し、自己所有の有価証券の適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は自己所有の有価証券の特定投資家等取得有価証券一般勧誘をいう。

- ② 届出の効力が発生する前に募集又は売出しにより有価証券を取得させた発行者、または自己の所有する有価証券を売り付けた者（第2項）

- ③ 目論見書を交付しないで売出しにより自己の所有する既の開示された有価証券を売り付けた者（第3項）
- ④ 発行登録追補書類の提出前に募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた者（第4項）

（課徴金額の算定方法）

募集・売出し総額×4.5%（株券等以外は2.25%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(2) 虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金（法第172条の2）

（課徴金の対象となる者）

- ① 虚偽記載等のある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集・売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者（第1項）
※ 「虚偽記載等」とは、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることをいう。以下において同じ。

- ② 虚偽記載等のある発行開示書類を提出した発行者の役員等であって、当該発行開示書類に虚偽記載等があることを知りながら、その提出に関与し、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者（第2項）

※ 「役員等」とは、当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下において同じ。

- ③ 虚偽記載等のある目論見書を使用した売出しにより自己の所有する既の開示された有価証券を売り付けた発行者（第4項）
- ④ 虚偽記載等のある目論見書を使用した発行者の役員等であって、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者（第5項）
- ⑤ 発行開示訂正書類を提出しなければならない場合において、発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者（第6項）

（課徴金額の算定方法）

募集・売出し総額×4.5%（株券等以外は2.25%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(3) 有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金（法第 172 条の 3）

（課徴金の対象となる者）

- ① 有価証券報告書の提出義務がありながら有価証券報告書を提出しない発行者（第 1 項）
- ② 四半期報告書又は半期報告書の提出義務がありながら四半期報告書又は半期報告書を提出しない発行者（第 2 項）

（課徴金額の算定方法）

①の課徴金額

提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度の直前事業年度における監査報酬額に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴金府令第 1 条の 2 第 1 項）は、400 万円

②の課徴金額

提出すべきであった四半期報告書又は半期報告書に係る期間の属する事業年度等の直前事業年度等における監査報酬額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度等がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴金府令第 1 条の 2 第 2 項）は、200 万円

(4) 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金（法第 172 条の 4）

（課徴金の対象となる者）

- ① 虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出した発行者（第 1 項）
※ 「有価証券報告書等」とは、有価証券報告書及びその添付書類又はそれらの訂正報告書をいう。
- ② 虚偽記載等のある四半期・半期・臨時報告書等を提出した発行者（第 2 項）
※ 「四半期・半期・臨時報告書等」とは、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又はそれらの訂正報告書をいう。
- ③ 臨時報告書のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべきものを提出しない発行者（第 3 項）

（課徴金額の算定方法）

①の課徴金額

当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の 10 万分の 6 又は 600 万円のいずれか高い額。

※ 「算定基準有価証券」とは、株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下において同じ。

②及び③の課徴金額

①で算定した額の2分の1に相当する額。

(5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金（法第172条の5）

（課徴金の対象となる者）

- ① 公開買付けによって株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした発行者以外の者

※ 「株券等」とは、法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。第172条の6において同じ。「買付け等」とは、法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。

- ② 公開買付けによって上場株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで上場株券等の買付け等をした発行者

※ 「上場株券等」とは、法第24条の6第1項に規定する上場株券等をいう。第172条の6において同じ。「買付け等」とは、法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。

（課徴金額の算定方法）

当該公開買付開始公告を行わないでした株券等（発行者による買付け等の場合には上場株券等）の買付け総額×25%

(6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行った者等に対する課徴金（法第172条の6）

（課徴金の対象となる者）

- ① 虚偽表示等のある公開買付開始公告等を行った者又は虚偽記載等のある公開買付届出書等を提出した者（第1項）

※ 「虚偽表示等」とは、重要な事項につき虚偽の表示があり、又は記載すべき重要な事項の表示が欠けていることをいう。「公開買付開始公告等」とは、公開買付開始公告又は公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。

「公開買付届出書等」とは、公開買付届出書、その訂正届出書、対質問回答報告書又はその訂正報告書をいう。

- ② 公開買付訂正届出書等の提出義務がありながら、提出しない者（第2項）

※ 「公開買付訂正届出書等」とは、公開買付届出書、訂正届出書、対質問回答報告書又は訂正報告書をいう。

(課徴金額の算定方法)

公開買付開始公告を行った日の前日における当該公開買付けに係る株券等
(発行者による買付け等の場合には上場株券等)の最終の価格に、当該公開買
付けにより買付け等をした数量を乗じて得た額×25%

(7) 大量保有・変更報告書を提出しない者に対する課徴金(法第172条の7)

(課徴金の対象となる者)

大量保有報告書等の提出義務がありながら大量保有報告書等を提出しない者

※ 「大量保有報告書等」とは、大量保有報告書及び変更報告書をいう。以下におい
て同じ。

(課徴金額の算定方法)

提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国
の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券
等の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における最終の価格
に、当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた
額×10万分の1

(8) 虚偽記載のある大量保有・変更報告書等を提出した者に対する課徴金(法第
172条の8)

(課徴金の対象となる者)

虚偽記載等のある大量保有報告書等を提出した者

(課徴金額の算定方法)

大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発
行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該大
量保有報告書等の提出日の翌日における最終の価格に当該翌日における発行
者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10万分の1

(9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者に対す
る課徴金(法第172条の9)

(課徴金の対象となる者)

有価証券の発行者が特定証券情報を提供又は公表していないのに特定勧誘
等をした者

※ 「特定勧誘等」とは、法第27条の31に規定する特定取得勧誘及び特定売付け勧
誘等をいう。以下において同じ。特定売付け勧誘等をした者については、自己の所
有する有価証券に関して特定売付け勧誘をした者に限る。

(課徴金額の算定方法)

特定勧誘等により取得等させた有価証券の発行価額の総額×4.5% (株券等以外は2.25%)

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(10) 虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金 (法第172条の10)

(課徴金の対象となる者)

① 虚偽等のある特定証券等情報を提供等し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等より有価証券等を取引等させた発行者 (第1項)

※ 「虚偽等」とは、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けているものをいう。以下において同じ。

「提供等」とは、提供又は公表をいう。以下において同じ。

② 虚偽等のある特定証券等情報を提供等した発行者の役員等であって、虚偽等があることを知りながら当該特定証券等の提供等に関与し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等によって自己が所有する有価証券を売り付けた者 (第2項)

(課徴金額の算定方法)

イ) 当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の100分の4.5 (株券等以外は100分の2.25)

ロ) 当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ) の額に、

当該特定証券等情報の提供を受けた者の数

当該特定勧誘等の相手方の数

を乗じて得た額

(11) 虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金 (法第172条の11)

(課徴金の対象となる者)

虚偽等のある発行者等情報を提供等した発行者

(課徴金額の算定方法)

イ) 当該発行者等情報が公表されている場合

600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額

ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合

イ)の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}} \\ \text{を乗じて得た額}$$

(12) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者に対する課徴金（法第 172 条の 12）

（課徴金の対象となる者）

虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為をした者」という。）

（課徴金額の算定方法）

特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

上記(1)から(12)によって算定された課徴金額が 1 万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。（法第 176 条第 1 項）

算定された課徴金額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。（法第 176 条第 2 項）

課徴金の対象となる者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなす。（法第 176 条第 4 項）

課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合において、法第 185 条の 7 第 2 項から第 11 項に定める課徴金額の調整が行われる。このうち、同一の記載対象事業年度において、複数の継続開示書類に虚偽記載等があり、それらに関して課徴金納付命令の決定をしなければならない場合（第 6 項）について例示する。

虚偽記載のあった開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の①②の額と比較する。

- ① 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
- ② 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

①②のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

○ 課徴金の減算措置

自主的なコンプライアンス体制の構築の促進及び再発防止の観点から、課徴金の対象となる違反行為のうち、

- ① 発行開示書類の虚偽記載等（第 172 条の 2 第 1 項）

- ② 継続開示書類の虚偽記載等（第 172 条の 4 第 1 項又は第 2 項）
- ③ 大量保有・変更報告書の不提出（第 172 条の 7）
- ④ 特定証券等情報の虚偽等（第 172 条の 10 第 1 項）
- ⑤ 発行者等情報の虚偽等（第 172 条の 11 第 1 項）
- ⑥ 特定関与行為（第 172 条の 12 第 1 項）
- ⑦ 法人による自己株式の取得に係る内部者取引（第 175 条第 9 項のうち、自己株式の取得に係るもの）

について、証券取引等監視委員会又は金融庁若しくは各財務局・福岡財務支局・沖縄総合事務局による検査又は報告の徴取が開始される前に、証券取引等監視委員会に対し違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が、金融商品取引法の規定に基づいて算出した額の半額に減軽される。（法第 185 条の 7 第 14 項）

課徴金の減額の報告に係る手続は、証券取引等監視委員会のウェブサイトを参照されたい。（URL：<http://www.fsa.go.jp/sesc/kachoukin/tetuduki.htm>）

○ 課徴金の加算措置

過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けた者が、再度違反行為を繰り返した場合は、課せられる課徴金額が 1.5 倍となる。（法第 185 条の 7 第 15 項）